

学校の 安全管理に 関する 取組事例集

学校への不審者侵入時の
危機管理を中心に

文部科学省

ま え が き

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要があることはいうまでもありません。

しかしながら、近年、学校における事件・事故が大きな問題となっております。これらの事件・事故の発生を防止し、子どもを犯罪の被害から守るためには、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制等の整備、防犯教育の充実、施設設備の整備、教職員等の一層の危機管理意識の向上などが必要となってきています。

このような中、文部科学省においては、関係省庁、関係機関等と連携しながら、安全で安心できる学校の確立を目指し、学校安全及び心のケアの充実に総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」を平成14年度から推進しております。この「子ども安心プロジェクト」の中で、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業の実施、健康相談活動支援体制整備事業の拡充等を行うとともに、平成14年12月には、教育委員会や学校において、不審者侵入などの事態が起きた場合の具体的な対応の仕方の参考となるよう、共通的な留意事項をまとめた「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、全国の学校、関係機関・団体等に配布したところです。

このたびは、「子ども安心プロジェクト」の一環として、学校への不審者侵入時を中心とした学校における犯罪被害防止のための特色ある安全管理の取組等を掲載した事例集を作成しました。既に配布済のマニュアル等と併せて、学校の安全管理の一層の充実のために活用していただきたいと思います。

末尾となりましたが、本資料の作成に当たりまして御尽力をいただきました協力者の方々及び関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成15年6月

文部科学省スポーツ・青少年局長

田 中 壯 一 郎

目 次

まえがき

頁

〔総 説 編〕

1 学校の危機管理の在り方

- (1) 学校での危機管理の意義1
- (2) 学校における危機管理の内容2

2 学校への不審者侵入に対する危機管理体制の整備

- (1) 基本的な考え方6
- (2) 学校における危機管理体制の整備6
- (3) 状況・事態に応じた危機管理体制整備への取組8

3 学校における安全確保に関する充実方策

- (1) 基本的な考え方14
- (2) 子どもの安全確保のための方策15
- (3) 子どもへの防犯教育の充実19
- (4) 子どもの安全確保を考慮した学校施設の整備25

4 教育委員会における危機管理体制の整備

- (1) 日常の取組を行う体制28
- (2) 不審者侵入時に発動できる体制30
- (3) 事後の対応や措置を行う体制31
- (4) 体制づくりに当たっての留意点33

Q & A34

〔事 例 編〕

- 事例掲載校等一覧（各学校の主な取組等を記述）38
- 各学校の事例40～108

参考文献109

作成協力者名簿110

※ 国私立の学校にあっては、本資料中、「教育委員会」とあるのは適宜「大学」あるいは「学校法人」の事務局等と読み替えて適切に御活用願います。

1 学校の危機管理の在り方

(1) 学校での危機管理の意義

① 危機管理の必要性

学校は、幼児児童生徒（以下「子ども」という。）が安心して学ぶことができる安全な場所であればならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故（危機と同義。以下同じ。）が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。

ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

本書では、危機管理を、「事前の危機管理（リスク・マネージメント）」と「事後の危機管理（クライシス・マネージメント）」の2つの側面から、次のように捉えている（図1）。

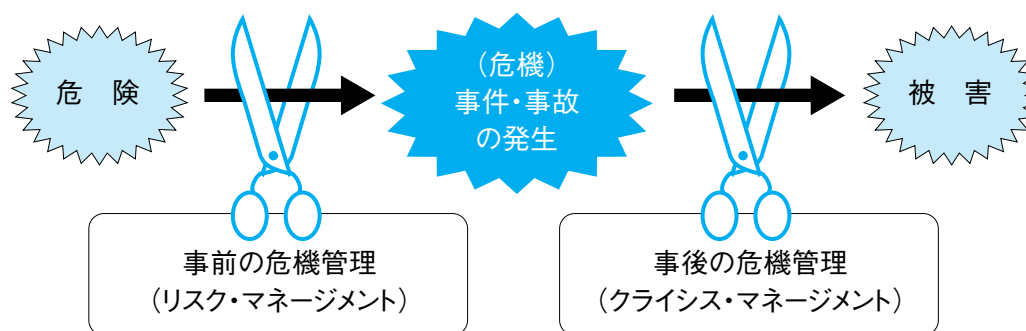


図1 危機管理の2つの側面

事前の危機管理（リスク・マネージメント）とは、事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理である。ここでは、早期に危険を発見し、その危険を確実に除去することに重点が置かれる。事後の危機管理（クライシス・マネージメント）とは、万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

学校の危機管理の対象となる事項としては、地震、火災などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動における事故、通学中の交通事故など様々である。その中でも学校への不審者侵入などの犯罪は、子どもや教職員等の生命や心身等の安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対して深刻な被害をもたらし、近隣住民をも不安に陥れるものであり、学校の危機管理の対象として非常に重要である。

したがって、防犯にかかわる学校の危機管理体制の確立は、全ての学校において緊

急かつ重要な課題である。

② 学校の危機管理の目的

学校の危機管理の目的は、子どもや教職員等の生命や心身等の安全を確保することである。そのため、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、子どもや教職員等の安全を確保することが最も重要である。併せて万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも学校の危機管理の目的である。

③ 学校の危機管理における体制づくりの意義

学校の危機管理では、体制づくりが重要となる。学校の危機管理体制においては、校長が責任者となり、安全担当の教職員（以下「安全担当」という。）が中心となって活動を推進する。もちろん、学校の危機管理体制にはすべての教職員が参加することが必要であり、教職員はそれぞれの状況に応じて平時から役割を分担し、連携を深めながら活動を進めていく必要がある。

また、教育委員会をはじめ、警察等の地域の関係機関・団体との連携を確立し、迅速に連絡し合い、協力し合うことが可能な体制を作っておくことが大切である。

さらに、保護者や地域住民も、危機管理体制において重要な役割を果たす。学校内外における安全教育を通じて、子どもに自他の安全を守る態度を養い、自分自身で危険に気付き、それを回避する能力を育てることに加え、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めることも、子どもや学校の安全確保にとって不可欠な活動である。

(2) 学校における危機管理の内容

① 学校安全計画と危機管理

適切な危機管理を行うためには、綿密に計画を立案しておく必要がある。学校では、安全に関する計画として学校安全計画が位置付けられている。学校安全計画には、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動が含まれる。したがって、危機管理の内容は、これら3つの事項にまたがって整備される必要がある（図2）。

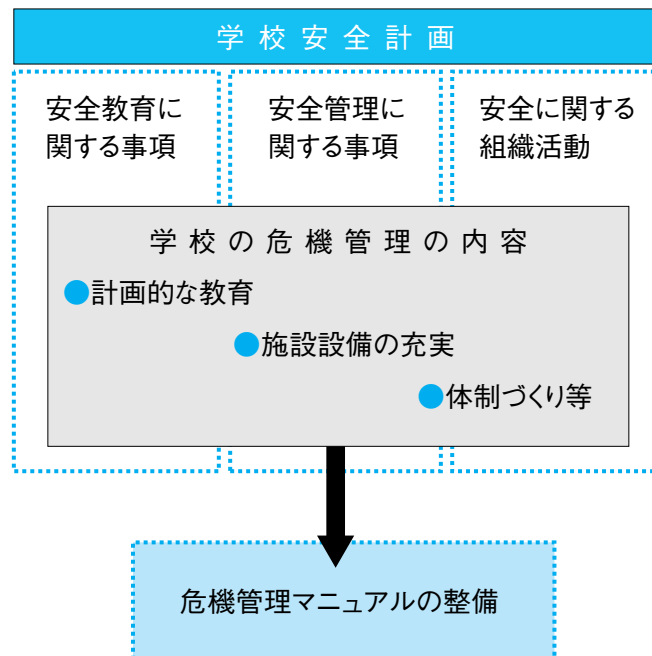


図2 学校安全計画と危機管理

学校の危機管理は、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等の実態に即したものでなければならない。学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭あるいは安全担当等が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておかなければならない。また、多様な事件・事故に十分対応できるように計画しておく必要がある。そして何よりも、子どもの安全確保を最優先することが大切である。

また、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものが危機管理マニュアルである。危機管理マニュアルは、単にそれを作成するだけでなく、マニュアルが機能するよう訓練を実施するとともに、訓練によって得られた課題をもとに、より機能するものに改善していくことが重要である。

② 学校への不審者侵入に対する危機管理の在り方

学校における不審者侵入事件の背景や状況は複雑であり、施設整備面（ハード面）及び安全管理体制や教育等の面（ソフト面）の両面から総合的な対策を講ずる必要がある。

例えば、必要に応じて学校施設内に警報装置や防犯監視システム等を導入するなど、施設設備面での防犯の強化を図ることが挙げられる（ハード面）。それと同時に、子どもの発達段階や、学校や地域の実情等に応じた安全管理や安全教育等が実施できる

体制を構築する必要がある。そのために、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、適切に運用する必要がある、日頃から保護者や地域の関係機関・団体との連携を密接にし、事件・事故の発生を未然に防ぐための安全管理や安全教育を計画的、組織的に進めていくことが必要である（ソフト面）。

その際、教職員全体の危機管理に対する意識を高めることが不可欠である。さらに、子どもや学校の安全を守るためには、犯罪を防止するために住民が進んで地域社会の安全点検を実施したり、不審者に関する情報を共有したりするなど、住民全体で安全で安心できる生活を送れるようなまちづくりを行うことが基盤となることはいうまでもない。

以上の内容をまとめたものが図3である。

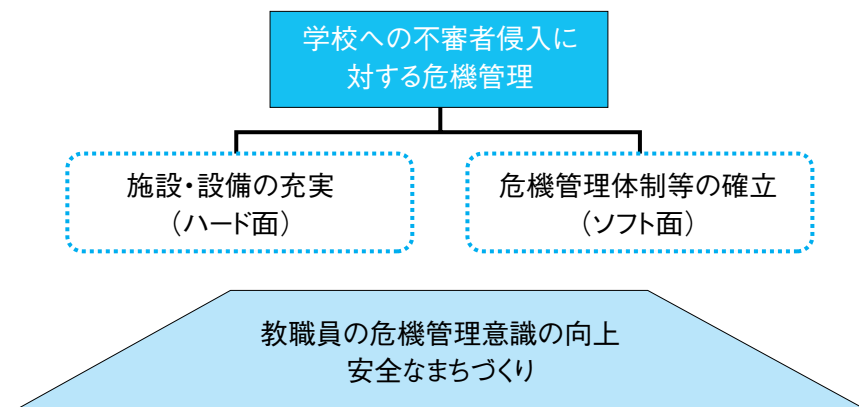


図3 学校への不審者侵入に対する危機管理の在り方

③ 学校における危機管理の進め方

学校で行う危機管理の要点としては次のような内容が挙げられる。危機管理は学校の特性に合わせて、これらの内容を適切かつ確実に進めていかなければならない。

- ア 校長、教頭、安全担当等を中心にして、危機管理体制づくりを進める。
- イ 家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校周辺等における不審者等の情報を把握する。
- ウ 様々な状況に応じて、実行可能で効果的な対策を講じる。
- エ 地域の関係機関・団体との連携を図り、保護者や地域住民へ協力を求める。
- オ 学校、地域の状況等に応じた危機管理マニュアルを作成する。
- カ その際、事件・事故発生時における対応の優先順位を明確にする。
- キ 危機管理マニュアルを効果的に運用するために、適宜訓練を実施する。

- ク 訓練によって得られた課題をもとに、危機管理マニュアルをより機能するものに改善していく。
- ケ 教職員に対して、危機管理に関する研修を積極的に行い、教職員の危機管理意識の向上、維持に努める。

2 学校への不審者侵入に対する危機管理体制の整備

(1) 基本的な考え方

① 不審者侵入に対する危機管理

1で述べたように、本書でいう学校における「危機管理」は、事前の危機管理(リスク・マネジメント)と事後の危機管理(クライシス・マネジメント)との両方をあわせて考えている。このことを踏まえて、ここでは、不審者侵入に対する危機管理について、次の3つの視点でとらえることにする。

ア 不審者侵入を未然に防ぐための危機管理

第1に、不審者の侵入を未然に防ぐための危機管理である。学校内への不審者の侵入を防ぎ、子どもや教職員等の安全を脅かす事態が生じないように、対策を講じなければならない。

イ 事件発生直後の危機管理

第2に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、事件発生直後に行う危機管理である。侵入した不審者から、子どもや教職員等の安全を守り、速やかな状況把握と救急・救命、被害の拡大防止・軽減を行うための対策を講じなければならない。

ウ 侵入者退去後・逮捕後の危機管理

第3に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、侵入者が退去した後、または逮捕された後に行う危機管理である。事態の収拾や、内外からの問い合わせに対応するとともに、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じなければならない。

そして、これらの危機管理を確実に、かつ効果的に行うためには、日常における準備・訓練、教育・啓発活動等を充実・徹底するための対策を講じなければならない。

② 学校への不審者侵入に対する危機管理体制

学校への不審者侵入に対する危機管理体制とは、①で挙げたア～ウの3つの視点を達成するために、以下の2点について有効に機能するような体制を構築することである。

I 学校内における迅速・的確な連携・対処

II 学校と家庭、地域及び関係機関・団体との有機的・協力的な関係

(2) 学校における危機管理体制の整備

① 危機管理体制を整備するための心構え

(1)で述べたような危機管理体制の整備を図るためには、教育委員会、学校、

PTA、保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等が、それぞれの特性を認識しながら協力し、期待される役割を果たすことができるような関係を構築することが重要である。

② 学校及び関係機関・団体等に期待される役割

学校への不審者侵入に対する危機管理体制について、学校及び関係機関・団体等に期待される役割の一例については、表1にまとめた。

表1 学校への不審者侵入に対する危機管理体制に関わる諸機関の役割の一例

機 関	役 割
(1)学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども、教職員等の安全確保 ○ 学校施設設備・通学路の点検・事後措置 ○ 安全教育（防犯教育）の推進 ○ 不審者への対応方法等の検討 ○ 教職員、子ども、保護者等への危機意識の啓発 ○ 学校安全及び不審者に関する情報の整理・管理
(2)PTA、保護者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもへの安全指導 ○ 通学路の安全点検・通学時の安全指導 ○ パトロール ○ 不審者の情報提供 ○ 事件・事故発生時における保護者間の支援・協力 ○ 事件・事故に関する学校への要望・意見の提示・集約
(3)地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の情報提供 ○ パトロール ○ 事件・事故発生時の避難場所の提供（こども110番の家など） ○ 事件・事故発生時の安全確保と通報（登下校時、校外学習時など）
(4)教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校への支援 ○ 危機管理に関する指導・助言 ○ 情報収集・整理・提供 ○ 必要に応じた警備員などの人的配置 ○ 心のケアの支援・専門家などの派遣 ○ 教職員の資質向上 ○ 危機管理専門家（教職員）の育成 ○ 関係機関・団体との連絡・調整 ○ 地域住民への啓発活動 ○ 施設設備の整備
(5)警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロール ○ 防犯訓練、防犯啓発活動、防犯教室等への指導・助言 ○ 不審者の保護・逮捕 ○ 危険物への対応
(6)消防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急処置 ○ 病院への搬送 ○ 消火活動 ○ 危険物への対応
(7)医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療・カウンセリング ○ 学校の保健指導・衛生管理への指導・助言
(8)近接する学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の情報提供 ○ 他校への支援

③ 学校の危機管理体制構築のための留意点

学校の危機管理体制を構築するに当たっては、次のような点に留意することが望まれる。

ア 学校、地域、関係機関・団体等の特性や実態に即したものとする。

イ 子どもの安全確保を最優先に考える。

ウ 校長、教頭、役割を担っている教員が不在の場合でも対応できるようなものにする。

エ 多様な事態にも柔軟に対応できるように工夫する。

また、これらの体制が有効に機能するように、学校内はもちろんのこと、地域や関係機関・団体等とも活発な情報交換を行って、共通理解を図ることが求められる。

(3) 状況・事態に応じた危機管理体制整備への取組

① 日常の取組を行う体制づくり

日常において、以下のような体制の整備が必要である。

ア 学校独自の「危機管理マニュアル」の作成・運用

各学校で独自の「危機管理マニュアル」を作成し、運用するための体制整備が必要である。マニュアル作成にあたっては、次の点に留意することが必要である。

○ 文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。

○ 警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。

○ 各学校の特性・実態に応じたものとする。

○ 具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

また、マニュアルが有効に機能するように訓練や点検を継続的に行うことが必要である。

イ 教職員の役割分担の明確化

学校への不審者侵入などの事態に対処するために、あらかじめ教職員の役割分担を決めておくことが必要である。例えば、不審者侵入時の役割としては、(例1)のような役割が考えられる。

(例1) 不審者侵入時に求められる教職員の役割の例

- 全体指揮
- 不審者への対応
- 避難誘導・安全確保
- 応急手当・医療機関との連絡
- 安否確認
- 保護者等への連絡
- 外部との対応
- 電話対応・記録

これは、あくまでも一例であるので、各学校の特性・実態に応じた役割の設定や分担を行う必要がある。また、役割を担当している教職員が不在の場合でも機能するための工夫や、教職員の共通理解を図ることも考慮しなければならない。加えて、予想していなかった事態が生じて、柔軟に対応できるようにすることも忘れてはならない。

ウ 報告・連絡・相談・確認(チェック)の体制

事件が発生して、様々な業務が生じると、情報の錯綜だけでなく、思い違いや行き違いなどが生じる。例えば、警察への通報が必要な事態になった場合に、「誰かがすでに警察に通報しただろう」と考えて何もしないまま時間が過ぎ、結果的に誰も通報していなかった、といった状況が起こりうる。このようなことが起こらないように、単に役割分担を行うだけでなく、報告・連絡・相談・確認(チェック)が確実にを行うことができる体制を、日常から整備(確認)しておくことが必要である。

エ 不審者の早期発見・侵入防止

不審者の早期発見・侵入防止のため、学校内及び周辺の見回り、出入口について、限定し、登下校時以外は施錠するなどの適切な管理、受付などによる来訪者チェック等を徹底させるための体制の整備が必要である。

オ 設備・機器の整備

不審者侵入対策に必要な設備・機器の整備について、各学校の実情を考慮しながら効果的に取り組むことが必要である(例2)。

(例2) 不審者侵入対策に求められる設備・機器整備に必要と考えられる事項の例

- 必要な設備・機器のリストアップ
- 必要な設備・機器の購入・設置
- 設備・機器のチェック及びメンテナンス
- 設備・機器の操作・取り扱い方法の習得
- 設備・機器の管理
- 安全点検

カ 連絡体制等の整備

学校周辺における不審者に関する情報の把握も不可欠である。情報の収集・整理・確認、そして伝達を円滑に行うため、不審者情報の収集・整理、不審者侵入時の迅速な連絡・通報、日頃からの教職員間、学校と子ども、学校と家庭、学校と教育委員会、学校と関係機関、PTA、地域住民などとの連絡のための体制を整備することが求められる。

② 不審者侵入時に即応できる体制づくり

これまで述べてきたように、事件・事故の発生を極力未然に防ぐため、事前の危機管理について、万全を期すことが求められているが、万が一学校に不審者が侵入するなどの緊急事態が発生した場合に、子どもや教職員、来校者等の学校内にいる人々の安全を守ることができる体制の整備が必要である。

不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例は、次の図1のとおりである。

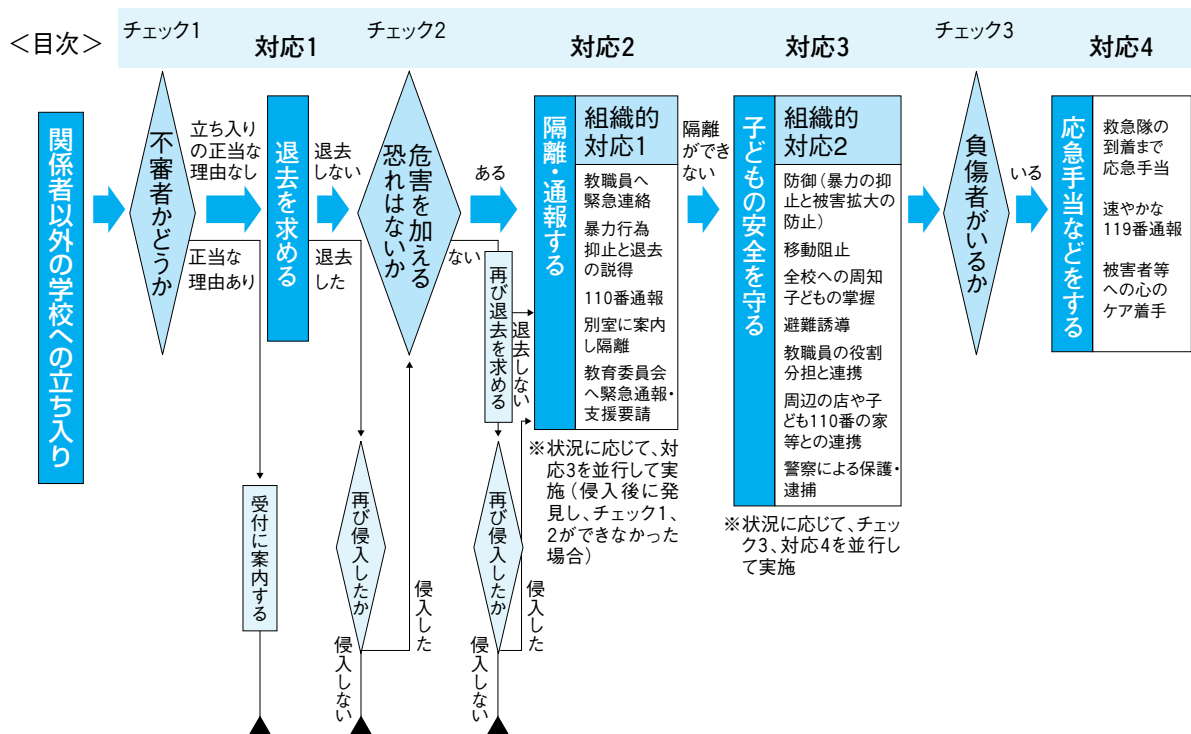


図1 不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例

また、不審者の侵入防止等に関して必要と思われる事項として、以下のような事柄が挙げられる。

ア 侵入者の早期発見・確認

不審者の侵入を速やかに発見・確認し、事態を学校内外に伝えるための体制が必要である。不審者かどうかを確実にチェックする体制、正当な理由なく学校内へ立ち入った者に対して退去を求める体制、不審者の校内での暴力行為の抑止が困難である場合等における学校内や教育委員会への連絡体制、及び、警察・消防など学校

外への通報体制等の整備が求められる。

イ 人的被害の防止と対応

学校へ侵入した不審者が校内で暴力行為を働いた場合に、不審者を子どもに近づけないようにすること、子どもを掌握し、安全を守り、適切に避難誘導をすることなど、人的被害の防止・軽減の対策を行うための体制が必要である。子どもの安全確保、子どもの掌握や避難誘導等について効果的な体制の整備が求められる。

ウ 負傷者への対応

負傷者への対応も不可欠である。負傷者の有無などの情報把握、症状の確認、応急手当、消防（救急車）・警察への通報、医療機関等への連絡、搬送等を迅速かつ確実にを行うことができる体制の整備が求められる。

エ 関係機関との連絡・問い合わせへの対応

事件の発生に伴い、関係機関との連絡や情報交換等を行う体制や外部からの問い合わせ等に対応する体制が必要である。警察・消防・医療機関への連絡、家庭との連絡、地域との連絡、教育委員会との連絡等を円滑に行うことができるような体制や、各方面からの問い合わせについての的確に対応できるような体制の整備が求められる。特に、被害者がいる場合、被害者の家族や関係者に速やかに連絡できるようにすることが不可欠であり、PTAの役員等に協力を要請することについて検討することも重要である。

オ 事件・事故対策本部の整備

学校において、事件・事故の発生に対する対策の中核となるものが事件・事故対策本部である。事件・事故対策本部については、各学校で平時から設置しておき、事件・事故が発生した場合に、速やかに発動できるような体制づくりに努める必要がある。このため、日頃から、事件・事故対策本部が有効に機能するように、教職員の役割分担と全体の指揮・統括の方法などを確認しておくことが求められる。

③ 不審者退去（保護・逮捕）後に必要な体制づくり

不審者が学校から退去した後、又は保護・逮捕された後において、必要な対応を行うことができる体制の整備が必要である。

ア 事後の対応や措置

既に述べたように、事後の対応や措置を適切・迅速に行う上で、事件・事故対策本部のような中核となる組織を速やかに発動できるような体制が必要である。事件・事故に関する情報の収集・整理及び提供、保護者等への説明、近隣の学校や関係機関・団体等との連絡、報告書の作成、災害共済給付等の請求などについて、円滑かつ確実に実施するための体制の整備が求められる。

イ 情報の収集・整理、保護者等への説明

情報の収集、整理、及び提供等の体制が必要である。状況の把握と整理、関連情

報の整理、事件の記録、家庭及び関係機関・団体との連絡、報道機関等からの問い合わせに対応するための窓口の設置等を行うための体制の整備が求められる。

また、事件・事故の深刻さを勘案し、状況によっては、保護者への説明会や文書の発行等による事件の説明が必要になるので、このような対応が確実に行うことができる体制についても整備が不可欠である。

ウ 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じるための体制の整備が求められる。

エ 「心のケア」の対応

事件に遭遇した子ども、その保護者、教職員等への「心のケア」を行うための体制が必要である。子ども、その保護者、教職員等の心の健康状態についての把握、家庭との連絡、専門家や専門機関との相談、連携等についての体制の整備が求められる。

詳しくは、「非常災害時における子どもの心のケアのために（改訂版）」（文部科学省）を参照のこと。

④ より幅の広い防犯・学校安全の体制づくり

これまでは、学校への不審者侵入事件の発生を念頭に置いて、①日常、②不審者侵入時、③不審者退去（保護・逮捕）後、のそれぞれについて取り組まなければならない体制の整備について述べてきた。このような危機管理をより効果的なものにするためには、これらと並行して、日頃から、例えば、防犯教育、教職員の研修・訓練、家庭・地域・関係機関・団体等との連携、関連情報の収集・整理など、より幅の広い防犯・学校安全に関する体制づくりを充実させていくことが求められる。

3 学校における安全確保に関する充実方策

(1) 基本的な考え方

① 総合的な対策の必要性

学校における安全確保のためには、様々な側面からの多様な対策が求められるが、その有効性を高めるには、各対策を関連づけて総合的に実施することが必要である。具体的には、ソフト面の対策とハード面の対策を併せて行うこと、安全管理及び安全(防犯)教育を組織的に実施すること、日常的な防止対策と併せて緊急時の対処ができるようにすることなどが挙げられる。

ア ソフト面及びハード面の対策

ソフト面での対策としては、子どもに対する防犯教育(避難訓練等を含む)や保護者への啓発活動などの学校教育に関する対策、危機管理マニュアルの作成や連絡体制の整備、教職員の研修などの学校運営に関する対策等が挙げられる。ハード面での対策としては、地域の実情を考慮した学校の施設設備の整備や通学路等を含む地域の環境改善などの対策等が挙げられる。

イ 安全管理、安全教育の一体的な実施、及び組織的展開

安全確保のためには、子どもの周囲の環境における安全の保持や危険の除去を目的とする安全管理とともに、子ども一人一人の安全に関する資質・能力の向上を目的とする安全教育が不可欠である。

さらに、対策を有効なものとするためには、これらの活動を組織的に展開する必要があり、安全確保の必要性やそのための対策などに関する共通理解に加えて、それぞれの役割に対する相互理解と具体的な連携の方策を明らかにしておくことが求められる。

ウ 日常の安全確保と緊急時の安全確保

既に述べたように、安全確保のためには、事前及び事後の危機管理の両面から行う必要がある。具体的には、まず、日常の安全点検や不審者侵入防止対策の実施、登下校時における子どもの安全確保などの日常的な対策が挙げられる。これらは、事故・事件の防止に極めて有効である。加えて、不審者情報がある場合、不審者の侵入があった場合、子どもが犯罪被害を受けた(受けそうになった)場合などの緊急時の対策、及び事後の対応・措置についても十分に検討され、必要な時に速やかに機能できるようにしておくべきである。

② 「開かれた学校づくり」と安全確保の両立

地域に開かれた学校づくりについては、従来、ともすれば学校が閉鎖的であったといった批判があったことから、臨時教育審議会や中央教育審議会等の答申を踏まえ、学校が家庭や地域社会に対し働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていく観点に立って進めているものである。

学校においては、子どもの安全がまず第一に確保される必要があることはいうまでもないことであり、また、「開かれた学校づくり」の推進とは、不審者に対して何の備えもなく学校という空間が開かれていることを意味するものではない。

すなわち、「開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた対応を継続的に実施し、子どもの安全確保を図ることが絶対の条件である。

③ 学校安全計画における危機管理

学校安全計画を充実して、危機管理に関する内容を盛り込み、これを踏まえて、日常及び緊急時に具体的に対応できるよう、必要事項や手順等を示した危機管理マニュアルを作成する必要がある。これらの作成に当たっては、学校や地域の安全に関する実態、子どもの実態、学校規模（教職員や子どもの数等）、地域の関係機関・団体などの協力体制等の実情等を考慮する必要がある。学校安全計画や危機管理マニュアルは、訓練を継続的に実施し、得られた課題をもとに、より機能するものに改善していくことが重要である。

④ 子どもの特性に応じた対策

安全確保の対象となるのは全ての子どもであるが、被害を受けやすい幼児・小学校低学年の児童・女子・障害のある子どもたちには、一層確実な安全対策が求められる。例えば、学校施設の安全管理をより綿密に行うこと、防犯教育を充実させること、保護者等に積極的に啓発し、地域の関係機関・団体等に協力を求めること、などが考えられる。

(2) 子どもの安全確保のための方策

子どもの安全確保のために、学校や地域の安全に関する実態や、子どもの実態等を考慮し、学校安全計画を充実して、危機管理に関する内容を盛り込み、これを踏まえて、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、危機への対処法を具体化しておく。

① 教育活動全体での安全確保

子どもの安全確保は、授業中はもちろん、登下校を含めた活動のあらゆる場面において求められるが、特に、子どもが校外で学習や活動を行ったり、部外者と接触したりする可能性のある場面での安全確保が重要と考えられる。具体的には、登下校、校外学習、学校行事（遠足・修学旅行等を含む）、学校開放時（夜間、休日等）などであるが、その際、それぞれの活動の場に応じた危機管理の在り方や対処法を検討する必要がある。

また、子どもが様々な場所で自由に活動する時間、例えば、始業前、休憩時間、放課後などの安全確保にも、けがの防止や防犯の両面からの注意を要する。

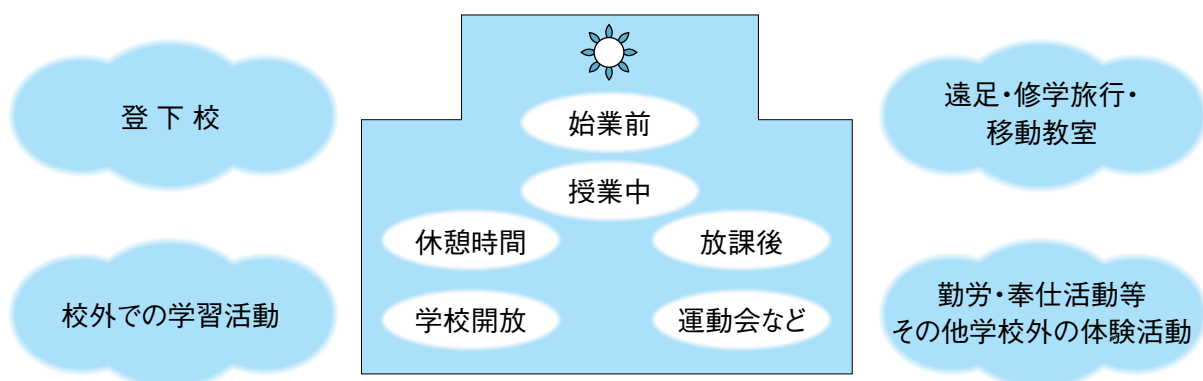


図1 教育活動での安全確保が必要な場面の例

② 子どもの安全確保に関する状況の把握

校内、通学路、校外学習、遠足等の実施場所などにおける危険箇所はいうに及ばず、安全確保のための社会的資源（子ども110番の家、警察署、医療機関など）についても把握する。さらに、下校時の寄り道、危険な場所や危険な状況での単独行動なども含め、登下校時や校外学習時等における子どもの行動についても把握する。

③ 地域や学校の特性を踏まえた危機管理マニュアルの作成

危機管理に関する内容を、学校安全計画に盛り込むに当たっては、上記の内容を踏まえ、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動等について、実施の時期や体制などを考慮する必要がある。さらに、通常の教育活動のうち、危機管理の視点が必要となるものについても含むようにする。

学校安全計画に盛り込むべき危機管理に関する内容は、例えば以下のような内容や活動が考えられる（表1）。

表1 学校安全計画に盛り込むべき危機管理に関する内容（例）

- 安全教育に関する事項（防犯教育、避難訓練、校外学習の事前指導など）
- 安全管理に関する事項（施設設備の点検、子どもの安全確保に関する点検など）
- 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練、学校安全委員会など）等

学校独自の危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、危機管理に関する教職員の共通理解や、資質・能力の向上等にも資するものである。

危機管理マニュアルの作成に当たっては、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、子どもの実態、学校規模（教職員や子どもの数等）、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮し、文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル、警察や防犯協会等の資料や助言等を参考にする。危機管理マニュアルは、単にそれを作成するだけではなく、マニュアルが機能するよう訓練を実施するとともに、訓練によって得られた課題をもとに、より機能するものに改善していくことが重要である。学校への不審者侵入等の緊急時の対応マニュアルでは、対応の手順や機器等の使用方法、教職員の役割分担、校内の連絡体制、保護者や地域の関係機関・団体等との連携などを具体的に示す必要があると考えられる。

④ 学校生活における安全確保の取組

ここでは、安全確保が特に重要となる場面等について、安全確保のための内容や項目を列挙する。防犯教育の詳細については「(3) 子どもへの防犯教育の充実」で、環境整備の詳細については「(4) 子どもの安全確保を考慮した学校施設の整備」で述べる。

ア 日常の安全確保

日常の安全確保としては、例えば、以下のような内容が考えられる（表2）。

表2 日常場面に応じた安全確保の内容（例）

○ 登下校における安全確保	
・通学路における危険個所のチェック	・登下校時の形態、行動
・保護者や地域の関係機関・団体の協力 （パトロール等）	・防犯教育 など
○ 始業前・授業中・休憩時間・放課後等における安全確保	
・門や玄関等の施錠	・受付等における来校者へのチェック
・教職員等による巡回、来訪者への声かけ	・不審者侵入への対応
・子どもからの情報提供	・防犯教育 など
○ 校外学習・学校行事等における安全確保	
・危険箇所のチェック	・対応のための関連施設のチェック
・防犯教育 など	

イ 緊急時の安全確保

緊急時には、冷静で組織的な対応が求められる。対応の際には、子どもの安全確保を最優先にする一方、教職員自身の安全確保を図る。また、対応の際の判断の仕方、対応の優先順位等にも留意する。対応が遅れるほど事態は深刻化する可能性が高いため、初期対応は特に重要である。詳細については「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月作成、文部科学省）等を参照のこと。

⑤ 学校への不審者侵入など緊急時における教職員の対処能力の習得

教職員の対処能力の習得・向上のためには、様々な緊急の場面を想定した机上あるいは実地の訓練が必要である。これらは、危機管理の動機付けや危機意識の維持にも資する。

実地の訓練は、机上の訓練を経た上で行う。訓練後、得られた成果や残された課題を明確にして、個人や組織としての危機管理能力の向上を図る。訓練では、必要に応じて、警察・消防等関係機関の支援・指導を受ける。また、訓練への子どもの参加については、教職員のみによる訓練を重ねた後、目的・内容等を十分に吟味した上で実施する。

⑥ 危機管理マニュアル等に関する改善

危機管理に関する内容を盛り込んだ学校安全計画や、危機管理マニュアルについては、単に作成するだけでなく、それらが機能するよう訓練を実施するとともに、訓練によって得られた課題をもとに、その内容・構成が適切なものかどうか、緊急時の体制としてマニュアルに定めた体制が適切なものかどうか、役割分担や活動内

容が適切なものかどうか、などの観点から、より機能するものに改善していくことが重要である。

⑦ 危機管理に関する研修の充実

危機管理の様々な内容について、校内研修や教育委員会等による研修が必要である（表3）。

表3 研修の内容（例）

- 危険の実態とその推移
 - 学校における危機管理の意義・目的・進め方：危機管理の捉え方、危機管理に関わる計画や危機管理マニュアルの作成・実施・改善 など
 - 学校などにおける危機管理体制の整備
 - 教職員や組織の危機管理能力の向上：机上の訓練の内容、及び進め方、応急手当 など（止血法、心肺蘇生法等）
 - 子どもに対する防犯教育の内容や進め方
 - 安全確保のための施設設備の整備
 - 心のケア
- 等

（3）子どもへの防犯教育の充実

① 防犯教育の目標

学校での安全教育の一環として行われる防犯教育の目標は次の通りである。

ア 日常生活における犯罪被害の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する防犯上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避し安全な行動をとることができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

② 防犯教育の内容と指導機会

ア 内容

学校における子どもの安全・安心にかかわる問題は、子ども同士の暴力やいじめ、器物破損などから、学外者による犯罪まで多岐にわたるが、ここでは、学校部外者による犯罪の防止に関わる内容に限定して取り上げる。これらの内容を、子どもの発達段階、障害の程度・種類等を考慮して展開する（表4）。

表4 防犯教育の内容（例）

	一般的内容の例	場面や状況に応じた内容の例
幼稚園	誘拐や性犯罪の防ぎ方（防止のための日常的行動、危険の予測、助けの求め方、通報の仕方など）、防犯に関わる機関等（警察、子ども110番の家など）、生命尊重	不審者侵入時の行動、園外での集団行動、帰宅後の行動、夏休み・冬休みの安全な過ごし方
小学校	犯罪被害の現状、誘拐や性犯罪等の防ぎ方（防止のための日常的行動、危険の予測、発生時の心理的動揺と冷静な行動、助けの求め方、通報の仕方など）、防犯に関わる機関等（警察、子ども110番の家など）、防犯のための自分の役割、けがなどの簡単な手当、心のケア、生命尊重、防犯に関する社会参加	不審者侵入時の行動、登下校時の安全、遠足等における安全、校外学習時等の安全、帰宅後の行動、長期休暇の過ごし方、防犯訓練
中学校	犯罪被害や危険に関する現状（携帯電話等ネットワークの危険情報も含む）、犯罪被害の防止（防止のための日常的行動、危険の予測、発生時の心理的動揺と冷静な行動、助けの求め方、通報の仕方など）、防犯に関わる機関・施策等、防犯のための自分の役割と責任、応急手当、心のケア、生命尊重、防犯に関する社会参加	不審者侵入時の行動、登下校時の安全、遠足等における安全、校外学習時等の安全、帰宅後の行動、長期休暇の生活設計と安全、防犯訓練
高校	犯罪被害や危険に関する現状（携帯電話等ネットワークの危険情報も含む）、犯罪被害の防止（防止のための日常的行動、危険の予測、発生時の心理的動揺と冷静な行動、助けの求め方、通報の仕方など）、防犯に関わる機関・施策等、防犯のための自分の役割と責任、応急手当、心のケア、生命尊重、防犯に関する社会参加	不審者侵入時の行動、登下校時の安全、帰宅後の行動、長期休暇の生活設計と安全、防犯訓練

イ 指導機会

防犯教育は、各教科領域等の目標や内容を考慮して実施する。以下に、幼稚園教育要領及び学習指導要領の関連する内容等を述べる。

（ア）幼稚園

幼稚園教育要領においては、領域「健康」のねらいに「（3）健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける」があり、「（9）危険な場所、危険な遊び方、

災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」という内容が示されている。

また、「第3章 指導計画作成上の留意事項」の「2 特に留意する事項」において、「(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」としている。幼稚園では、これらのねらいや内容等を受け、教育活動全体の中で防犯を含む安全教育を実施する。

(イ) 体育・保健体育科「保健」(領域・分野・科目)

「保健」では、安全に関する基礎的・基本的内容で構成されている。学習指導要領では、生活安全に関する内容が含まれており、各学校の工夫により防犯の内容を扱うことが可能である。具体的には、犯罪発生に関わる人的要因や環境要因、防犯のための人的要因や環境要因への対策(例えば、危険予測や安全マップの作成)、犯罪被害発生時の応急手当などが挙げられる。

(ウ) その他の教科、総合的な学習の時間

その他の教科では、各教科の内容に関連して安全が扱われている。校外学習を行う場合には、事前・事後指導の一環として安全に関する指導が行われることが多い。総合的な学習の時間では、各学校の判断により、地域での危険箇所等の調査や安全マップづくりなど防犯を含む安全に関するテーマを取り上げることができる。

(エ) 特別活動

学級活動やホームルームでは「健康や安全に関すること」が取り上げられ、学校行事では、健康安全・体育的行事として避難訓練等が行われたり、学校行事等に関わる活動の事前指導等が行われたりしている。防犯教育にかかわる特別活動の内容としては、表5のようなものが考えられる。

表5 特別活動での防犯教育に関わる内容

<p>小学校</p>	<p>学級活動</p> <p>イ 日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること (オ) 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 この内容は、・・・保健指導の内容と、日常生活における安全、交通安全など、自分や他の生命を尊重し、日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、安全に行動できる能力や態度の育成にかかわる安全指導の内容である。・・・</p> <p>学校行事</p> <p>③ 健康安全・体育的行事</p> <p>ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容 ・・・安全な生活に対する理解を深め・・・心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。・・・</p> <p>イ 実施上の留意点 (イ) 避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。・・・なお、遠足・集団宿泊的行事における避難の仕方や安全などについても適宜指導しておくことも大切である。</p>
<p>中学校</p>	<p>学級活動</p> <p>(2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること</p> <p>イ 健康や安全に関すること (ア) 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ここでは、人間の諸活動の基礎となる健康・安全や食を中心として、現在及び将来において生徒が当面する諸課題に対応するとともに、生徒自ら健全な生活態度や習慣の形成を図っていく資質や能力を育成しようとするものである。 ・・・安全に関しては、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日頃からの注意の喚起や指導が必要である。また、自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることが大切である。 具体的には、生活安全や交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなど身近な題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果をもとにした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法による展開が考えられる。</p>

	<p>学校行事</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>健康安全・体育的行事としては、・・・避難訓練や防災訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事・・・などが考えられる。・・・</p> <p>健康安全・体育的行事のねらいとしては、次のようなことが考えられる。</p> <p>ウ・・・災害などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身につけること。・・・</p> <p>健康・安全に関する行事においては、事前の指導において、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにする必要がある。また、事後においては、例えば、・・・事故や災害から自他の安全を守ることの意義などについての指導が大切である。・・・</p>
<p>高 校</p>	<p>ホームルーム活動</p> <p>(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること</p> <p>イ 健康や安全に関すること</p> <p>(イ) 生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立</p> <p>いじめや暴力行為、凶悪化する青少年の非行など、最近の生徒には社会全体の風潮と相まって生命の軽視という傾向が見られる。また、生徒自身が種々の事故や災害にあたり、犯罪等の被害を受けたりすることも多くなっている。そのため、自他の生命をかけたがえのないものとして尊重する精神と態度を確立するとともに、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、安全に配慮し、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日頃から注意を喚起し指導することが一層大切になっている。また、自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることも重要である。</p> <p>取り上げる題材としては、生命の尊重に関すること、日常生活における危険と防犯に関すること、生活安全や交通安全に関すること、自然災害等の災害時の安全に関すること、環境整備に関することなどが考えられる。・・・また、種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を自ら見直し、安全の確保や環境の整備について考えさせ、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養うことも必要である。したがって、事故の発生状況や危険個所の調査結果や映像資料等をもとにした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験談の発表や、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど実践力の育成につながるような指導の工夫が望まれる。</p> <p>学校行事</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>健康安全・体育的行事としては、・・・交通安全を含む安全指導、・・・非常災害に備えての避難訓練や防災訓練、健康・安全に関する意識や実践意欲を高める行事・・・などが考えられる。・・・</p>

	<p>健康安全・体育的行事のねらいとしては、次のようなことが考えられる。</p> <p>ア 自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や対処をする能力を培うこと。</p> <p>ウ ……災害などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身につけること。……</p> <p>健康・安全に関する行事においては、事前の指導において、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにする必要がある。また、事後においては、例えば、……事故や災害から自他の安全を守ることの意義などについての指導が大切である。</p>
--	---

(学習指導要領解説特別活動編より抜粋)

(オ) 道徳

小学校、中学校ともに、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとのかわりに関すること」「主として集団とのかわりに関すること」に関して、自他の生命の尊重、遵法の精神、自他の権利と義務、公德心や社会的連帯、正義などの内容を取り上げる。

③ 防犯教育の指導計画の作成

指導計画を作成する意義は、様々な教科・領域における学習を通して、子どもの防犯に関する資質・能力を、計画的に育成・向上させることにある。

④ 防犯教育の評価

評価は、指導計画、指導方法、指導成果等の面について行う(表6)。

表6 防犯教育における評価(例)

<input type="checkbox"/> 子どもの実態や、地域の特性を反映した内容になっているか <input type="checkbox"/> 教科・領域・道徳の内容、安全管理の内容などに関連づけられているか <input type="checkbox"/> 日程や時間、実施回数は適切であるか <input type="checkbox"/> 全校的な指導体制が確立されているか、教職員の連携が取れているか <input type="checkbox"/> 実践力を育成するための適切な指導方法がとられているか <input type="checkbox"/> 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか <input type="checkbox"/> 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか <input type="checkbox"/> 防犯に関する現状、原因、防止方法、緊急時の対処方法について理解できたか <input type="checkbox"/> 防犯に関する課題に対して、適切な意志決定や行動選択(緊急時の行動を含む)ができるようになったか <input type="checkbox"/> 様々な危険を予測し、自主的に安全な行動がとれるようになったか
--

⑤ 防犯教育を進めるに当たっての留意事項

防犯に関する実践力を高めるために、ケーススタディ（事例を用いた学習）等を活用して、危険な場面や対処法について具体的に理解させ、子ども自身が犯罪から身を守るための知識や技能を身に付けることができるようにする。また、危険予測能力や判断能力、危険回避能力等を形成するためには、ロールプレイング等を活用して演習や実習を行うことも有効と考えられる。また、必要に応じて、警察・防犯協会等の関係機関・団体の協力を得る。

なお、危険予測能力の形成にあたっては、人権に関して十分に配慮し、他人への猜疑心をいたずらに助長することのないようにする。

また、犯罪被害を本人あるいは家族等が経験した子どもがいる場合には、学習内容等に十分配慮する。

（４）子どもの安全確保を考慮した学校施設の整備

学校施設については、その計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針において、小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針は平成13年3月、幼稚園施設整備指針は平成14年3月の改訂時に、学校内への侵入犯罪に係る防犯対策等に関する規定が充実され、さらに平成13年度からは学校施設の防犯対策に係る整備が国庫補助や地方交付税措置の対象とされてきているところである。

今後も、学校や地域の実情に応じて、不審者の侵入から子どもの安全を守る施設設備の一層の充実が必要である。

① 侵入を防止する施設設備の整備

外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画が重要である。そのためには、次の点について必要に応じて整備を図ることが大切である。

ア 出入口は限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理することが大切である。

イ 来訪者のための案内図等を、門（入り口）の周辺に設置することも有効である。

ウ 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが大切である。

エ 学校の領域の境界等に困障を計画する際、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが大切である。

オ 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、適切な間隔で外灯を設置することが大切である。

カ 自動車や自転車等を使用する来訪者を的確に確認できるよう、駐車場や駐輪場の配置、構造等に留意する。

② 不審者を早期に発見できる（監視できる）施設設備等の整備

ア 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、門等の配置に留意する。

イ 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

ウ 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、センサー付きライト等を、必要に応じ設置することも有効である。

また、例えば、必要に応じて、出入り口に取り付けたセンサーが来訪者を検知した場合に、防犯カメラが当該場所を撮影し、同時にチャイム音で注意を喚起するという組み合わせによるシステムの導入も有効である。

エ 敷地内や建物内は、周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所を極力なくすように留意することが大切である。

オ 敷地周辺、敷地内の植栽については、敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが大切である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも大切である。

③ 子どもが避難できる施設設備等の整備

ア 非常時に子どもが迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が大切である。

イ 施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意する。

④ 連絡・通信機器の整備

ア 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の子どもが常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが大切である。

また、校内の子ども、教職員等に緊急事態の発生等を迅速に伝達するため、校内の連絡システムを整備することが大切である。

イ 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ的確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非常押しボタン等を校内の適切な場所に設置すること等も有効である。

ウ 必要に応じて、緊急事態発生時に、各学校から直接警察や消防等に通報できるような連絡システムを設けることも有効である。

エ 緊急事態の発生とその後の処置状況等を、保護者等に迅速に伝達するために、携帯電話や電子メールの活用等も考慮する。この場合、個人情報の取り扱いに十分留意する。

⑤ 不審者の暴力を阻止するための用具の活用

不審者が侵入した場合、不審者を取り押さえようとすることは非常に危険を伴うので、子どもに危害を及ぼさないために、子どもに近づかないよう注意をそらし、警察が到着するまで移動を阻止することが大切である。

このため、状況に応じて、モップ等の清掃用品、消火器、机、椅子、看板、傘等の身近にある道具を活用して暴漢を阻止することが重要である。また、この他移動を阻止するために、催涙スプレー等を備えておくことも考えられる。ただし、使用方法には十分注意する。

⑥ その他

盲・聾・養護学校、特殊学級設置校においては、各学校の実態に応じて、①～⑤に加えて、子どもの安全を確保する施設設備の整備が必要である。

4 教育委員会における危機管理体制の整備

教育委員会は、近年、学校における事件・事故が大きな問題となっていることを重く受け止め、学校の安全管理について、適切な指導・助言を行うとともに、学校への不審者侵入などの緊急事態が発生した場合は、積極的に学校を支援し、子どもの安全の確保や教育の再開を図ることが大切である。そのためには、教育委員会における危機管理体制の整備・充実を図る必要があり、日頃から、日常の取組を行う体制、不審者侵入時に発動する体制、事後の対応や措置を行う体制等を、学校、警察・消防等の関係機関・団体、保護者、地域住民等と連携を図りながら、整備しておくことが大切である。

なお、体制が十分に機能するためには、学校や保護者等に対する啓発活動を積極的に行い、危機管理に関する意識を醸成するとともに、教育委員会、学校、家庭、地域の関係機関・団体などの間の信頼関係を深めておくことが大切である。また、教育委員会自身も危機管理マニュアル等の作成により、それぞれの役割を明確にし、協力しながら取り組めるようにしておくとともに、学校のみならず教育委員会も訓練を実施し、事件・事故発生時に迅速・的確に対応できるようにしておくことが大切である。

(1) 日常の取組を行う体制

教育委員会は、域内の学校、警察・消防等の関係機関・団体、保護者、地域住民等と連携を図りながら、不審者を早期に発見し、事件・事故を未然に防ぐことが大切である。そのためには、教育委員会は、不審者に関する情報の収集・整理を行う体制や、日常における子どもの安全を確保するための体制を整備しておくことが重要である。

また、万が一事件・事故が発生した場合は、被害を最小限に抑え、教育の再開を図るために、危機管理に対する教職員の資質や能力を高めておく必要があり、そのための研修や訓練を計画的に実施する体制を整備しておくことが重要である。

なお、子どもが自ら危険を予測し、危険を回避する行動がとれるようにする防犯教育を積極的に推進する体制の整備にも取り組む必要がある。

① 情報収集・提供の体制

教育委員会は、日頃から、域内の警察・消防等の関係機関・団体、保護者、地域住民等と信頼関係を深め、不審者の情報や危機管理に関する情報等を迅速・的確に得るとともに、その情報を整理し、速やかに発信できる体制を整備しておくことが大切である。

② 関係機関などとの連携体制

日常及び緊急事態発生時に、子どもの安全を確保するためには、日頃から地域住民等の危機管理意識を高め、地域全体で子どもの安全を確保しようとする雰囲気醸成しておくことが重要である。したがって、教育委員会は、パンフレット等の作成・配

布、様々な媒体による広報、学校支援のボランティアの協力要請などを積極的に行う体制を整備しておくことが大切である。

また、具体的な安全確保対策として、教育委員会が中心となって、次のような体制を整備しておくことも大切である。

- 子どもの登下校における安全を確保するために、必要に応じて、警察、青少年教育団体、自治会、保護者等による登下校路のパトロール等が行われる体制
- 子どもの学校外での安全確保のため、必要に応じて、青少年教育団体、自治会等において、危険箇所（見通しの悪い箇所、人通りの少ない箇所等）の安全点検を実施し、学校、子ども、保護者などに危険箇所の周知を図ったり、声かけ運動や地域内のパトロールを実施したりするなど、危機を未然に回避する体制
- 域内において不審者の情報が入った場合には、警察へパトロールの要請をしたり、青少年教育団体、自治会などの地域の関係団体等に注意喚起をするなど、子どもの安全確保が図られるような体制

③ 教職員の研修・訓練の体制

日常及び緊急事態発生時における子どもの安全確保や防犯教育の推進において、教職員の果たす役割は大きなものがある。教育委員会は、日頃から教職員の資質向上を図り、緊急事態発生時に、全ての教職員が沉着に対応できるようにしておくことが重要である。したがって、警察・消防等の関係機関等と密接な連携を図りながら、危機管理に対する教職員の資質向上を図る研修・訓練を計画的に行う体制を整備しておくことが大切である。

④ 防犯教育推進の体制

教育委員会は、域内の各学校の防犯教育について指導・助言ができる体制や、必要に応じて、指導資料、参考資料等を各学校に提供できるような体制を整備しておくことが大切である。

⑤ 施設設備等の整備体制

不審者から子どもを守るため、不審者の早期発見、不審者の侵入阻止、緊急時の通報・連絡等に必要な施設設備等の整備を図るための体制を整備しておくことが大切である。

(2) 不審者侵入時に発動できる体制

学校への不審者侵入などの緊急事態発生時に、子どもの安全を十分に確保するためには、その情報が直ちに教育委員会に伝わり、教育委員会、学校、関係機関・団体等が密接に連携を図りながら、迅速・的確に対処することが大切である。そのためには、教育委員会は、日頃からこのような事態に備えた体制を整備しておき、役割分担や対応の仕方等について共通理解を図り、緊急事態発生時には、組織的かつ円滑に対応できるようにしておくことが大切である。

① 緊急対応の体制

学校への不審者侵入などの緊急事態が発生した場合、速やかに学校等から第一報が教育委員会に伝わる体制を整備しておくことが大切である。また、教育委員会は、子どもの安全を最優先にした迅速・的確な対応を行う必要がある。そのためには、教育委員会に、情報の収集と提供、学校に対する指導・助言、関係機関・団体等との連絡・調整、学校の支援スタッフ等の派遣などを行う緊急対応の組織を、関係部局と密接な連携を図りながら、緊急時に発動できるようにしておくことが重要である。

なお、各教育委員会独自の危機管理マニュアル等を作成し、緊急事態発生時の対応の仕方についてあらかじめ定めておき、訓練等を実施し、緊急事態発生時に機能するようにしておくことが大切である。

② 学校支援の体制

不審者が学校へ侵入し、多くの子どもに負傷者が出るなどの大きな事件・事故が発生したり、小規模校で教職員の人数が少ない場合などは、学校の教職員だけでは十分に対応できないことが予想される。このような場合、教育委員会は、速やかに当該学校等と連絡を取り、直ちに担当職員等を派遣できるよう、体制を整備しておくことが大切である。

なお、域内の学校間で、連携・協力を行うための体制の整備を図っておくことも有効な方法の一つである。

③ 関係機関などとの連携体制

学校への不審者侵入などの緊急事態が発生した場合、子どもの安全を確保するとともに、被害を最小限に抑えることが極めて重要である。そのためには、教育委員会は、関係機関・団体、地域住民等との連携を図った対応を行うことが大切である。

また、報道機関等からの問い合わせに速やかに対応できる体制を整備しておくことも大切である。

○ 警察、消防、医療機関等との連携体制

警察、消防、医療機関等との連携を図り、緊急事態発生時に教育委員会、学校、関係機関・団体等が一体となって、子どもの安全確保、応急手当や救急活動ができる体制を整備しておくことが大切である。

○ 地域住民との連携体制

登下校時、校外学習時等において緊急事態が発生した場合は、「子ども110番の家」など近くの地域住民が、積極的に子どもの避難誘導、教育委員会等への通報などを行うことができる体制を、学校と協力しながら整備しておくことが大切である。

○ 報道機関等への対応体制

緊急事態が発生した場合は、教育委員会に報道機関等からの問い合わせが多く寄せられることが予想されるので、学校と十分に連携を図りながら、迅速・的確に対応できる体制を整備しておくことが大切である。

④ 情報収集・整理の体制

教育委員会は、緊急事態発生時に被害状況や学校等の対応に関する情報を速やかに収集・整理し、迅速・的確に緊急対応を行うための資料としたり、報道機関等への情報提供を行ったりすることが大切である。そのために、日頃から、正確な情報を迅速に収集することができる体制を整備しておくことが大切である。

(3) 事後の対応や措置を行う体制

学校への不審者侵入などの緊急事態が発生し、緊急の対応がほぼ終了すると、事後の対応や教育の再開に関する取組への支援、域内の安全確保に関する取組などが必要となる。

教育委員会が、これらについて迅速・的確な対応を行うためには、学校と同様、平時から教育委員会内に独自の事件・事故対策本部を設置しておき、事件・事故発生時に速やかに発動できるようにしておくことが大切である。

また、事件・事故の再発防止や教育の再開に向けた対策を講じるためには、関係機関・団体、保護者、地域住民等と連携を図った取組が必要であり、そのための体制を整備しておくことも大切である。

① 事件・事故対策本部の体制

教育委員会に、関係部局等とも連携を図りながら、平時から事件・事故対策本部を設置し、重大な事件・事故が発生した時に、速やかに発動して、次のような業務に迅速に着手できるようにしておくことが大切である。

○ 学校に対する指導・助言

○ 人的支援

○ 関係部局、関係機関・団体等との連絡・調整

○ 域内にある各学校や地域の安全確保

○ 情報の収集・整理・提供

○ 保護者、報道機関等への対応

○ 子ども等の心のケア

○ 当該学校の教育の再開に向けた対策（ハード・ソフト面）

○ その他、事後の対策として必要なこと

② 学校支援の体制

当該学校の教職員が負傷したり、対応できる教職員の人数が十分でない場合などは、当該学校だけでは事後の対応に迅速・的確に取り組めないことが予想される。このような場合には、教育委員会は当該学校と密接に連絡を取り、直ちに教育委員会・関係部局等の職員で構成した支援チームや心のケアの専門家等を派遣することが必要であり、そのための体制を日頃から整備しておくことが大切である。

また、事後の対応についての専門的な指導・助言ができる体制を整備しておくことも大切である。

③ 関係機関等との連携体制

事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じるためには、警察や消防等の関係機関・団体、保護者、地域住民等と連携を図った取組が必要であり、そのための体制を教育委員会が中心となって整備しておくことが大切である。

○ 警察、消防、医療機関等の関係機関との連携体制

警察、消防、医療機関等の関係機関との連携を促進し、地域の安全確保、再発防止、心のケア等に、教育委員会、学校、関係機関等が一体となって取り組むことができる体制を整備しておくことが大切である。

○ 自治会、地域住民等との連携体制

子どもが安全に登下校したり、地域で安全に、安心して生活できるようにするためには、防犯協会、青少年教育団体、自治会、保護者、地域住民等との連携を図った取組を一層促進する必要がある、そのための体制を整備しておくことが大切である。

○ 報道機関等への対応体制

報道機関等へは、情報を整理して、適宜提供するよう、体制を整備しておくことが大切である。

④ 情報収集・整理の体制

教育委員会の事件・事故対策本部が中心となって取り組む事後の対応、教育の再開に向けた対策、地域の安全の確保等を迅速・的確に行うためには、正確な情報の収集と整理が重要である。教育委員会は、事件・事故後の当該学校の状況、負傷者等の状況、地域の安全にかかわる実態等の情報を、積極的に収集・整理する必要がある。

したがって、これらの情報が、学校、医療機関、地域等から迅速・的確に教育委員会に入るよう、体制を整備しておくことが大切である。

(4) 体制づくりに当たっての留意点

先に述べたように、教育委員会には、子どもの安全確保や教育の再開に向けた対策のための多様な任務があり、それぞれに対応した体制を構築しておく必要がある。その際、次のような点に十分に留意し、それぞれの業務が迅速・的確に行われるようにすることが大切である。

- ① 域内の学校、地域、関係機関・団体などの状況（学校の数・規模・位置、子ども110番の家等の状況、犯罪の発生状況、警察・消防・医療機関等の状況、防犯協会・青少年教育団体等の取組等）などに応じた体制となるようにする。
- ② 日頃から、域内の学校、警察・消防等の関係機関・団体、保護者などとの信頼関係を深め、共通理解を図る。
- ③ 関係者の役割分担を明確にし、お互いに協力しながら取り組むことができるようにする。
- ④ 教育委員会の事件・事故対策本部の設置に当たっては、関係部局等の参加を得るとともに、教育長や担当職員等が出張等で不在の場合でも機能する体制となるようにする。

Q&A

Q1	学校では、どれぐらいの数の犯罪が発生しているのでしょうか。
A1	<p>警察庁の調べによると、平成14年に全国の学校（注）内で起きた犯罪（刑法犯）は、過去最高の44,886件に達し、4万件を大きく超えています。これは、平成13年に比べると7.9%の増加となっています。内訳を見ると、凶悪犯が96件、侵入盗が8,122件、住居侵入が2,168件となっています。凶悪犯については、平成8年（48件）と比較して2倍となっております。</p> <p>（注）学校には、学校教育法第1条に掲げる学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）、同法第82条の2の専修学校及び同法第83条の各種学校のほか、その実態が幼稚園と同一視されるような保育所も含む。</p>

Q2	危機管理の“危機”とは、具体的に何を指すのでしょうか。
A2	<p>本書では、危機管理を、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」としております。ある者が、正当な理由なく学校の施設内に立ち入った場合は勿論ですが、立ち入ろうとする事態も危機と捉えるべきと考えます。</p> <p>また、登下校時、子どもに危害を加えようとしたり、身体に故意に触れてきたりする事態も幅広く危機と考えられます。</p>

Q3	「開かれた学校づくり」は、不審者の侵入を容易にすることにならないでしょうか。
A3	<p>地域に開かれた学校づくりについては、従来、ともすれば学校が閉鎖的であるといった批判があったことから、臨時教育審議会や中央教育審議会等の答申を踏まえ、学校が家庭や地域社会に対し働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていく観点に立って進めているものです。</p> <p>学校においては、子どもの安全がまず第一に確保される必要があることはいうまでもないことであり、また、「開かれた学校づくり」の推進とは、不審者に対して何の備えもなく学校という空間が開かれていることを意味するものではありません。</p> <p>すなわち、「開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校及び地域における学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた対応を継続的に実施し、子どもの安全確保を図ることが絶対の条件です。</p>

Q4	来校者に対する受付でのチェックや声かけによって、不審者等の侵入を防ぐことができるのでしょうか。
A4	<p>不審者はできるだけ早期に発見し、迅速な対応を行うことによって、子どもの安全を確保することにつながります。チェックや声かけは、来校者に対する最初の働きかけであり、その反応により、来校目的等を確認したり、不審者か否かの判断をしたりすることができるという効果が期待できます。もちろん、チェックや声かけだけで万全とは言えません。それ以外の様々な対策、例えば出入口を限定し、登下校時以外は施錠するなどの適切な管理、校内・校外等の巡視、必要に応じた防犯設備の設置、不審者情報の収集などを併せて行うことにより、侵入を防止できる可能性は格段に高まります。多様な対策を実施することが大切です。</p>

Q5	不審者が侵入した場合、教職員に十分な対処ができるのでしょうか。パニック状態にならないか心配です。
A5	<p>教職員が不審者等を直接確保しようとする大きな危険を伴う可能性があります。教職員の対処の目的は不審者等の確保ではなく、子どもから不審者の注意をそらし、子どもの安全を確保することにあります。また、不審者が侵入した場合には、校内の教職員に緊急連絡したり、警察や教育委員会に通報したりする一方、不審者を興奮させないよう話しかけや説得を行ったり、特定の部屋に誘導して対応したりするなど、警察が来るまでの時間を確保することが必要です。不審者が危害を加えようとするときには、複数の教職員で対応したり、身近にある清掃用具などを使ったりすることにより、距離を取りながら不審者の移動を阻止します。このように、単独ではなく、複数あるいは組織的に対処したり、関係機関等より支援を得たりすることが重要です。また、日頃から、緊急時にパニックにならないよう危機管理マニュアルの内容に習熟し、様々な緊急場面への対処について、実地の訓練を繰り返しておくことで緊急な場合に備えることが重要です。</p>

Q6	防犯訓練を行ってみたいのですが、なかなかうまくいきません。一方、訓練であることがわかっているにもかかわらず、緊張や不安のあまり教職員が全く対処できなかった、という話も聞きます。防犯訓練の効果を高めるためには、どうすればよいのでしょうか。
A6	<p>まず、事前指導として、防犯訓練の必要性やねらいの理解、参加の動機付けを図る必要があるでしょう。また、子どもを参加させる前に、教師のみによるシミュレーションや訓練を行う必要があります。訓練は、教育委員会や警察・消防等の関係機関の協力を得て、現実場面に即した状況の下に実施します。訓練では、子どもがパニックを起こさないような心理面への配慮も不可欠です。訓練の効果の向上のためには、多様な状況を想定したり、他校の防犯訓練を見学したり、自校の防犯訓練を公開するなどの工夫も有効と考えられます。また、事後には、警察・消防等の関係機関の協力を得て、実施の経過や結果を検討し、得られた課題をもとにマニュアルをより機能するものに改善していくことが重要です。</p>

Q7	不審者侵入による事件・事故が発生した場合、情報の錯綜や誤った情報による混乱が心配されますが、どのように対応したらよいのでしょうか。
A7	<p>事件・事故が発生すると、学校内外で様々な情報が必要となります。しかし、事件・事故発生時に、それらの情報ニーズの全てを入手できるわけではありません。また、各方面から集まる情報の真偽についても錯綜することが考えられます。このため、こうした事態に備えて有効な対応策を確立しておくことは容易なことではありません。</p> <p>このように、事件・事故発生時などの緊急時においては、情報の錯綜等を完全に防ぐことは難しいですが、無用な混乱を起こさないために、例えば、集まってくる情報のそれぞれについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① どこから、誰から伝わったものか。 ② いつ伝わったものか。 ③ どんな手段・媒体で伝わったか。 ④ その情報を誰が受け取ったか。 ⑤ その情報は公式なものか、非公式なものか、または確認済みのものか未確認のものか。 <p>といったことを確認・記録することなどが、有効な対応策となります。</p> <p>また、このような対応策が有効に機能するように、あらかじめ校内のルールや役割分担を決めること、全ての教職員が情報を共有できるような体制を作ること、情報の窓口を一本化すること等を検討していく必要があります。</p>

Q8	事件・事故発生時等において、問い合わせ等が殺到するなどして、電話が使えなくなった時に備えて、どのような対応や手段を考えればよいですか。また、学校の内外で情報をやりとりする手段として、どのようなことを心がけた方がよいですか。
A8	<p>理想的には、学校と関連施設との間に専用回線や専用の無線通信システムなどを整備するなどの対応がありますが、開設及び維持のための費用等を考えると、実現が難しい学校が多いと思います。現実的に考えると、既にある設備によって、あらかじめ複数の連絡方法を確保する体制を整備することが求められます。具体的には、FAXや教職員の携帯電話、また、事前に協力をお願いして隣接する住宅や店などの電話を利用することなどが考えられます。他にもインターネット、Eメールといった近年になって普及しはじめた比較的新しい通信手段や、有線放送、一般に防災無線などと呼ばれている同時通報無線放送（同報無線）等、その地域で使用されている通信システムを効果的に利用することもよいでしょう。まずは、新しい機器の整備だけでなく、学校や地域において既にある機器や連絡手段を把握し、工夫して利用することが必要です。なお、確実な周知が必要な場合には、印刷やコピーなどの文書情報が有効な場合もあります。</p> <p>いずれにしても、それぞれの学校や地域の状況に応じて無理のないもの、目的に応じて有効な手段を選び、整備することが必要です。そして、運用するのは人ですから、機器の整備だけでなく、その維持や運用の体制を整え、日常から、訓練などで実際に使用し、情報の収集・整理・伝達の方法を確立しておくことも忘れてはなりません。</p>

Q9	隣接する学校で不審者の侵入による事件・事故が発生した場合、どのように対応すればよいですか。
A9	<p>自校の体制づくりと事件・事故が発生した隣接校への支援が必要です。様々な情報が各方面から入ってきますが、教育委員会や警察等から確かな情報を迅速に入手し、まず自校の対策をとらなくてはなりません。また、教育委員会からの支援要請や隣接校相互の申し合わせ等がある場合に職員を派遣し、支援を行うことも考えられます。なお、自校で入手した情報は教育委員会や警察、近隣の学校等に迅速に伝達することが、事件・事故を防止したり、被害の拡大を防いだりすることにもなります。</p>

Q10	現在は教職員や保護者の危機管理意識が高いのですが、そのうち、意識が低下したり対策がマンネリ化したり、地域や保護者の協力も得られにくくなったりする可能性があります。どうすればよいでしょうか。
A10	<p>校長・教頭は、定期的に教職員の役割（任務）分担を替えたり、想定に基づく訓練を繰り返したりして、教職員の意識を低下させない工夫をすることが重要です。</p> <p>また、保護者や地域の代表者（町会長、自治会長等）等を集めた会合等を企画し、警察等から講師を招いて、学校等への不審者侵入事例を話してもらったり、パトロールなどの具体的活動を継続したりするのも学校の安全管理への関心を薄れさせないための方法と考えられます。</p>

Q11	不審者侵入防止等の対策に関して、保護者の取組として、どのようなことがありますか。
A11	<p>日常においては、通学路の危険箇所（見通しの悪い箇所、人通りの少ない箇所、近くに民家がない箇所等）の把握とそれに基づく子どもへの安全指導、不審者・不審車両などに関する学校・警察等への情報提供、学校・PTA等が行う学校内外のパトロール等への参加、緊急時の連絡方法を明らかにしておくことなどがあります。</p> <p>また、緊急事態発生時においては、子どもの引き取り、保護者同伴による登下校、学校・PTA等が行う安全対策への積極的な協力などがあります。</p>

Q12	不審者の侵入による緊急事態が発生した時に、教育委員会の事件・事故対策本部がうまく機能し、迅速・的確に対応できるようにするためにはどうしたらよいでしょうか。
A12	<p>教育委員会の事件・事故対策本部がうまく機能し、迅速・的確に対応できるようにするためには、次の点に配慮することが大切です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役割が明確となっており、お互いに理解しておく。 ② 教育長、担当職員等が出張等で不在の場合でも機能するようにしておく。 ③ 場合によっては、担当者の独自の判断で対応できるようにしておく。 ④ 職員が常に情報を共有できるようにしておく。 ⑤ 域内の学校での訓練に合わせて、訓練を実施する。

Q13	不審者侵入の対策に関して、警察はどのような活動や指導を行っていますか。
A13	<p>警察においては、次のような活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の発信 学校等への不法侵入事犯あるいは子どもの生命・身体の安全を脅かす事犯があると、学校等へ警戒を強化してもらうためにも教育委員会をはじめ学校等へ電話・FAXなどで情報を提供しています。なお、一部には、警察署単位で連絡網・ネットワークが出来ているところもあり、これが広がっていけばより有効と思われる。 ② 広報啓発活動 自治会・防犯協会・母の会等地域協力団体へ注意、協力を呼び掛けています。 ③ 学校周辺のパトロール 警察官の徒歩、自転車及びパトロールカーによるパトロールがあります。 ④ 学校等の要請による講演・防犯座談会等の実施 学校等からの要請により、警察から講師を派遣して教職員の研修や保護者等を交えた防犯座談会等を行っています。 また、学校での子ども対象の防犯教室等の開催にも協力しています。 ⑤ 学校等への助言や要請 学校等へ、防犯上の観点から施設管理等様々な要請・助言を行っています。

掲載事例校等一覧

都道府県名	学 校 種 別	学 校 名	地 域 環 境	事 例 の 題 名
1 福島県	幼	喜多方市立第一幼稚園	市街地	園児の安全な登降園を図るための家庭との連携
2 福島県	幼	いわき市立磐崎幼稚園	市街地周辺	不審者の侵入など緊急時の体制づくり
3 千葉県	幼	浦安市立神明幼稚園	市街地	園児が安心して園生活を送るために
4 北海道	小	札幌市立西宮の沢小学校	市街地	西宮の沢小の子どもたちを見守る活動
5 宮城県	小	気仙沼市立気仙沼小学校	市街地	PTAとの連携による登下校、在校中の子どもの安全確保の取組
6 山形県	小	鶴岡市立朝暘第一小学校	市街地	無線機を利用した「緊急通信放送システム」を活用した学校安全の取組
7 東京都	小	小平市立小平第七小学校	市街地	地域の協力による児童の安全確保
8 東京都	小	武蔵野市立千川小学校	市街地周辺	学校施設の特徴を生かした安全管理
9 福井県	小	大野市立有終南小学校	市街地周辺	「南っ子」セフティ・グリーンロード
10 大阪府	小	堺市立上野芝小学校	市街地	子どもを地域で守る
11 大阪府	小	箕面市立萱野小学校	市街地周辺	多数傷病者事故発生シミュレーション研修
12 兵庫県	小	神戸市立港島小学校	市街地	子供たちの安全を確保するために
13 兵庫県	小	相生市立若狭野小学校	田園地域	県警ホットラインを使用する際の避難訓練及び引き渡し訓練
14 島根県	小	美保関町立美保関東小学校	海浜地域	学校、保護者、地域が一体となった安全確保のための環境整備
15 岡山県	小	邑久町立玉津小学校	海浜地域	玉津地区子どもを守る会
16 山口県	小	宇部市立黒石小学校	市街地周辺	ふれあいパトロール隊
17 鹿児島県	小	中種子町立野間小学校	島しょ地域	地域と共に歩む「学校安全モニター制度」について
18 鹿児島県	小	西之表市立安城小学校	島しょ地域	施設改善による安全管理充実はどうあればよいか
19 東京都	中	目黒区立第九中学校	市街地	地域の子どもの安全を守る会の設置
20 東京都	中	港区立三田中学校	市街地	不審者（暴漢者）への対応
21 岐阜県	中	関市立下有知中学校	田園地域	P T Aによる体育祭での校地周辺の巡視の取組
22 愛知県	中	名古屋市立新郊中学校	市街地	地域公園と敷地を共有する学校の防犯対策
23 大阪府	中	大阪市立天満中学校	市街地	校内安全対策マニュアル
24 兵庫県	中	西宮市立大社中学校	市街地	実習を通して学ぶ防犯教室
25 東京都	高	都立芸術高等学校	市街地	多様な対応による犯罪被害防止への取組
26 奈良県	高	奈良県立高取高等学校	田園地域	安心し、心を落ち着けて学習できる学校づくり
27 岡山県	高	県立高松農業高等学校	田園地域	外来者の把握と事故防止
28 東京都	養	都立八王子東養護学校	市街地	肢体不自由養護学校における不審者を想定した避難訓練の事例
29 福岡県		北九州市教育委員会	市街地及び周辺	地域ぐるみで行う学校における児童の安全確保について
30 群馬県		富士見村教育委員会	田園地域	地域における子供の安全を守る取組

児童生徒数	学級数	教職員数	主 な 取 組 等	掲載ページ
89	4	5	通園安全マップの作成、親子オリエンテーリング、園だよりによる保護者との連携等	40
89	3	5	出入口の管理等の侵入防止対策、園内巡視、保護者との連携、教職員の研修・避難訓練等	43
172	6	14	出入口の管理等の侵入防止対策、職員の防犯ベル携帯、非常ベルの設置、避難訓練等	45
476	15	26	通学路の見回り、出入口の管理、モニター付インターホンの設置、子どもの見守り等	47
454	16	30	学校ガードボランティアによる巡回、地区安全地図の作成、保護者用ワッペンの作成等	49
705	24	40	無線機を利用した「緊急通信放送システム」の活用による学校安全の徹底等	51
870	24	40	シルバーポリスによる巡回、ボランティアによる登校指導、教師の防犯ブザーの携帯等	53
331	12	25	職員行動マニュアルの作成、危機回避訓練、開放型施設であることを踏まえた安全対策等	55
543	19	39	緊急避難場所と校外学習時等の安全の確保のための「セフティ・グリーンロード」運動等	57
447	14	22	校区安全委員会の設置、保護者による朝の登校指導、緊急時集団下校体制の整備と訓練等	59
486	19	35	警察・消防等の関係機関との連携による、不審者侵入及び負傷者発生を想定した訓練等	62
787	23	45	防犯カメラ等による来校者の確認、マニュアルの作成、教職員や保護者による巡回等	65
149	7	18	県警とのホットラインを活用した通報訓練や避難訓練、保護者への引渡し訓練の実施等	67
99	7	13	通報機器等の整備、不審者への対応訓練、子どもを支え合うネットワークの会の設置等	70
38	4	10	関係機関との連携、安全モニターによる不審者の早期発見・通報、来校者による巡回等	72
421	15	22	ボランティア組織「ふれあいパトロール隊」の巡回活動や児童とのふれあい活動等	75
327	13	26	学校安全モニター制度の実施、不審者対応の避難訓練や登下校中の不審者への対応訓練等	77
16	3	7	カーブミラーの設置等、あまり費用をかけることなく行うことのできる施設面での工夫等	79
268	9	26	緊急時の速やかな機関相互の情報提供のための子ども安全情報ネットワークの設定等	82
179	6	38	警察等の関係機関と連携した、不審者の侵入を想定しての避難訓練等	84
207	7	17	警察等の関係機関と連携した、体育祭におけるPTAによる校地周辺の巡回等	86
327	11	27	マニュアルの作成、防犯カメラの設置、キッズセーフティパトロール隊による巡回等	88
334	11	29	マニュアルの作成、モニター付インターホンの設置、出入口の管理、校内外の巡回等	90
620	19	36	警察等の関係機関と連携した、生徒が犯罪に巻き込まれないための防犯教室の実施等	92
244	6	34	校内外の巡回、警察との連携による教職員の研修・訓練、来校者の確認の体制の整備等	95
680	17	46	マニュアルの作成、出入口の管理、防犯灯の増設、庭木の刈り込み、来校者の受付等	97
573	15	72	外来者用の受付簿の設置、教職員による巡回、減速突起物（ハンプ）の竣工等	99
96	31	92	肢体不自由養護学校における避難訓練の実施、警察による不審者対策の講習等	102
			PTA有志等によるスクールヘルパーによる校舎内外の巡回や来校者への声かけ等	105
			安全監視員による学校や通学路の巡回、校舎警備システム、センサー付ライト等の整備等	107

園児の安全な登降園を図るための家庭との連携

——「通園安全マップ」の活用を通して——

福島県喜多方市立第一幼稚園 園長 峯 岸 峯 子

I 園の規模及び地域環境

学級数 4 園児数 89名 職員数 5名
地域環境…喜多方市の中心にあり、小学校に隣接し、緑多い閑静な場所で教育的環境が良い。しかし、園児の通園路は商店街で観光客の往来の多い通りなので登降園時における事故が心配される。



II 取組のポイント

- 【1】 通園安全マップの作成と見直し
- 【2】 園だよりや送迎時の会話より

イ 通園マップの見直し
～親子オリエンテーリングを通して～

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

- 保護者への啓発活動として通園安全マップを保護者と共に作成し、各家庭に配布し、送迎時や降園後の園児の安全生活に役立つ。
- 親子オリエンテーリングを通して親子で危険箇所を調べたり、安全に対する意識や心構えを育成する。
- 園だよりや懇談会等で安全な生活について各家庭とともに考える。(とっさの対応や避難場所)

ねらい

- ・街の様子に目を向けながら親子でオリエンテーリングを楽しむ。
- ・親子で歩きながら危険な場所があることを知る。
- ・自ら危険に気づき、安全に行動しようとする力を養う。

2 取組の内容、方法

(1) 通園安全マップの作成と見直し

ア 通園安全マップの作成

- ・通園地域の危険な場所を、保護者へのアンケートや地域からの情報、教師が実際に歩くことにより把握し、通園安全マップを作成する。
- ・園児や保護者が一目でわかるように、色刷りしたりイラストを使ったりする。
- ・各家庭に配付し、安全な通園路での送迎を保護者に協力依頼する。
- ・新たな危険箇所が確認された時は、改訂・配布する。

内容と方法

- ・ A, B, C, D, Eの各公園コースに分かれて幼稚園を出発する。
- ・ 各公園をチェックポイントとし、見える危険、潜在的危険箇所を探しながら目的地まで散策し、到着後は公園で遊ぶ。
- ・ 園に帰り危険箇所を報告する。

留意点

- ・出発前に、交通ルールや安全な歩行の仕方について指導する。
- ・教師は、オリエンテーリングを安全に進めるために、事前の確認や活動援助、緊急時の備えをする。
- ・取りまとめ、見直した通園安全マップを配布する。

保護者の報告から

「一方通行だからスピード出すんだよね」
「車のスピードって、恐ろしいな。体が引き込まれそうだった。」
「側溝のふたが少しはずれていて、足が入りそうだった」
「橋の上は、川が見えて道路を歩くよりこわいな」
「あの公園の脇の林が不気味だな」

れる危険な内容を知らせている。

(指導計画より抜粋)

4月 安全な登降園の仕方を知るために
道路、信号、横断歩道
6月 通園路の安全確保のために
整地、清掃作業の依頼
雨天時の道路の歩き方
10月 園外保育の実施にあたって
信号、横断の仕方、標識の確認
1月 雪道での安全な歩行のために

・送迎時の会話より

園児の登降園は、原則として、保護者の送迎になっているので、その際に保護者とコミュニケーションを図るようにしている。

「今日は園外保育ですよ。小学生がのら犬にかまれたらしいので、気をつけて行ってきてください。」

「お手紙に不審者のことが書いてありましたが、家の近くだから怖くて近所のお母さん方にも知らせました。」

「園門前は車乗り入れ禁止なのに、クラクションを鳴らして入ってきた車がありました。」

ウ 考察

- ・親子で歩くことで、子どもの目線、大人の目線で危険箇所を確認し合い、安全に対する意識をスキンシップを図りながら高めていくことができた。
- ・考えていたより車の往来の激しさ、音のこわさ、風のすごさなど恐怖感を体験することができた。
- ・実際に歩くことにより、工事中であったり、通路が変更になっていたり、時間により混雑したりするなど街の中は常に変わっていることを知ることができた。

(2) 園だよりや送迎時の会話より

ア ねらい

- ・園だよりは、指導計画に基づき定期的に発行し安全教育の啓発に努める。
- ・クラスだよりで発達段階に応じた安全面の具体的な事柄について周知する。
- ・『安全ニュース』を活用して、安全な生活の意識の高揚を図る。
- ・家庭との話し合いの場を多く持ち、常に情報の交換をする。

イ 内容と方法

- ・園だよりやクラスだよりでは…
季節や地域の実情、園児の様子から予想さ

ウ 考察

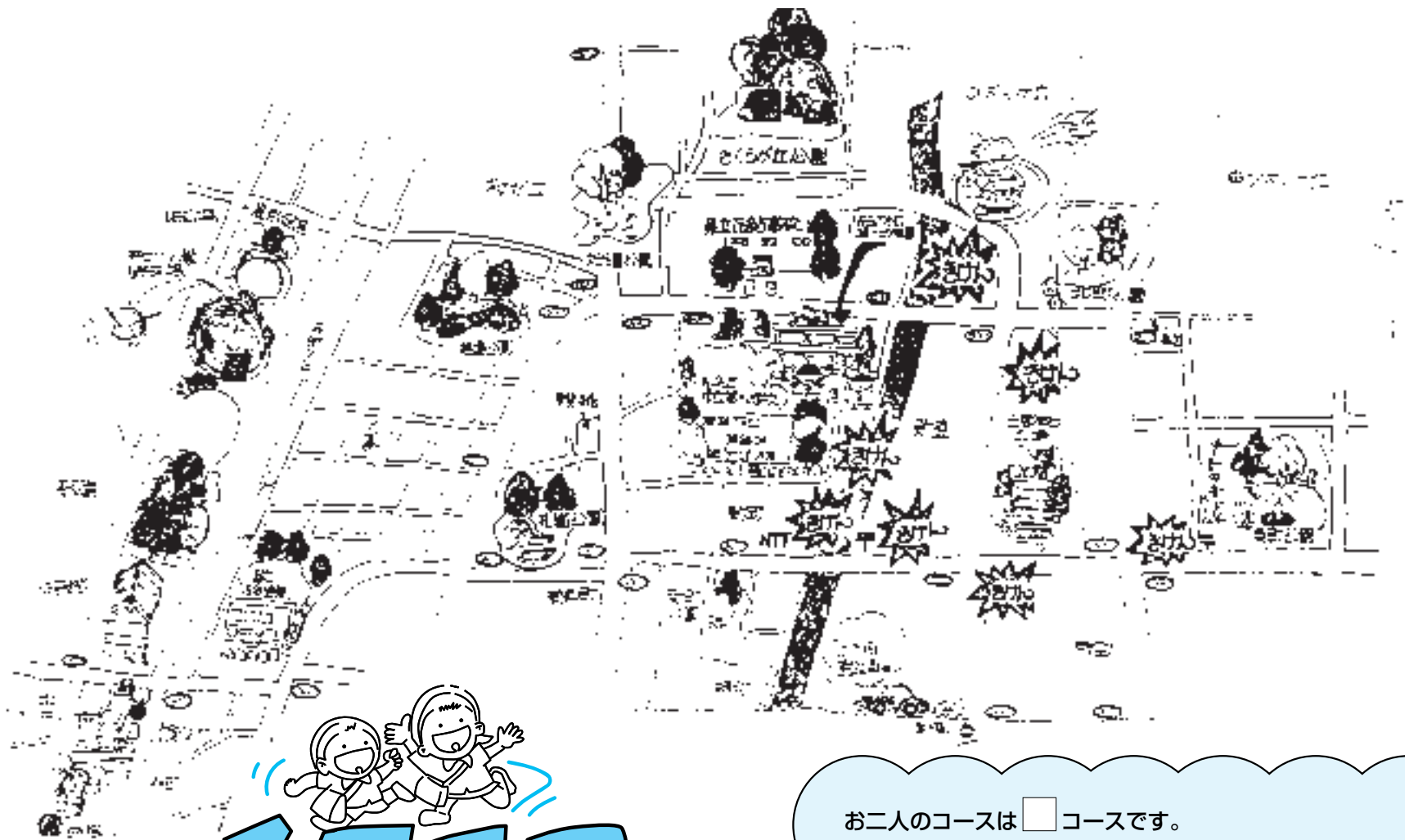
日頃の話題を通し、幼稚園と家庭とのコミュニケーションが図られ、保護者の安全に対する意識が高められるようである。

3 実践の成果

- 通園安全マップを活用したことによって、保護者や園児が登降園時や地域の中で、普段と変わった出来事や危険な場所、不審者等を園に通報してくれるようになり、安全に対する心構えが高まってきている。
- 園だよりや日常の話題等を通し、園と家庭のコミュニケーションが深まることで、安全に対する意識を高めることができた。

4 課題

- 「危険を予知し構える」態度の育成のために更に家庭と連携を深め、指導を進めていく。
- 地域や各団体等に、危険箇所の撤去や巡視を依頼できるようにするためにも更に連携を密にする。



くみ なまえ

お二人のコースは コースです。

地図をよく見て、迷わないでね。

途中、あぶないと思われる場所を見つけて→報告願います。

Aコース……経壇公園(ブランコ20回、遊動木シーソー20回)

Bコース……さくらヶ丘公園(グローブジャングル10回、山のトンネルをくぐる)

Cコース……花園公園(飛行機ジャングルジム、ブランコ20回)

Dコース……北野公園(ブランコ20回、すべり台5回)

Eコース……東野公園(すべり台5回、移動雲梯ぶらさがり機2回)

不審者の侵入など緊急時の体制づくり

福島県いわき市立磐崎幼稚園

園長 片野 昭彦

I 園の規模及び地域環境

1 学級数 3 園児数 89名 職員数 5

2 地域環境

国道から常磐高速道路に通じるアクセス道路ができたことにより、交通量が増え、道路沿いにはスーパーや大型店舗が立ち並ぶなど、環境が変容しつつある。幼稚園周辺も宅地化が急激に進み、まわりの自然環境が少なくなっている。

II 取組のポイント

- 1 園内巡視による安全管理と不審者の侵入防止
- 2 保護者との情報交換による安全確保
- 3 教師間における安全管理に関する研修会
- 4 不審者侵入を想定した避難訓練

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

- (1) 園児の安全を第一に考えた対応のできる体制づくり
- (2) 保護者との情報交換ができる体制づくり

2 取組の内容、方法等

- (1) 園内巡視による安全管理と不審者の侵入防止の具体策
ア 園児が登園した後、教務主任を中心に門扉を閉め、鍵をかけるなどを励行し、敷地や園舎への入口を管理可能なものにする。

イ 来訪者に対し積極的な声かけなどを行い、外部からの人の出入りを常時確認する。

ウ 園児の安全確保のため、定期的に教務主任は保育室、敷地内を巡回し、各担任と共に園児の状況と敷地内外への様子を把握する。

(2) 保護者との情報交換による安全確保のための具体策

ア 保護者会、保育参観等、保護者間のつながりを綿密にする機会の設定に努め、不審者を発見しやすい状態を常につくっておく。

イ 犯罪や事故から身を守るための生活について、保育参観、親子映画教室、園だより、文書等で機会あるごとに周知するなど家庭、地域の協力が得られるよう園と保護者、保護者同士の連携への意識を高める。

ウ 登園、降園時間以外の園への出入りは、事前に電話連絡をするように保護者に働きかけ、徹底した協力体制づくりをする

エ 登園、降園における園児の受け入れ、引き渡しの際に、保護者とのコミュニケーションをとるなど、常に情報収集に努める。

(3) 教師間における安全管理に関する具体策

ア 園児の安全確保に関しては、日頃から職員会議や打合等で情報交換や意見交換を行うことにより共通理解を深め、職員一人一人が園及び園児の安全管理について意識の向上を図る研修の充実に努める。

イ 不審者を発見した場合、組織的に対応できるように、職員会、研修会等で繰り返し確認し、園内体制の整備を図る。

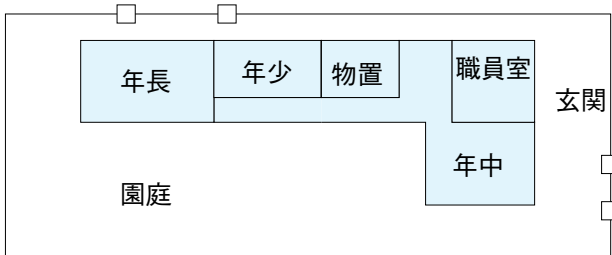
(4) 不審者侵入を想定した避難訓練

ア 「もし、不審者が侵入したら」というマニュアルに基づき避難訓練を実施し、対処の仕方や園児の誘導、関係機関への連絡等の理解に努めることで、園児の生命安全を確保する。
イ 不審者の侵入を想定した避難訓練の視点を次のように掲げ、緊急体制がとれるようにし不審者侵入に対する事前指導を十分に行う。

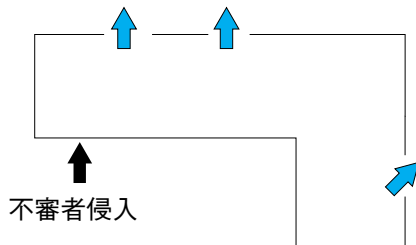
(ア) 逃げ口は、どの方向に指示するか

(イ) すみやかな通報はいかにするか

① 園舎の概要



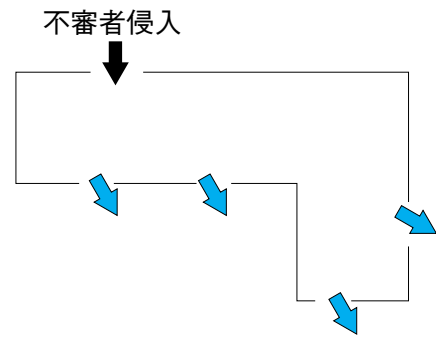
② 園庭側より侵入した場合



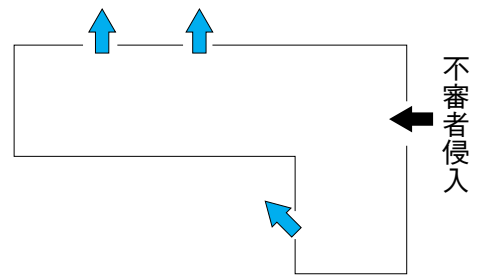
○ 保育室から裏口への避難の様子



② 園裏側より侵入した場合



③ 園玄関側から侵入した場合



3 実践の成果

- (1) 保護者も園の経営方針及び安全管理の方針を理解し、連絡を密にするなど、教師と共に子どもの身を守るという安全意識が見られてきた。
- (2) 地域に不審者らしい者を見つけた場合、直ちに情報を提供するなど園に対して協力する姿が見られてきている。
- (3) 園児一人ひとりが、不審者侵入の際の避難の方法等について理解するなど、自己防衛意識が少しずつ高まってきた。
- (4) 教師一人ひとりが危機管理意識を深めるなど、園児の身を守る日常の安全点検や安全管理についての意識が高まってきた。

4 課題等

- (1) 不審者侵入に対して、とっさに、どこからでも避難できるような施設を考えていく必要がある。
- (2) 緊急の場合、対応できる男性職員、警備員の配置が必要である。
- (3) 教師間の連携プレーの充実をさらに図る必要がある。

園児が安心して園生活を送るために

千葉県浦安市立神明幼稚園 園長 穴倉 玲子

I 園の規模及び地域環境

学級数：6 園児数：172名 職員数：14名
地域環境：本園は、小学校、市役所、中央武道館、中央図書館、郷土博物館、消防署等の公共施設に隣接し、市の中央に位置した市街地である。

II 取組のポイント

- 1 不審者が侵入しないための予防策
- 2 不審者侵入の際の初期対応策の明確化
- 3 施設設備の整備・管理・運用及び避難訓練等の実施

III 取組の概要

1 取組の趣旨（ねらい）

外部からの不審者が侵入しないための予防策及び、侵入の際の初期対応について実践し、安全管理の徹底を図る。

2 取組の概要（内容、方法、活動の状況等）

園児が安心して過ごすことが出来る幼稚園であるために、職員、保護者、教育委員会、地域との協力体制のもと、以下のような取組を行っている。

- (1) 不審者が侵入しないための予防策
ア 登園、降園時間外は閉門とし、職員の死角となる裏玄関は施錠する。



【閉門時の門扉及び施錠】

イ 登園、降園時は、職員が門に立ち、園児や保護者へ挨拶を行うと同時に周辺を観察し状況を把握している。

ウ 来園者には玄関にて名前、目的等を記載し、名札を着用してから園舎内に入ること、また職員から声をかける等外部からの出入りを確認している。

エ 地域の方、保護者から周辺地域の不審者及び園児の安全にかかわる情報等を得た場合は、情報の確認を行い、関係機関へ連絡し対応している。

オ 地域の方に園行事を周知したり招待したりする等日頃から交流を持ち、園に対して関心を持ってもらうよう開かれた園経営を実施している。



【園行事等を周知する園外掲示板】

カ 運動会、バザー等の不特定多数の来園者が予想される行事は、園児の保護者が園舎内外のパトロールを実施している。

(2) 不審者侵入の際の初期対応策の明確化

ア 教育委員会から各職員に配布された防犯ベルを常時携帯し、非常時には周囲に対していち早く危険を知らせる。

イ 侵入時の状況を判断した上で、教育委員会から配備された催涙警棒を使用する等侵入者へ対応する。



【防犯ベル】



【催涙警棒】

(3) 施設設備の整備・管理・運用及び避難訓練等の実施

ア 園内の職員室・保育室に9箇所の非常ベルが設置されており、非常時にはすぐ緊急体制が取れるようにしている。非常ベル9箇所のうち2箇所は警察に直結されており、すぐに緊急警備されるようになっている。



【非常ベル（保育室設置）】



【警察直結型電話（職員室設置）】

イ 毎年、園区内を親子一緒に歩き、危険箇所（死角になる場所等）を確認しその場で安全指導を行う「親子で探検レッツゴー」を園行事の安全指導の一環として位置づけ取り組んでいる。また、その危険箇所の改善についても市当局及び警察署等関係機関にも連絡し改善を要請している。



【親子で探検レッツゴー】

ウ 年間8回の避難訓練を計画実施しているが、そのうち1回は不審者の侵入を想定した避難訓練を実施している。その際消防署に隣接している利点を活用し、消防署の方の協力も得て実施している。



【避難訓練】

エ 千葉県教育委員会からの通知「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目」に従い、全職員で定期的に点検している。

3 実践の成果（効果）

- (1) これまで教師自身も、保護者も幼稚園は安全な場所だと思っていたが、安全は自分達でつくり、守っていくものであるという安全に対する意識が変容した。
- (2) 家庭、地域、教育委員会等の協力を得て、不審者侵入の際の初期対応についての基本的な対応策が園生活の中で職員に定着した。
- (3) 家庭及び地域の方々との情報交換や相互連携を密にすることによって、保護者や地域の方々の安全に対する意識やその対応策についての認識も高まり、園に対する協力体制が一段と深まった。

4 課題等

- (1) 安全管理についての意識をさらに向上させるために、園児の安全教育、保護者への啓発を継続し、多様な場面を想定して訓練を実施する等安全管理、指導の充実を図る。状況を把握して臨機応変な対応をとることが大切であるが、どのような場面でどのような臨機応変な対応をとることができるかを探る必要がある。
- (2) 隣接している小学校、消防署、図書館、武道館等の公共施設に対して、園児の施設利用はもとより、各施設の職員間との非常時の際の連携・協力体制づくりを計画していく必要がある。
- (3) 地域の中の幼稚園として関心をもってもらうことが安全管理につながるものと考え日常的に園児を取り巻く家庭、地域の方々とのかかわりを今後も大切にし、地域の幼児教育センター的機能を持った園経営に努める。

西宮の沢小の子どもたちを見守る活動

北海道札幌市立西宮の沢小学校 校長 清水英志

I 学校の規模及び地域環境

学級数15学級 児童数476名 職員数26名

地域環境…手稲山を背景にして、国道5号線とJR函館本線の間に広がる工業地域と住宅地域が混在し、空き地等も点在する地域である。昭和60年頃から住宅数が急激に増加した。現在も区画整理事業が継続して行われており、それに伴う道路工事等が校区内の随所で見られる。

II 取組のポイント

- 【1】 登下校時の通学路見回りによる安全確保
- 【2】 子どもが在校中の出入り口施錠による安全確保
- 【3】 出入り口の限定と来校者確認による安全確保
- 【4】 家庭、地域との連携による安全確保

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

- (1) 子どもたちの安全を確保するために、学校は言うに及ばず、家庭・地域の町内会等が連携し、長く継続して行うことができる活動をする。
- (2) 子どもの登下校時だけでなく、普段の生活の中でも、地域の大人に、自分の子どもと同じ気持ちで、町内の子どもたちを見守ろうとする連帯感をつくりだすとともに、子どもたちに安心感を与える。

2 取組の内容、方法等

ア 登校時の取組

子どもの登校時刻（8：15～8：45）に合わせて、学校近辺の通学路、校門付近で登校の様子を見守っている。登校時刻は8時30分までであるが、都合が悪く遅刻してくる子どもへの配慮として8時45分まで行っている。毎朝、短い時間の活動ではあるが荷物の持ち方、安全な歩き方の指導等を現場で具体的に行う上で大いに役立つ場面となっている。また、朝のラッシュ時には大きな通りへの抜け道として、かなりのスピードで学校前を走行する車もあったが、この取組以降安全を確かめるようにスピードを落とすようになった。子どもたちも校舎の外にも教員の姿があることで安心感をもつことができようであり、元気に挨拶をしてくれる子どもたちの姿も目立つようになってきた。



イ 下校時の取組

下校時に変質者や不審者等の出没情報が多くなり週に1～2度、生徒指導担当者が中心となり校区内を見回るようにしている。また、天候の悪い時や特別な行事があった日にも校区内を回るようにしている。校区内には川や工場の資材・機械置き場等の危険箇所や歩道のない道路があるため、校区内の巡視を行い子どもたちに安全な歩行や遊び方などの指導をしている。

それとともに、各学期に1回ずつ「校外安全指導の日」を設け、放課後に全教職員で子どもたちの地域での生活の様子を観察し、指導を行っている。

分担地区ごとに、主な店の方から子たちの様子を聞き、子どもの校外生活に関する指導の参考としている。また、警察等の関係機関との連携を常にとりながら子どもの安全確保に努めている。

ウ 出入り口施錠の取組

出入り口の戸のそれぞれに学校関係者以外の無断立ち入り禁止の掲示を以前からしていたが、さらに子どもたちの登校が完了したら、出入り口6カ所のうち5カ所に内側からは着脱自在の鍵をかけるようにし、来校者用出入り口を1カ所に限定するようにした。



休み時間になると子どもたちは、自分たちで鍵をはずし、グラウンドへ出て行くことができる。

この鍵は、鉄製で戸のサッシに穴をあけ引っかけの仕組みになっており、お金をかけずに非常の際にも子どもたちが簡単に開け閉めできると、用務員さんが考え作ってくれたものである。

エ 来校者確認の取組

来校者を確認するために札幌市では、市立の全ての幼稚園・小学校・中学校・養護学校の出入り口の外壁にモニター付インターホーンを取り付けている。

インターホーンのボタンを押すと、職員室に通じるようになっており、職員室内モニターの受話器をとると画面に来校者の姿が映し出されるようになっている。来校者は、インターホーンを通じて、氏名や訪問目的などを伝えるだけであるが、職員室では、モニターを通して姿形や表情等を確認してから鍵を開けることができる。

また、鍵は職員室からの遠隔操作で開けることができるようになっている。

設置当初は、これになじめない保護者もいたが、設置の趣旨を説明することにより、今では、すっかり定着している。

オ 家庭・地域との連携による取組

池田小の事件後、この事件はどこにでも起こりうることであり、私たちPTAにもできることはないだろうかということが出発であった。

大きな負担とならず、長く、継続して取り組むことのできる活動、さらには、地域の町内会にも協力してもらえ活動を検討した。その結果、「子どもを見守ろう」という腕章を作成し、希望する会員に配布することとした。

また、地域の連合町内会にもお願いし、地域の方々へも協力を要請し配布している。

学校へ来る時、買い物に出かける時、犬の散歩等地域内に出かける用事がある場合、腕や腰等につけたり、持ち物につけたり自転車につけたりしていただいている。

これまでに、160軒ほどの家庭に協力願っているが、よりこの活動を広げるために、機会があるごとに協力を呼びかけている。このことによって、不審者・変質者等へささやかでも抑止効果を期待するとともに自分たちは地域の人たちに見守られているんだという安心感を子どもに与えることができたと願っている。



3 実践の成果

- ア 子どもの登校時の取組は、子供たちの安全確認とともに、遅刻する子供の減少にもつながった。
- イ モニター付インターホーンの設置は、来客への対応が素早く行えるようになった。
- ウ 「西宮の沢小の子どもを見守る」活動は、各種会合での呼びかけが徐々に浸透し、協力してくれる家庭が増加している。

4 課題等

学校行事等で学校施設を開放する際には、用務員さんが校内の巡視を行っているが、学校関係者と部外者の判別がすぐにはできず、対応に苦慮することがある。

PTAとの連携による登下校、 在校中の子どもの安全確保の取組

宮城県気仙沼市立気仙沼小学校 校長 大越 知 明

I 学校の規模及び地域環境

1 学校の規模

学級数16 児童数454 職員数30

2 地域環境

学区は、市の中心部に位置し、漁業関連施設を中心に、水産加工場、商店街、住宅地によって構成されている。陸中海岸国立公園の南端の市として、市内の大島と結ぶ連絡船の棧橋があり、県内外からの観光客の往来も多い。

保護者の学校教育に対する関心や期待は大きくPTAをはじめ家庭、地域で子どもを育てようとする意識も高く、子どもを見守る環境も整っている。

II 取組のポイント

【1】学校ガードボランティアの活動

【2】地区安全地図の作成

【3】保護者など学校関係者の識別

(保護者用ワッペンの作成)

III 取組の概要

1 取組の趣旨

最近の児童に対する殺傷事件等の発生を踏まえ、学校の安全を維持し、安心して児童が学校生活を送ることができるようにするために現在実施している諸安全策とともに、登下校時を含めた校舎内外の児童の安全確保のためPTAと連携して保護者有志による巡回を中心とした日常的な活動を実施する。

2 活動の内容、方法等

(1) 学校ガードボランティアの活動

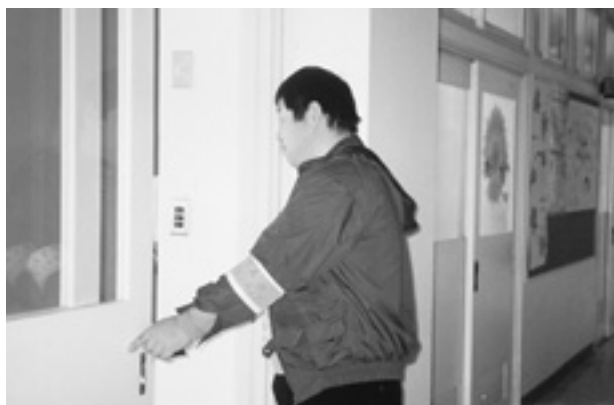
平成13年度から校長、PTA会長連名により、ガードボランティアの募集を行い、保護者の協力を得て活動を進めている。

ア 活動場所

校舎内、校庭と校庭周辺及び学校近辺の通学路
(5経路)

イ 活動時間

午前、午後、登下校時の3区分



【校舎内を巡視中のガードボランティア】

ウ 活動に当たっての確認事項

- ・当番日には学校ガードボランティアの腕章を着け、防犯ブザーを携行して巡視を行う。
- ※ 通学路巡視については腕章を3月の終了時まで貸与とする。終了時、学校に返却してもらう。
- ・校舎内、校庭、校地の巡視者は当番の開始時、職員室に着任を告げ、終了時には気づいた点を点検簿に記入する。
- ・巡視・巡回時間は、やむを得ない場合を除き、実施要項による時間とする。
- ・緊急事態には、職員と同様の行動(気仙沼小学校のマニュアル)に基づく行動をとることとする。異常があった場合は、携帯電話、メガホン、インターホン等により職員室に連絡する。
- ・校内、体育館の施錠については、気仙沼小学校のマニュアルに基づき確認を行う。
- ・巡視中、児童が危険な遊びをしていた場合は、その場で注意をする。
- ・通学路巡視については、一度学校付近まで上がり、その後児童の下校を見届けて通学路を下り、目抜き通りまで巡視する。不審者だけでなく、交通安全も含めて児童に声かけをする。
- ・ボランティア着任シフト表を作成し、万全を期す。
- ・巡視日誌に着任時に記入するのは、午前・昼の校舎、校庭・校地巡視者とし、その他の巡

視については、問題点や気づいた点があった事項について連絡メモで教頭に報告する。

- ・委嘱の期間は委嘱を受けた日から3月末日までとする。



【「ただいま巡視中」のプレート】

(2) 地区安全地図の作成

PTA校外生活部を中心に学区内の危険箇所をまとめた安全地図を作成し、全保護者に配布した。

なお、作成に当たっては学区内の防犯協会の協力を得た。

地図には、危険箇所だけでなく、警察署から依頼されている『子ども110番の家』や何かあったら児童が駆け込むことができるようPTAが独自に依頼している通学路に面したお宅等の場所や電話番号が記してある。



【地区安全地図】

(3) 保護者などの学校関係者の識別（保護者用ワッペンの作成）

児童の保護者以外の校地内への出入りについて、ある程度外見上の区別をつけることにより制限できると考え、保護者用のワッペンを作成し、保護者全員に配布した。学習参観日や学習支援ボランティア事業への協力など、保護者が校地内へ出入りする場合はこのワッペンを着用するように働きかけている。

なお、本校には2カ所の昇降口以外にもいくつかの出入り口（ドア）があるが、校舎内に入ることができる全ての箇所には、「校舎内に入ります際には、必ず職員室に断ってください。」というお知らせを掲示している。



【ガードボランティア腕章と保護者用ワッペン】

3 実践の成果

- ・教員だけでなく、ボランティアの方々も巡回することにより、校舎内外における死角が少なくなり、児童の安全確保に役立った。
- ・フェンス等に『ただいま巡回中』のプレートを掲示することにより、不審者侵入抑止に効果があった。
- ・安全地図を各家庭に配布したことにより、親子で危険箇所を確認することができ、事故防止につながっている。

4 今後の課題

- ・日中の活動なのでボランティア可能な保護者が少なく、一人の負担も大きいものがある。
- ・現在、ボランティア保険に加入しているが、保障の額が少ない。万が一の事故における保障制度の充実が望まれる。
- ・地区安全地図については、環境の変化により、新たな危険箇所が出てきている。情報を集め、書き込み等加えるようにしていきたい。
- ・今後、学校便り等を通じて、さらに安全に対する意識を高めていきたい。

無線機を利用した「緊急通信放送システム」を 活用した学校安全の取組

山形県鶴岡市立朝暘第一小学校 校長 竹屋 哲 弘

I 学校の規模及び地域環境

- 1 学校…明治41年に創立
学級数24、児童数705名、教職員数40名。
地域・保護者からなる教育サポーター60数名と
ともに、たくましい子どもの育成に努めている。
- 2 地域環境…米どころ庄内平野の中心に位置する
人口10万人の城下町。北に烏海山、東に出羽三
山、南に朝日連峰を望み、豊かな自然に恵まれ、
歴史と文化が息づく町である。

II 取組のポイント

1 「緊急通信放送システム」のよさ

- (1) 既存の放送設備をそのまま使用するため、新
たな設備を必要とせず、導入後すぐ使用できる。
- (2) 校内どこの場所からでも一斉に緊急放送をす
ることができる。
- (3) 校内にいる人全員に同時に情報が伝えられる
ため、すばやく対応できる。
- (4) 無線機を使用するため、離れた場所でも通信
により情報交換ができる。
- (5) 特定小電力無線機を使用しているため、無線
免許は必要ない。

2 取組のポイント

- (1) 全職員が常に危機意識をもち、緊急時の対応
を共通理解していく。
- (2) 緊急時の対応ができるように、システムの日
常的使用と緊急時を想定した訓練を継続してい
く。
- (3) 児童・保護者や地域の方にも学校の取組を具
体的に提示し、学校安全に対する信頼感を高め
ていく。

III 取組の概要

1 取組の趣旨

相互連絡用無線機の活用と、特定無線機から校
内及び校舎敷地どこからでも既設の校内放送機器

を活用して一斉放送を可能にした無線システムの
活用により、学校安全の徹底を図る。

2 取組の内容、方法等

(1) 本校のシステム

ア ハード面

- | | |
|----------------------|-----|
| (ア) 相互連絡用無線機 | 12台 |
| (イ) 校内放送機器を活用する特定無線機 | 1台 |
| (ウ) 中継機 | 2台 |
| (エ) 放送設備コントローラー | 1台 |

イ ソフト面

(ア) 相互連絡用無線機

- ① 各学年・特殊学級主任、養護教諭、技能
主任が1台携帯
- ② 職員室に3台常備
- ③ 緊急事態が発生したときに、無線機で職
員室に連絡する。

(連絡内容は一斉に各無線機に伝わる。)

(イ) 校内放送機器を活用する特定無線機

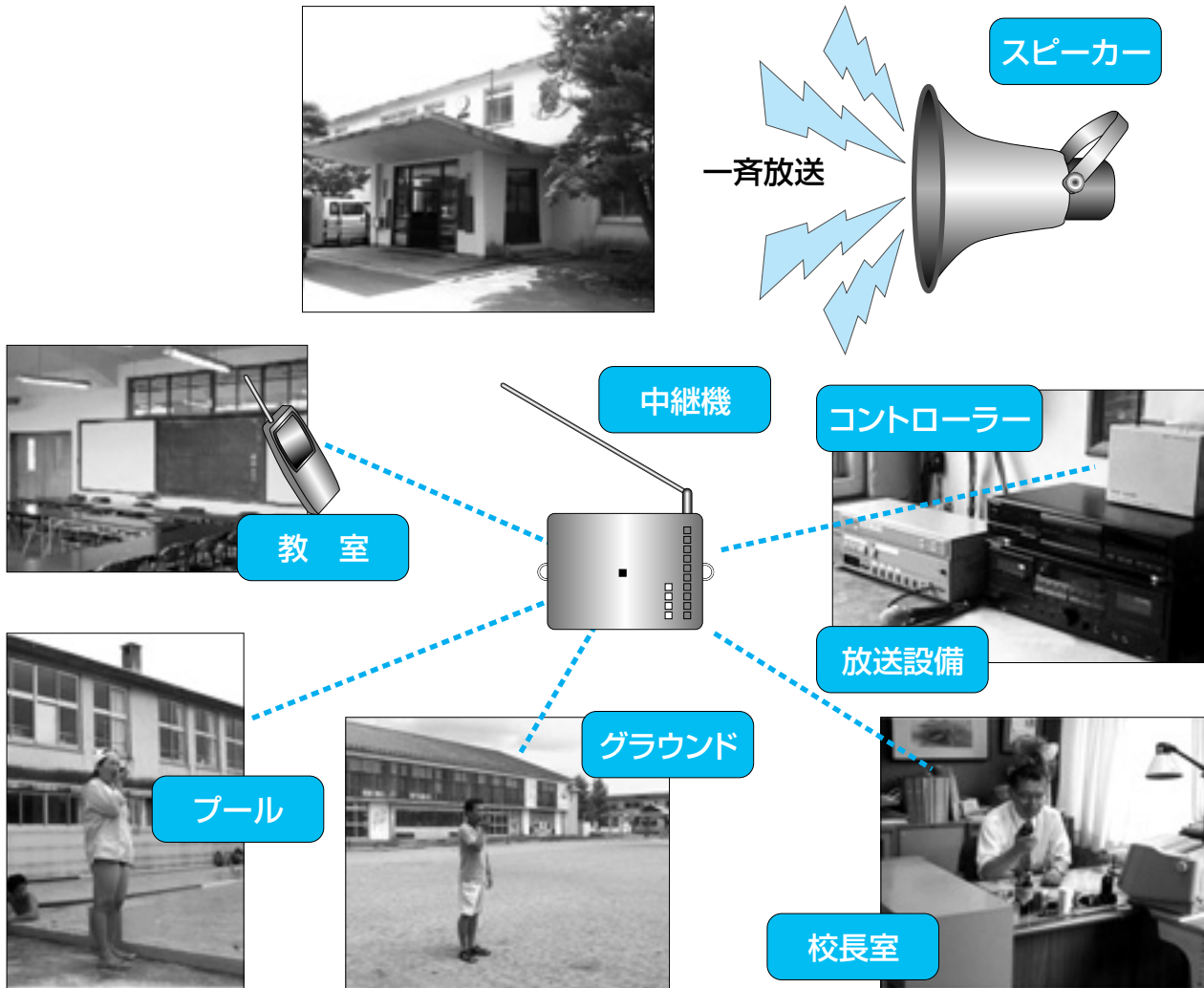
- ① 職員室の校長・教頭席の前に常備
- ② 上記の(ア)の③の連絡内容によって、特
定無線機を使って全校に連絡・指示
- ③ 特定無線機を持って移動し、避難場所か
らの全校への連絡・指示も可能



ウ 取組の具体化

- (ア) 年度当初に全職員で危機意識の高揚を図
り、システムを共通理解し、システムの使

無線による学校緊急通信放送システム



用に慣れる。

- (イ) 体育や清掃時の指導などを通し、日常的にシステムを活用する。
- (ウ) 緊急時に対応できるように、避難訓練時に計画的に使用する。
- (エ) P T A 総会や地域の会合で学校安全の取組を具体的に知らせ、学校に対する信頼感を高めていく。

3 実践の成果

- (1) 従来、職員が移動して職員室に連絡していたのが、無線機を活用することにより、即時に管理職が情報を把握でき、全校に一斉に指示を出すことが可能になった。
- (2) 緊急の場合の避難等が従来より短時間でできるようになった。

- (3) 避難場所からの放送も可能となり、校内で行方不明となった場合の児童の搜索等にも有効である。
- (4) 離れた場所においても即時に相互に連絡できるという安心感があり、安定した気持ちで、職務を遂行することができる。
- (5) 有効な学校安全の取組を保護者・地域の方に知らせることにより、安全に対する信頼感が高まった。

4 課題等

- (1) 危機意識をもち続け、緊急時に適切に使用することができるように、日頃の訓練を続けていく。

地域の協力による児童の安全確保

——シルバーポリス、地域ボランティアに守られて——

東京都小平市立小平第七小学校 校長 高谷好文

I 学校の規模及び地域環境

学級数24、児童数870、職員数40

地域環境：東京郊外の住宅街であるが、近隣には古くからの農家もある。近年、高層の集合住宅が建設され、これらの住宅に居住する児童だけで650名を占めている。

II 取り組みのポイント

【1】シルバーポリスの地域巡回パトロール

- ・シルバーポリスによる地域の巡回
- ・学校内巡回
- ・朝会での呼びかけ
- ・児童とのふれあい

【2】地域ボランティアによる登校指導

- ・登校時の児童の安全確保
- ・学校行事での児童とのふれあい
- ・地域のあいさつ運動の実施

III 取組の概要

【1】シルバーポリスの地域巡回パトロール

1 取組の趣旨やねらい

大阪教育大学附属池田小学校の事件のあと、地域の防犯、児童の安全について各学校や自治体をあげての取組が考えられた。小平市でも市内全教師に防犯ブザーの携帯、受付での記名や名札の着用による来校者の確認が実施された。

また、市内に在住する警察官OBの協力を得た「シルバーポリス」の組織が立ち上がった。地域の防犯、児童・生徒の非行防止や安全確保がねらいで、地域のパトロールを実施した。

2 取り組みの内容、方法等

小平市教育委員会の要請で市内在住の警察官OB33名が登録され、市内各地域を日常的に巡回パトロールをする。任務は主に次のことである。

- ・登校時の児童の安全確保
- ・在校中の児童の安全確保
- ・放課後や休みの日の地域の安全確保と児童生徒の健全育成

地域を巡回するシルバーポリスは、子供たちに声を掛け必要に応じて警察と連絡を取りながら安心と安全を提供している。

学校によってはシルバーポリスを全校集会等に招き、子供たちに健全育成の話をしてもらっている。また、小平市内一斉で各学期1週間行われる学校公開週間の際には、学校内のパトロールも強化してもらっている。

顔見知りのシルバーポリスには子供たちからも声をかけ、あいさつや日常の会話を交わすようになってきた。

3 実践の成果

シルバーポリスの存在を知っている市民に対して、安心感を与えている。

子供たちとも顔なじみになり、あいさつを交わし声をかけ合うようになり、シルバーポリスの方々の励みになると同時に、子供たちの健全育成に大きく影響を与えている。目に見えないところで、犯罪の抑止力にもつながっていると考える。

また、地域の他の方々も、この取組を機に防犯、児童生徒や青少年の健全育成に目を向けるようになってきた。



4 課題

地域の健全化、犯罪の抑止には、シルバーポリスの巡回も有効であるが、実際の犯罪や凶悪な事件には、元警察官であっても丸腰のままの対応には限界がある。安全を守ろうと立ち上が

ったために大きな事件に巻き込まれてしまっ
たは、取り返しのつかない事態になる。このこ
とに限らず善意によるボランティアに対する補償
や、安全確保も考えていかななくては行けない。

防犯、地域の健全育成はそこに関わるすべ
ての者で目を光らせ、すべての者の意識が高ま
っていかなくては解決できない。シルバーポリ
スが地域全体の防犯意識の向上や、青少年、と
りわけ児童生徒の健全育成への関心につなが
って欲しい。

【2】地域ボランティアによる登校指導

1 取り組みの趣旨やねらい

小平第七小学校は、通学区域に踏切が二か所、
幹線道路が2本通っている。児童はそこを横断
して学校に通っている。日々の登下校ではヒヤ
リとさせられることもある。学区域に在住する
S氏はご自身の意志で13年間毎日、本校児童
の登校時に通学路の幹線道路に立ち、交通整理
をしていただいている。



2 取り組みの内容、方法等

本校学区域を横切る新青梅街道は幹線道路で
朝夕のラッシュ時には交通量が極めて多くなる。
側道からこの道に入り込む車も多く、登校時
には横断歩道を車がふさいでしまうこともある。
子ども達は車と車の間をすり抜けるようにこの
幹線道路を渡ってくる。

地域にお住まいの、S氏は子供たちの安全な
登校を願って、毎朝交通整理をしてきている。
時間を決め、新青梅街道をほとんどの子ども
が渡り終えらるともう一つの幹線道路、東京街
道に移動しここでも交通整理をしてくれる。児
童の安全を願っての交通整理は、13年間毎日
続けられている。

ここを通る子供たちはS氏にあいさつをし、
すっかり顔なじみとなっている。月曜日の全
校朝会では、S氏の交通安全に対する願いを話

ていただき、児童会では学校行事に招き感謝
の気持ちを表したりして、交流をもっている。

3 実践の成果

S氏の13年におよぶ実践は、まさにボラン
ティアであり献身的な活動である。そのような
中で、自分の子供の安全をS氏の善意にだけ頼
っていて良いのだろうか、保護者も考えるよ
うになり、PTA活動として通学路の交通整理ス
クールゾーン地帯の車進入を防ぐ「うま」出
しを交代で始めた。会員にボランティアを募り
学区域の危険箇所には保護者が立つようになった。

また、この道を通る中学生や、地域にある
高校生まであいさつを交わすようになり地域
の健全育成には、S氏は欠かせない存在とな
っている。

これらの取組のおかげで登校時の大きな事
故もなく安心して学校生活を送られている。

4 課題

地域のボランティアによる交通整理、交通
安全は大きな成果を上げている。児童の安全
が守られ、健全育成にも役立っている。しか
し、今後、子どもたちが安全であることが当
たり前になり注意を払わなくなったり、危
険を回避するための知識や行動、自分の安全
が守れなくなったりすることのないよう引
き続き留意する必要がある。

S氏の活動に触発され取り組んできたP
T Aの活動も、ボランティアの調整を
図るのが難しくなっている。価値観の多
様化から、PTAとしての活動のあり方
を含めて検討する必要がある。

IV まとめ

二つの事例のキーワードは「地域での安全」、
「健全育成」である。これは特定の人だけで
守れるものではない。これに関わるすべての
人が関心をもち、皆の力を合わせて守って
いかなくてはならない。

小平市では、「地域で育てよう すこやかな
子ども」を合言葉に、「21☆こだいらの
教育改革アクションプラン」を実践して
いる。本校におけるこの取組も、学校が
地域のボランティアや保護者と一体とな
って、子供を地域の中で見守り、育てて
いく実践である。今後ますます、その輪
を広げたいと考えている。

学校施設の特徴を生かした安全管理

開放型施設をもつ学校の安全対策

東京都武蔵野市立千川小学校 校長 藤 縄 清

I. 学校の規模及び地域環境

学級数 12 児童数 331 職員数 25

本校は、学区内に都立武蔵野中央公園や千川上水があり、都会にあっては比較的恵まれた自然環境にある。平成9年4月、かねて進められていた校舎改築が完成し、地域開放型の施設をもつ学校として、再出発した。

新校舎は、最新の設備をもつホール、トレーニングルームが併設された体育館、大小2つの会議室があり、年末年始の休業を除く毎日、様々な団体や地域の活動に利用されている。



武蔵野市立千川小学校

建物で構成されている。このうち校舎棟の一部、体育館棟及び校庭は開放施設として、一般に開放利用されており、児童の在校時も利用者が頻繁に出入りしている。このような開放型のコンセプトを生かすため、学校敷地と道路を隔てる塀はない。

このため、児童の安全確保について十分な対策が必要であり、現在の校舎建築当初から、開放利用部分と児童の生活部分を分離したり、要所に監視カメラを設置したりして、安全対策を考慮した施設となっていた。

大阪教育大学附属池田小学校事件以後、職員はもとより、保護者や地域からも、より一層の安全対策を望む声上がり、不審者の侵入による被害を防ぐ体制づくりが急務となった。



警察へ直接警報装置

II. 取組のポイント

- 【1】行政の施策を活用した安全管理
- 【2】施設の特徴を生かした児童の安全確保対策
- 【3】学校施設の開放利用における安全管理

III. 取組の概要

1. 取組の趣旨

火災や地震などの災害に備え、必要な設備を整え保守点検を行ったり、避難等の訓練を行ったりすることは従来から定期的実施している。これらに加え、新たに設備を増強したり、この設備を活用した通報・避難等の訓練を行ったりして、外部からの不審者の侵入による被害を防ぐ体制の整備を意図した。

2. 取組の背景

本校は、地域に開かれた開放型の施設をもつ学校として設計され、校舎棟、体育館棟、補助棟の3つの

3. 取組の内容・方法

(1) 行政の施策を活用

東京都は、都内の全小中学校に警察と直結する非常通報装置の設置を決めた。本校にもこの装置が設置されたため、どこで誰がどのようにこの装置を使って発報するかを検討を行った。

また、武蔵野市は、各教室で非常時に警報ベルを鳴動させるシステムの設置をきめ、全教室にスイッチを取り付けた。さらに、男性用務嘱託員2名の配置を決め、従来の用務の内容に加え、児童の安全監視業務も加えて行うこととした。このため、警報ベルが鳴った際の行動要領を策定したり、用務嘱託員の業務を具体的に設定したりする検討を行った。

このように、行政による学校安全対策は進んでおり、これを活用する具体的な手順や校内体制の整備が必要となった。そこで本校では、

ア.職員の行動マニュアル作成

イ.不審者の侵入を想定した危機回避訓練の実施を行い、行政の施策を生かす体制を整備した。

ア. 職員行動マニュアル

- ・職員を「対応通報班」と「避難誘導班」に大別し、事務職員、教員、用務職員等、日常の職務に応じて、それぞれ細かな配置や行動手順を定めた。
- ・火災や地震などの災害時における自衛消防活動との関連も考慮し、避難誘導手順や担当場所をできるだけ統一できるようにした。
- ・「対応通報班」は、警察や関連機関への通報を行うと同時に、不審者の行動を制約し、児童への被害を防ぐ対応を行う。
- ・「避難誘導班」は、児童が安全な避難場所へ避難できるよう避難路を確保したり、児童を誘導したりする。避難コースは、想定される侵入場所により複数設定した。



イ. 危機回避訓練

平成13年度及び14年度にそれぞれ1回ずつ、職員行動マニュアルにしたがって、不審者の侵入による被害を防ぐ「危機回避訓練」を行った。非常警報ベルを児童が鳴動させ、「対応通報班」が急行して対応すると共に、「避難誘導班」が所定の防火扉を閉めるなどして避難路を確保し、児童を避難場所に避難させる訓練である。

2回の訓練では、侵入箇所の想定を変え、それぞれ別ルートでの避難・誘導を行って、組織的な危機回避行動ができるように配慮した。既に、毎年度の避難訓練計画にこの「危機回避訓練」を加え、計画的に訓練を行っていく体制を整えている。

その後、平成14年11月から、武蔵野市が独自に条例を制定し、警備員による市内全校の巡回（「ホワイトイーグル」自動車2台で2系統）を行うようになり、一層安全対策が充実してきている。

(2) 施設の特徴を生かした安全確保の対策

本校は開放型施設であるため、特に、安全対策を考慮した施設設備となっている。

- ア. 校舎の窓や扉のガラスは全て通常の3倍の強度を持つ強化ガラスである。
- イ. 校舎全館で、換気しながら冷暖房のできる空調設備があるため、夏季でも窓を開ける必要がない。
- ウ. 開放利用部分や教室との通路部分には、17台の監視カメラが設置され、3カ所でモニターできる。
- エ. 全校児童を収容でき、鉄製扉を閉じれば外部からの侵入が不可能となるホールを有して

いる。

これらの施設設備を活用する体制を整えれば、児童の安全確保に大きな効果があると思われる。そこで、次のような対策を講じた。

ア. 校舎内への出入りは開放施設への出入り口と校舎への出入り口の2カ所に制限した。それぞれに受付を設け、嘱託職員を配置して、出入りをチェックできるようにした。開放施設の利用者と学校への訪問者については、それぞれ別の入館証を準備し、受付で入館証の着用を徹底した。これにより、開放利用者が校舎棟に入ってきたらすぐにそれとわかり、その場合は全職員が声をかけるよう申し合わせている。

イ. 休み時間に校庭で遊ぶ児童の安全確保のため、用務嘱託員と教員が常に児童の看護に当たる体制を整えた。

ウ. ホールを避難場所として、緊急の場合、児童を安全にホールへ誘導できるよう、防火扉や防火シャッターを利用した避難路の確保、避難コースの策定を行った。

4. 実践の成果

以上のように体制の整備や対策の実行を行い、次の各点を成果として得た。

- (1) 不審者の侵入による被害を防止するため、職員個々がどのように行動するか明確になった。
- (2) 児童は、非常警報ベルの機能やスイッチの位置、避難先や経路などの行動要領を学んだ。
- (3) 保護者や地域の方に、学校の安全対策に対する理解と信頼を深めていただいた。

5. 今後の課題

今後も次のような視点を持って改善に取り組む必要がある。

- (1) 施設開放に関しては、学校と関わりのない一般の方の利用より地域の方や保護者の利用が多く、むしろ開放利用を促進した方が信頼できる大人の人数が増えるという利点がある。本校の場合、ほぼ毎日のように施設利用者があるため、今後は利用者の協力を得る安全対策も学校施設開放運営委員会等で検討していくことが課題である。
- (2) 行動マニュアルや対策は、常に見直しが必要である。出張などによる職員の減員や職員の異動に伴う役割の引き継ぎなどにも細かく配慮していかなければならない。訓練の実を挙げながら、常に見直しの努力を継続していくことが課題である。

“南っ子” セフティ・グリーンロード

健康で安全な生活をおくれる地域づくりをめざして

福井県大野市立有終南小学校 校長 橋本 幹雄

I 学校の規模及び地域環境

学級数19学級、児童数543名、職員数39名
地域環境…大野の市街地の南方に位置し、校区の世帯数は約2,500戸である。住宅と商店が多いが、近隣には豊かな田園が広がっているため自然や勤労・生産に関わる体験活動をするのにも恵まれている。

II 取組のポイント

- 【1】児童が登下校するとき、または帰宅してから遊んだり歩行しているときの安全を確保するために“南っ子”セフティ・グリーンロード運動を展開する。
- 【2】スクール、ハザードを未然に防止するためには地域の方々の協力が不可欠であるという認識に立ち、学校ボランティア組織である“南っ子”サポーター制度を設立し、これと連携しながら危機管理・安全教育を進める。

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

有終南小学校区の児童が、登下校や帰宅してからの活動中、または週休日や祝日に遊んでいる最中に、不審者及び危険な野生動物に遭遇したり、突然の落雷や豪雨に見舞われたとき緊急避難箇所として現場近くの民家や店舗の方々に児童の安全確保に努めていただく。

「セフティ・グリーンロード」とは、“南っ子”が通る道は「緑の安全地帯」という意味で地域・家庭と学校が連携し、緊急時の避難対策のみならず、登下校時の通学路及び危険箇所の安全点検や家庭における安全教育の徹底もねらいとしている。

現在、この「セフティ・グリーンロード」の協力軒数は100軒を数えるが、この運動は学校が協力を必要とするとき、進んで協力しようとする住民意識の高揚や職員が地域の人々のお役に立とうとする意識の向上も期待している。

2 取組の内容や方法

(1) 組織

ア 平成9年度に、地域ぐるみで児童の安全確保を図る「セフティ・グリーンロード」の組織が整った。PTAの地区委員会及び学校の地域連携推進部がこの事業を担当し、民家への協力依頼やシンボルとなるマーク入り「安全旗」の掲揚運動に取り組んでいる。

イ また、PTAの地区委員は各地区の区長や青少年育成推進委員と連携しながらそれぞれの地区においてこの運動の推進を働きかけている。

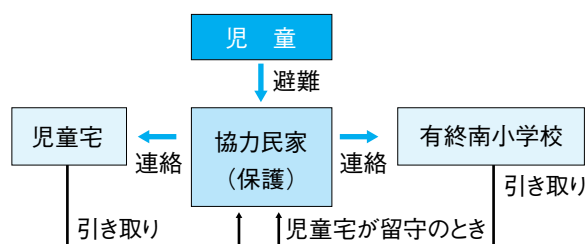
(2) 活動内容や方法

ア 学校の地区子ども会で登校前の集合場所を決めると共に通学路の危険箇所を把握し、区長を通じ行政へ補修をお願いするなど対策を講じる。

イ 地区委員会で公園や空き地、遊び場、遊具施設設置場所の危険箇所を把握し、地区委員が中心となって対策を講じる。

ウ 地区委員及び学校の地域連携推進部のスタッフが、セフティ・グリーンロード運動への参加協力を各民家や店舗に呼びかけ、同意いただいた民家等に「安全旗」を配布する。

【避難ルートと安全確保】



エ 各民家や店舗においては、緊急避難の目印となる「安全旗」を掲揚し、子どもが避難してきた際は上記のように子供を保護し、引き取り者が来るまで預かる。

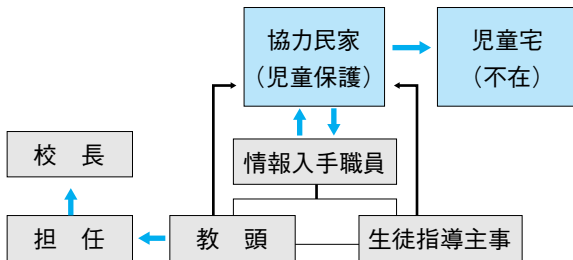
3 実践の成果

(1) 実践1 [週休日における児童の保護]

ア [マニュアルの中から]

南校のAさんが危ない目に遭いそうだ
と避難してきたので預かっています。

イ [対応の仕方]



(ア) 週休日と言えども、即時対応を原則とする。
そのとき職員室にいた職員、又は情報入手者が教頭・生徒指導主事に連絡をする。状況によって、連絡をした職員が協力民家へ出向き児童を引き取る場合もあるし、教頭や生徒指導主事が現地へ行く場合もある。

(イ) 児童を避難先の民家から預かり、一時学校へ連れて帰る。その後、親戚や知人宅で保護をお願いする。

(ウ) 児童の速やかな安全確保を第一とする。

(2) 実践2 [“南っ子” サポーター制度との連携]

ア [制度] 地域が有する教育力を積極的に学校教育の中に取り入れること、及び子ども達を“地域の子”として育てることをねらいとし、学校に協力、支援して下さるサポーターを登録し活用する。サポーターには、次の3つの種類がある。

(ア) A型：個人ではなくて、団体として施設や職場の見学・訪問・交流学习の際に協力する。

(イ) B型：個人として、自分が有する専門的機能を教科や総合的な学習、クラブ活動の提供とする。

(ウ) C型：専門的な技能は有していないけれども学校が協力を必要とするとき特定の仕事につき、協力する。

イ [連携の仕方]

「セフティ・グリーンロード」運動の協力民家の方々に積極的にC型サポーターになっていただき、協力していただく。

ウ [安全面で連携した事例]

(ア) 総合的な学習において校外学習に出かける

機会が多くなってきた。本校では低学年が休耕田を利用して里いも栽培の勤労・生産学習を行っているが、目的地までの徒歩移動の際に、不審者や交通事故から児童を守るために、セフティ・グリーンロード加入の民家の方やC型サポーターの方に付き添いをお願いしている。

(イ) 学校行事である歩行訓練や交通安全教室の際に、同じくセフティ・グリーンロードの民家の方やC型サポーターの方にポイント監視や児童の誘導などの仕事をお願いし、活動時の安全を図っている。

(3) 実践の成果

ア 幸いなことに、今年度は協力民家から保護を受けている児童を預かりに行ったことは一度もなかった。代わりに、児童が運動をした後、喉の渇きを覚え「水を飲ませて」と玄関先へ行ったり、社会科の学習調査の目的で「セフティ・グリーンロード」の加入民家を訪れるなど微笑ましいことが多かった。気軽に子ども達の要求に応じている地域の人々を見るにつれ、緊急の時にもこの避難体制はうまく機能すると思う。

イ 「セフティ・グリーンロード」は、単に緊急避難場所の確保という目的だけではなく、児童が見学・訪問・調査学習をする際に通る道筋の安全確保も目的としている。

そのためには、組織体制の整備と共に公に奉仕することを厭わない地域の人材を活用することが大切である。本校では、低学年の里いも栽培、中学年の「イトヨの里」での巣づくり観察学習、高学年での里山愛護の「3里」学習に力をいれているが、協力民家やサポーターのおかげで目的地への行程は、文字どおり「グリーンロード」であった。

4 今後の課題

本校では、学校・家庭生活における子ども達の安全確保のために、“南っ子”セフティ・グリーンロード運動と“南っ子”サポーター制度を併用している。今後の課題として、協力民家やサポーター登録の更新事務量の多さやこれらの組織を運営していくための校内組織の整備が挙げられる。

子どもを地域で守る

「子ども110番の家」運動の協力者が校区安全委員に

大阪府堺市立上野芝小学校 校長 由良 芳子

I 学校の規模及び地域環境

学級数 14 児童数 447 職員数 22

本校は、児童数の過密化への対応として分離新設され、今年度創立13年目を迎える比較的歴史の浅い学校である。

地域の環境は、マンションや社宅が建ち並ぶ新興住宅地である。教育に対する保護者の関心は高く、教育活動には積極的である。また、地域自治会は学校に協力的である。

児童は素直で明るく、指示されたことにはまじめに取り組むが、少し消極的な態度も見られ、心を育てることを柱に主体的に学ぶ児童の育成をめざしている。

II 取組のポイント

【1】子どもを守る地域組織づくり

地域の協力を得て、子どもが安心して暮らせる環境をいかにつくるかという観点から、本校では「こども110番の家」運動を推進・拡大することで、安全な教育コミュニティづくりを推進できないか、また同運動の協力者を校区安全委員会として機能させることができないかと考え、その組織づくりに取り組んだ。

【2】子どもを守る緊急時集団下校体制づくり

自然災害、犯罪等の事態が生じた場合に備えて、本校では、児童を緊急に速やかに安全に下校させるための集団下校指導を実施している。

しかし、これまで実施してきた、年に1～2回の全校一斉の下校指導では、なかなか児童に徹底できないばかりか、児童の主体性が発揮されず、緊張感もないという状況であった。

そこで、これまでの集団下校指導の見直しを図り、いろいろな緊急事態を想定し、地域の協力を得ながら児童自らが安全に下校するための体制づくりに取り組んだ。

【3】子どもを守る保護者の活動（PTAスマイル活動）の推進

本校の保護者は学校に対して、理解があり、協力的である。大阪教育大学附属池田小学校の事件後、本校PTAは、児童の登校中の安全を守るため、朝の登校指導を自ら申し出てくれた。

それが、PTAスマイル活動となり、子どもの安全確保と同時に子どもたちへの声かけの登校指導として、今年度はその活動が全保護者に広がっている。

III 取組の概要

1 取組の趣旨

学校・家庭・地域が一体となって連携し、防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動を行うための組織として「校区安全委員会」を設置し、安全で安心できる校区づくりに取り組み、児童の安全確保を図る。

2 取組の内容

大阪教育大学附属池田小学校の事件を教訓に、本校においては、(1)校内の安全確保 (2)下校時の安全確保(3)登校時の安全確保の3つの視点から児童の安全確保について、見直しを行った。

(1)については、門の施錠、監視カメラや防犯ブザー、保護者証や来校者証、緊急用ホイッスル付き教職員IDカード等のセキュリティ・システムづくり。

(2)については、集団下校指導の充実、地域参加の集団下校体制の確立。

●第一レベル（レッドレベル）・・・下校時の児童に直接被害、危害等が及ぶ可能性が極めて高い場合

・児童全員を校内に待機させ、保護者に学校までの迎えを依頼する。

●第二レベル（オレンジレベル）・・・下校時の児童に被害、危害が及ぶ可能性がある場合

・全校一斉の集団下校を行う。(授業を切り上げる場合もある。)

●第三レベル（イエローレベル）・・・下校時の児童に被害、危害が及ぶ可能性は少ないが、念のために実施する場合

・平常どおりの授業終了後、学年ごとあるいは2～3学年ごとの集団下校を実施する。

●第四レベル（グリーンレベル）

・通常どおりの下校

(3)については、PTAによる登校指導（PTAスマイル活動）や教職員による登校指導、児童への安全確保の徹底。

特に、登下校時の安全確保のためには、家庭・地域との連携が重要であり、具体的にどのような形で連携を図ることができるかを検討し、以下に示す取組を実施した。

(1) 子どもを守る地域組織づくり

ア 校区安全委員会の立ち上げ

本校においては、児童の登下校時の安全確保のために「こども110番の家」運動の拡充を図りたいとの願いから、校区自治連合会長と話し合いを重ねてきた。

校区のあちらこちらに110番の旗が立つことで、子ども自身が大人に守られていると感じ、安心できる校区にしたい。外部からの不審者の侵入の抑止力となる、そんな校区にしたいと考えていたからである。子どもにとっての安全とは校内でも校外でも、「子どもがなによりも安心できること」である。

そのような中で、大阪教育大学附属池田小学校の事件が起きた。このことをきっかけに、「地域の子どもたちは地域で守ろう」という地域の人々の熱い思いに支えられ、「こども110番の家」の拡充のみならず、当該運動の協力者を校区安全委員として「校区安全委員会」を立ち上げ、同時にその要綱作成にも取りかかることになった。

イ 校区安全委員会の活動

(ア) 平成13年度の活動

平成13年度はまず運営委員会において、校区安全委員会要綱を作成した。

上野芝小学校校区安全委員会 要綱

1. 趣旨・目的

様々な社会問題が生じ、子どもたちを取り巻く環境がきわめて厳しくなっている現在、学校・家庭・地域の三者が一体となって子どもを守り指導・育成していくことが求められている。

そこで、この三者の連携と協力の和を深め、広げていくため、上野芝小学校校区安全委員会を設置し、子どもの安全を守るための情報交換を始め、保護者・地域住民の助言や協力を求めるとともに、学校からの情報も積極的に発信してより良い校区づくりのための体制を構築する。

2. 委員の構成

委員は「こども110番の家」の旗協力者とする。

また、委員会の運営を検討するために運営委員をおく。運営委員としては、学校、保護者、地域及び関係諸機関の代表などをあてる。

なお、委員・運営委員については上野芝小学校自治連合会長、上野芝小学校長、PTA会長が推薦する。

委員長には上野芝小学校校区自治連合会長、副委員長には上野芝小学校PTA会長を充てる。

3. オブザーバー（助言者）

必要に応じて堺南警察署、少年補導員等にオブザーバーとしての参加を求める。

4. 活動内容

校区における子どもの安全対策への助言、協力など学校、家庭及び地域の連携の進め方への助言など

5. 委員会の開催

原則として、全体委員会を年1回、運営委員会を年3回開催する。

ただし、校長、運営委員の求めに応じ、臨時に開催することができる。

6. 事務局

事務局は、上野芝小学校内におく。

事務局長として、上野芝小学校教頭を充てる。また、上野芝小学校PTA・保護者より、事務局員1名をおく。

附則 この要綱は、平成13年11月1日より施行する。

付記 平成13年度 運営委員には次の委員を充てる。

小学校長、PTA会長、自治連合会長、民生委員長、青少年指導委員長、防犯支部長、老人会会長、子ども会会長、交通指導委員長

また、全体委員会を11月27日に開催し、要綱の説明や校区安全委員会の活動、学校における安全確保の取組について等の話し合いを行った。平成13年度の委員数は101人であった。

(イ) 平成14年度の活動

平成14年度の運営委員会は緊急時の連絡体制を中心に検討を行った。いかにすれば速やかに連絡できるかを課題に、単位自治会を基本に連

絡網を作成した。

また、子どもたちが校区安全委員を識別しやすいように、腕章を準備した。腕章を着用した校区安全委員が、子どもたちの視覚に入り意識にとまることで、安心感を与えることができると考えたからである。

全体委員会は5月29日に開催し、緊急時の連絡体制（電話連絡網）を整備し、安全委員の腕章を配布した。

また、その席で、地域の危険箇所の情報交換や集団下校時のみならず、日常的に子どもたちの様子を見ながら積極的に声かけをしていくことで、子どもたちの安全を確保していこう等、安全委員会の活動について、活発な意見が出された。

子どもだけでなく保護者や地域の人々が声を掛け合うことで、互いの顔と名前が一致する人間関係に支えられた安全な校区づくりの推進や「地域の子どもは地域で守る」といった意識の高揚が図られた。ちなみに、平成14年度の委員数は106人である。

(2) 子ども自らが安全を意識する緊急時集団下校体制づくり

——有機的に機能する集団下校班の編成——

集団下校訓練のためだけではなく、児童に集団下校をする目的やねらいを伝え、子どもたち自らが安全を意識し、「自分の命は自分で守る」といった強い意志のもと、速やかに安全に下校できる緊急時集団下校体制づくりをめざした。

安全な下校について、子どもたちの意識化を図るため、全校児童をそれぞれの居住地域ごとに37の班に分け、さらに各班を大きく4つの下校コースでグループ化し、それぞれピンク、青、緑、黄の4色に色分けすることで、下校コースを明確にした。また班ごとの旗を準備し、班長を決定することで、各班に主体性をもたせた。さらに、集団下校指導は全校一斉の場合だけでなく、学年ごとの場合も設定し、班長や上学年の児童がいなくても、旗を持ち、集団下校できるよう各自に主体性をもたせた。

なお、日常的に下校班の児童のかかわりが深められるよう、児童会活動のなかよし班の班編成も同様にした。

(3) 子どもを守る保護者の活動(PTAスマイル活動)

大阪教育大学附属池田小学校の事件後、子どもたちの安全確保のための取組として、PTAの委員が、朝、通学路に立ち、登校指導に取り組んだ。安全確保だけではなく、朝のあいさつ運動や子どもたちへの声かけ運動へとその活動は拡大していった。

また、校区安全委員会の設置に伴い、保護者の「子どもを守る」という意識がより一層高まり、平成14年度は全保護者が学年毎に当番を決め、朝の登校指導に取り組んでいる。朝、笑顔で挨拶を交し合うことから、PTAスマイル活

動と命名し、「上野芝小学校PTAスマイル」腕章を全家庭に配布した。保護者は、朝の登校指導時だけでなく、来校の都度（参観、運動会等）、その腕章を着用している。

このような取組を通して、子どもたちは保護者や地域の人々に守られているという安心感を得つつ学校生活を送っている。

(4) 学校・家庭・地域参加の緊急時集団下校訓練

子どもを守る地域組織づくりと保護者の子どもを守る意識の高揚、そして、子ども自らが安全を意識する集団下校体制の確立により、学校・家庭・地域が一体となつての第三（イエロー）レベル集団下校指導訓練を平成14年6月7日に実施した。

当日は、実際に校区安全委員会が作成した連絡網を使つてのシミュレーションである。

電話連絡を受けた校区安全委員は腕章を着用し、それぞれの下校コースのポイントに立ち、子どもの安全確保のための活動に取り組んだ。



校区安全委員だけでなく、保護者も腕章を着け、その他、少年補導員や交番の警察官の参加も得られた。



「さようなら」「気をつけて」という声が行き交い、子どもと大人の連帯感、学校・家庭・地域の一体感が広がった一日であった。

3 実践の成果

昨年度、「校区安全委員会」を立ち上げることができ、保護者や地域の人々が積極的に学校とかわり、子どもたちの安全を自分たちで守ろうという意識が高まったことがまずもつての大きな成果である。

また、今年度は、緊急時の集団下校訓練を学校・家庭・地域とともに実施することができた。実際にシミュレーションすることで緊急事態が発生した場合、校長、教頭が限られた時間の中で、情報を敏速に収集・整理し、2台の電話回線で警察や教育委員会等の関係機関の他に校区安全委員へ連絡することの難しさや実際の場面で沈着な判断に基づく的確な指示ができるのか等、多くの課題に気付くことができた。

今回の訓練の反省を生かし、さらなる万全の体制づくりに取り組んでいきたいと考えている。

一方、校区安全委員会全体委員会においては、緊急時の対応だけでなく、日常における子どもたちへの声かけや校区の危険箇所の情報交換等、様々な形で地域の中での子どもの安全確保の取組が始動しつつある。

また、登校指導に始まったPTAスマイル活動は、朝の読書タイムで児童に読み聞かせをする「PTAスマイル絵本箱」や完全学校週5日制への対応の一つとして、土曜日に親子で楽しむ活動を計画する「土曜スマイルクラブ」などに広がり、取組の深まりが見られる。

児童の安全意識に関しては、昨年度及び本年度ともに学校教育自己診断の項目「危険なことがあったり、地震や火災などが起こったりしたときにどうしたらよいか知っている」と「集団で下校するときの班や帰る道は知っている」において、いずれも95%以上の児童が「はい」と答えるまで高まった。安全意識の徹底を指導した成果であると考えている。

地域ぐるみで子どもを守ろうという連帯・連携・協力の意識が地域に芽生えつつあり、地域の安全は地域住民自らの手で守るという理念が、活動の中で着実に浸透し、定着しつつある。

4 課題等

大阪教育大学附属池田小学校の事件を教訓に、学校・家庭・地域の三者が一体となつて「子どもを守る」体制づくりに努めてきたが、さらにこの取組を充実させ、「子どもを守り、そして育てる」地域の輪に広げていきたいと考える。

児童自身が自らの安全を守るための安全教育の推進や教職員の研修の充実、危機管理意識のさらなる高揚と持続を図っていくよう組織体制の一層の充実を図るべく努力する所存である。また、学校協議会とも連携しながら、子どもの安全確保と健全育成に向けて、地域の教育力をフルに活用した教育コミュニティの構築につなげていきたいと考えている。

子どもを地域で守り、そして育てる「愛の輪」がPTAスマイル活動の笑顔に重なって、学校・家庭・地域の協働により大きく広がることを願っている。

多数傷病者事故発生シミュレーション研修

不審者侵入時初期対応訓練

大阪府箕面市立萱野小学校 校長 岡 修

I 学校の規模及び地域環境

本校は創立124年(明治12年開校)を数え、平成14年5月1日現在、児童数486名、19学級、教職員数35名である。

校区は、農業が営まれている古くからの地域と新船場繊維シティとして比較的新しく開かれた地域とから成り立っている。校区の青少年健全育成団体である青少年を守る会などより学校への支援をいただいている。平成15年秋、隣接地に箕面新都心のオープンが予定されており、子どもたちと学校を取り巻く環境が大きく変化することが予想される。

『自分が好き』『友だちが好き』『学校が好き』、このような子どもを育み、地域・社会に開かれた『楽しい学校づくり』につとめることを学校教育目標として、人権を基盤にすえた基礎学力保障と人権総合学習を推進している。

II 取り組みのポイント

1 多数傷病者事故発生を想定した研修づくり

箕面市教育委員会において、多数傷病者事故発生対応マニュアルが平成13年3月に作成された。

当時は、食中毒、光化学スモッグ、不測の事故の3点の想定に、学校において多数の傷病者が発生した場合の組織的な対応を整備する旨指示されていた。

従来の負傷者の発生を想定していない避難訓練等から、堺市のO157、杉並区の光化学スモッグ等の事例を教訓に、特に消防署・保健所等の機関との連携を踏まえた教職員の対応を想定することにした。

その間に、平成13年6月大阪教育大学附属池田小学校事件が発生し、隣接市であることもあり、地域・保護者の衝撃・不安感は強かった。既に千里救命救急センターの甲斐達朗副所長を講師に、リスクマネ

ジメント研修を7月に計画していた箕面市教育委員会は、その後12月にも、箕面警察署、箕面消防署、甲斐達朗氏を講師に、全小・中学校教頭及び幼稚園主任対象にシミュレーション研修を実施した。専門機関からの適切な検証は、校内研修の企画に効果的であり、今回は多くの点を参考にした。

(1) 不審者侵入及び多数の負傷者発生を想定したシミュレーション研修を行い、教職員の組織的対応研修とする。

(2) 専門機関と連携したシミュレーション研修として位置づけ、不審者対応は警察署(通報含む)、負傷者対応は消防署(通報含む)からそれぞれ専門機関より検証を受け、課題を整理・実感する実践的研修とする。

(3) 警察署、消防署等の専門的な視点による外部検証を行うことで、課題がより明確になる。地域青少年健全育成団体やPTAにも公開し、危機管理の重要性を広げる。

(4) 管理職からの情報・指示が少ないなかで、各教職員が即座に状況を判断し行動することの重要性を認識できる。

III 取り組みの概要

1 取組の趣旨やねらい

不審者が学校に侵入し、子どもに危害を加える状況を想定し、児童の安全確保、避難誘導等、教職員が迅速かつ組織的に対応できるようにする。

2 取組の内容、方法等

(1) 危機の想定

水曜日の1時限目に不審者が教室（1年3組）に侵入し、刃物を振り回して暴れている。子ども数名が負傷し、不審者は校内を移動中である。

(2) 連携機関

箕面市消防署、箕面警察署、地域青少年健全育成団体、教育委員会等

(3) 訓練内容

ア 不審者への対応

- ① 非常通報装置（各教室2カ所ボタン有）、防犯ブザー、笛、大声等で危機を知らせる。
- ② イス等を持って不審者と距離感を持って対峙するが、子どもの安全を第一に考えて判断・行動する。
- ③ 教室に立てこもる等の一次的避難を即断する。

イ 外部通報訓練

- ① 110番、119番、教育委員会、医師会→（パトローカー、消防ポンプ車〈救急車の代替〉の出勤）
- ② 一次放送（緊急校内通報が入り次第、順次、二次放送、三次放送へ：情報・指示を流す）

ウ 避難行動

- ① 一次的避難（教室等立てこもり：バリケード等）
- ② 二次的避難（体育館等）→在籍者数、出席者数、負傷者数等の人数確認で終了とする。

エ 負傷者対応

- ① 負傷者（ダミー人形：レサシアン）の把握と救命救急措置の実施（止血、心肺蘇生等）
- ② 保健室又は、安全な場所へ搬送・移動（トリアージができる状況へ）
- ③ 重体者から救命救急措置実施（救急隊の判断）
- ④ 負傷者情報の一元化（ホワイトボードの活用→氏名、負傷状況、搬送先等記録）順次加筆していく。

オ 他の児童対応

- ① 一次的避難…立てこもり指示
- ② 二次的避難…体育館（運動場）等へ
- ③ 児童数の確認…在籍者、欠席者、出席者、負傷者、健在者の確認→負傷者の保護者へ連絡

カ その他の分担

- ① 緊急車両の敷地内誘導、消防・警察署員の現場誘導、負傷者及び不審者情報提供

3 実践の成果（効果）

(1) 教職員の危機意識の向上

ア 研修企画段階から、警察署、消防署等に協議し、専門的な立場からのアドバイスを受け、研修の焦点化が図れた。（目的意識の整理、対応行動の焦点化）

イ 消防署、警察署による教職員の組織的な対応の検証の場が有効であった。

※時系列に検証、ポイント整理、行動評価は、自信となり、課題も浮かんだ。

ウ 想定対応のイメージが共有化された。

エ 実際に危機に直面する教職員が少ないので、想定による訓練は効果は大きかった。

オ 負傷者がでた想定 of 危機管理訓練をすることで、役割が明確になった。

カ 具体的な子どもへの指示・指導に裏付けができた（イメージを持った具体的な指示を普段から指導できる）。

4 課題等

(1) 研修の充実に向けて

ア 関係機関との密接な連携（消防署、警察署、教育委員会以外に、市長部局防災安全課）

イ 保健所（食中毒、光化学スモッグ等）や地区医師会、市立病院等医療機関との連携

ウ 保護者、地域青少年健全団体等の理解と協力のもと、合同のシミュレーション研修の必要性。

エ 子どもとともに実施するシミュレーション研修のあり方の追究

① シミュレーション訓練は、実施後に安心感が増す避難訓練であることが条件であり、火災、地震、風水害等定期避難訓練等においても、負傷者を想定した訓練が必要である。

② 避難経路、避難指示、想定内容等、子どもにも分かりやすい内容を企画する必要性がある。

(2) 保護者への連絡体制

携帯電話による情報伝達等

(3) その後の地域連携の様子

・毎月8の日に、PTAが主催して登校指導を継続的に取り組んでいる。

・青少年を守る会を中心に、登下校の安全確保と

地域の安全を守るために、校区内の危険箇所点検を実施し、その結果を市長部局に要望を提出している。

- ・学校行事に対して、青少年を守る会、福祉会等が安全対策のための対応を全面的に協力する連携が強化されている。
- ・地域防犯委員が下校時の立ち番や子どもたちの付き添い等を継続している。



子供たちの安全を確保するために

兵庫県神戸市立港島小学校 校長 吉 泉 和 憲

I 学校の規模及び地域環境

・学級数23 ・児童数787 ・職員数45
・地域環境・・・本校は人工島ポートアイランド
全域を校区にもつ、島内ただ1つの小学校である。
子供たちの住環境はすべて高層住宅であり、高額
の分譲マンション・公団住宅・市営住宅・雇用促
進住宅と、きわめて多様である。

II 取組のポイント

- 〔1〕 登下校時における安全確保の取組
 - ・学校近くの交差点での安全指導
 - ・愛護当番による安全・あいさつ指導
 - ・教職員と保護者による「あいさつし曜日」活動
- 〔2〕 在校中の子供たちの安全確保の取組
 - ・生徒指導担当教員・愛護当番による校内・周
辺の巡視活動
 - ・防犯カメラによる来校者チェック
 - ・教職員の防犯ブザー携帯・IDカード着用
 - ・来校者対応マニュアル・不審者侵入対応マニ
ュアル作成、来校者への声かけの徹底
- 〔3〕 学校行事等で保護者や不特定多数の者が来校
する際の子供の安全確保の取組
 - ・防犯カメラによる来校者チェック
 - ・教職員・保護者会による巡視活動
- 〔4〕 子供の安全を守るための学校施設の整備
 - ・県警ホットラインの設置
 - ・防犯カメラ（9台）設置
- 〔5〕 地域における子供の安全を守る取組
 - ・青少年育成協議会による校区内パトロール

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

本校では日ごろから教職員が中心となり、危機
管理意識を常にもち、安全管理を徹底しながら、
子供たちの安全確保に努めている。校舎内外の巡
視活動や来校者への声かけを徹底するとともに、
子供の安全を守る施設等も充実したものにしてい
きたいと考える。

2 取組の内容、方法等

(1) 登下校時における安全確保の取組

本校の校区は交通量が多く、子供たちにとって
大変危険な状況にある。毎朝、生徒指導担当教員
が学校近くの交差点に立ち、子供たちの安全指
導・登校指導を行っている。また、教職員を4つ
の班に分け、愛護当番を編成し、登下校時に学校
前に立ち、安全指導を行っている。保護者とも連
携し、月3回「あいさつし曜日」というものを設
定し、保護者と教職員が通学路の要所に立ち、子
供たちが安全に登校できるように働きかけている。

(2) 在校中の子供たちの安全確保の取組

授業中や休み時間、放課後に生徒指導担当教員
や愛護当番の教員が校舎内・学校周辺の巡視、施
設等の点検を行っている。また、本校には校舎各
入り口に、全部で9台の防犯カメラが設置されて
いるので、そのモニターによる来校者のチェック
も常時行っている。

「来校者対応マニュアル」「不審者侵入対応マニ
ュアル」も作成し、全職員での共通理解のもと、
研修等で対応の仕方を確認し合いながら、万一の
場合に備えている。また、教職員はそれぞれ防犯
ブザーを携帯している。氏名を記入したIDカード
(首からさげる形のもの)も着用している。



防犯カメラのモニター

(3) 学校行事で保護者や不特定多数の者が来校する際の子供の安全確保の取組

在校中の子供たちの安全確保の取組と同じように、防犯カメラのモニターで来校者のチェックを行っている。そして、生徒指導担当教員が中心となり、教職員が校舎内外を巡視しながら、子供たちの安全確保に努めている。また、保護者会にも呼びかけ、校舎内外の巡視をしてもらっている。来年度からは、来校者全員に、IDカードを着用してもらう予定である。

(4) 子供の安全を守るための学校施設の整備

本校は門扉や一部校舎周りの塀等がない。そのため、校舎の各入り口9箇所に防犯カメラが設置されている。ビデオ機能がついており、3日間サイクルで録画することができる。モニターは職員室の生徒指導担当教員の前に置かれ、来校者のチェックを行っている。

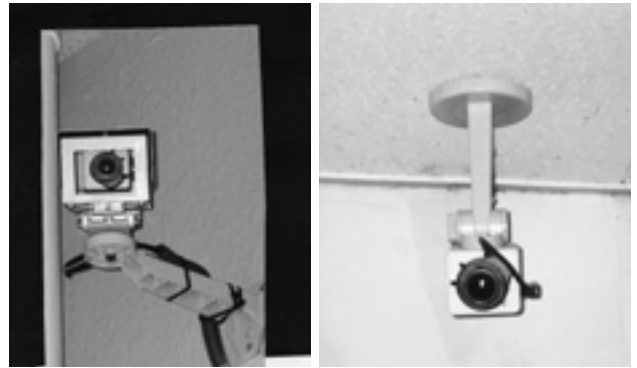
全県的な取組であるが「県警ホットライン」も設置されている。職員室及び管理員室にあるブザーを押せば、直接警察につながるようになっている。不審者が学校に侵入した場合、挙動不審な者を発見した場合など、電話を使わずに警察に通報することができる。学校から通報が入れば、警察車両が急行する体制が整っている。

(5) 地域における子供の安全を守る取組

地域・関係機関・学校が連携して子供たちの健全育成を図り、子供たちの安全を確保するために、青少年健全育成協議会をつくっている。月1回協議会を開き、情報交換等を行っている。また、月2回夜間の校区内パトロールを実施している。



学校入り口で安全指導を行う



校舎各入り口に設置されている防犯カメラ

3. 実践の成果

実践の成果として主に次のようなことが挙げられる。

- ・子供たちの安全確保、学校の安全管理、学校防犯に対する職員の意識が高まってきたこと。また、それらに連帯して前向きに取り組む体制が確立してきたこと。
- ・保護者や地域にも子供たちの安全を確保するという意識が生まれ、そのための動きが出てきたこと。また、保護者や地域と学校と連携が深まってきたこと。
- ・警察等、関係機関との連携も深まってきたこと。
- ・ビデオ・県警ホットライン等が設置されたことで、実質の効果はもとより、侵入に対する抑制効果が出ていること。

4 今後の課題

不審者の学校侵入に対して、絶対に子供たちの安全を確保するという姿勢で、教職員全員が危機管理意識をもって取り組んできた。しかし今年度、外部の者による学校に対する事件が2件起こった。1つは夏休みに学校に侵入され、保健室や倉庫から備品数点が盗まれるという事件である。もう1つは、校舎の窓ガラスに数発の鉄製の玉が撃ち込まれ、ガラスが破損するという事件である。学校侵入窃盗の犯人は捕まったが、撃ち込み事件に関しては未解決のままであり、その後も何度か連続して起こっている。夜間に起こったことであり、幸い子供たちへの被害はなかった。警察との連携を密にし、夜間のパトロールを強化してもらっている。

今後、危機管理意識や警戒意識をより一層強くもち、関係機関の協力をあおぎながら、子供たちが安心して過ごすことができる学校を創っていかねばならない。また、保護者・地域とのつながりもより深め、常に多くの目で子供たちを見守る体制をつくっていきたいと考える。

県警ホットラインを使用しての避難訓練及び引き渡し訓練

———地域・保護者・警察との連携のなかで———

兵庫県相生市立若狭野小学校 校長 小林 憲 昭

I 学校(園)の規模及び地域環境

学級数 7学級 児童数 149人 職員数18人

地域環境

本校区は相生市の西北に位置し、東西約6km、南北約3kmの広さである。JR山陽本線に並行して国道2号線が東西に走り、圃場整備された農地がその間に整然と並んでいる。従来からの農村地区であるが、ほとんどが兼業農家である。県営・市営住宅ができ、三世代同居率も減少傾向にはあるが、まだ約6割と高い。現在は国道沿いに飲食店や24時間ストアが多く進出してきた。また、勤めに出ている母親が多くなり、純農村の姿が次第に薄れつつある。しかし、まだまだ温かい人情が残っており、郷土に対する愛情が強い。教育には関心が高く、学校教育に協力的である。

II 取組のポイント

- 【1】県警ホットラインによる防犯避難訓練
- 【2】保護者への引き渡し訓練
- 【3】教職員護身術訓練

III 取組の概要

1 取組の趣旨

大阪教育大学附属池田小学校事件や本県で発生した小学生誘拐事件、また、校区国道2号線沿いの不審者出没など、現在、児童の安全確保が緊急の課題となっている。

このような状況から、児童の安全確保のために防災安全教育及び不審者に対応する訓練を実施する。

2 ねらい

児童・状況に応じた安全で適切な行動がとれる。
教職員・状況に応じた適切な行動をとり、児童の安全確保を図る。

保護者、教職員、児童

- ・引き渡しカードを使用して、保護者への児童引き渡しを円滑かつ確実に実施することができる。

3 取組の内容・方法等

(1) 内容

- ア 不審者が侵入したという想定のもとで児童の避難訓練
- イ 県警ホットラインを使用した通報訓練
- ウ 侵入した不審者防御訓練
- エ 保護者への引き渡し訓練
- オ 教職員対象の護身術訓練

(2) 方法

- ア 前日までの取組
 - (ア) 県警本部・相生警察署との打ち合わせ
 - (イ) 保護者への協力依頼
 - (ウ) 若狭野町連合自治会長・学校周辺地域の方々への協力依頼
 - (エ) 有線放送・警備保障会社・相生市消防本部等関係機関との打ち合わせ
- イ 当日の取組

1 不審者の侵入 ・西校門より侵入	○不審者を発見した教頭は校長に連絡し、指示を受ける。 ○校長が不審者に対応する。 ・不審者に対して前を向き2mほど離れて対峙する。 ・手に帯などを持つ。 (素手で立ち向かわない)
----------------------	---

<p>2 児童へ避難指示</p> <p>・県警ホットラインで通報(通報訓練)</p> <p>3 児童避難終了</p> <p>4 児童の安全確保、不審者への対応</p> <p>5 パトカー到着後、不審者の退去</p> <p>6 保護者へ連絡</p> <p>7 警察からの講話</p> <p>8 校長からの講話</p> <p>9 引き渡し開始</p> <p>・教室へ戻り下校の用意</p> <p>・地区別に集合人数確認</p> <p>・地区毎に下校児童確認</p>	<p>○事務職員が校内放送で、職員に状況と避難経路を知らせ、担任等は各自状況を判断し児童を避難させる。</p> <p>○教頭が職員室の県警ホットラインで通報をする。</p> <p>○事務室、職員室にいる職員は、避難経路確保に努める。</p> <p>・用務員…警報を鳴らす</p> <p>・養護教諭…</p> <p>西階段への通路をふさぐ</p> <p>○通報後、教頭も不審者への対応をする。</p> <p>○不審者から見えない避難経路を考えて誘導する。</p> <p>○不審者を興奮させないように静かに行動する。</p> <p>○人数確認と集約。</p> <p>○不審者から隔離し、児童の安全確保班と不審者対応班に分かれる。</p> <p>○通報後、約10分の間には到着できる見込みである。</p> <p>(今回は、6を事前に連絡をしているので省略)</p> <p>○有線放送、学級連絡網で引き渡し訓練の連絡をする。</p> <p>○保護者は児童の後ろに整列する。</p> <p>○不審者が侵入してきたときや登下校で不審な人に声をかけられたときの心構えを話していただく。</p> <p>○全児童の引き渡し完全終了後、下校開始であることを保護者に連絡する。</p> <p>○地区担任が引き渡しカードでチェックし、児童をあずける。</p> <p>○引き取り者がきていない</p>
--	---

<p>10 終了後下校</p> <p>11 警察からの講話と実技指導</p>	<p>児童は近くの方に依頼する。</p> <p>○全教職員で護身術訓練を受ける。</p>
--	--

ウ 実践後の反省

(ア) 児童は避難中も怖いもの見たさに足が止まりがちになった。児童の姿や声に興奮する不審者も多いので、児童の避難経路や避難場所を不審者の位置によって変更する柔軟な対応が必要である。

(イ) 校内放送では、かえって相手を刺激する可能性が高いので、インターホンや携帯電話を各教室に備えるか、教師が携帯する必要を感じた。

(ウ) 県警ホットラインは職員室と3階中央の教室に設置しているが、使い方に慣れていないと戸惑いが生じる。今回のような訓練を重ねることの大切さを職員全員が理解した。



集合した児童に声かけ等事案対処方法の講習

4 実践後の成果

- (1) 不審者を演じた警察官の真剣な演技で実際に遭遇したときの恐怖を実感できた。教職員、児童、保護者ともに恐怖を感じる局面でも落ち着いて行動できる心構えができた。
- (2) 不審者侵入時に、教職員が正確に素早く情報を伝え合い、知った情報をもとに一人一人がより適切に判断し、行動することができた。
- (3) 県警ホットラインは、不審者対策に大きな役割を果たしていることが、今回の訓練で大変よく分かった。
- (4) 本校では、「平成11年度兵庫県総合防災訓練の趣旨に沿い、災害時及び警戒宣言発令時における避難訓練の際に、保護者への引き渡し訓練を実施してきた。今回は不審者対策の引き渡し訓練であるが、保護者への引き渡しは大変スムーズに実施できた。訓練を積み重ねてきた成果である。

5 課題等

- (1) 本校では不審者に対する訓練は初めての取組であったが、今後も訓練を継続し、場に応じた適切な行動がとれるようにしたい。
- (2) 保護者・地域の方々の協力を仰ぎ、地域あげでの不審者対策が必要である。今後、校区住民あげでの不審者対策により、児童の安全を確保するとともに、安全教育の徹底を図りたい。
- (3) 関係機関との連携が、非常時の課題解決の大きなポイントの一つである。平素より関係機関との連携を密にし、学校・地域・関係機関がスムーズに連動できる体制づくりが大切である。

IV 児童の感想

1年生児童の感想

- とてもこわかった。
- つかまったらこわいとおもいました。
- しらないひとがきてどなっていたのでびっくりしました。

3年生児童の感想

- きょう、ひなんくんれんがあった。ジリリジリジリと音が聞こえた。本物のへんな人がいたらどうしよう。しらないふりをしていけば、いいのかな。しずかにならんでしゅっぱつした。東がわのかいだんをおりると、校長先生とふしんしゃの人が、ほうで「コチー」と音をさせていた。パトカーがサイレンを鳴らしてきた。びっくりした。本物のふしんしゃじゃなくて、よかった。こわかった。

4年生児童の感想

- 今日、学校で引き渡し訓練がありました。初め、ベルが鳴って、放送がかかりました。そして、静かにろうかにならびました。1階に着くと校長先生がふしん者の人をせつとくしていました。運動場に出て、ちょっとしてから、パトカーがやってきて、ふしん者をつれていきました。校長先生や警察の人の話を聞きました。先生の言うことをよく聞いて静かににげようと思いました。

6年生児童の感想

- 今日、不審者対策のひなん訓練があった。前もって、先生から不審な人に出会ったときの注意や「お・か・し・も」の約束についての話があった。でも、とつぜん、ジリリ…と鳴ったときは、訓練と分かってきんちようした。パトカーがサイレンを鳴らしてかけつけて、一件落着。本物の不審者が来たときはどんなふうになげるのが一番いいのか考えた。むずかしいなあ。でも、起きないことが一番いいことだ。そんな人がいない世の中になるといいな。

※注	<u>おかしも</u>	の約束
お…おさない		か…かけない
し…しゃべらない		も…もどらない

保護者の感想

- 今日の保護者引き渡し訓練ご苦労様でした。この校区には、変質者がよく出没するので、今日のような訓練はとても大切だと思いました。自治会や鶴亀会(高年クラブ)の会合のときもこの訓練の話をしていきたいです。

学校、保護者、地域が一体となった 安全確保のための環境整備

島根県美保関町立美保関東小学校 校長 吉岡 勝

I 学校の規模及び地域環境

本校は、町立小学校再編成により、3校が統合し平成13年度に開校した学校である。島根半島の東端に位置し、南北が日本海に面し、風光明媚、豊かな自然環境に恵まれている。古代、中世、近世と続く歴史的遺産を持ち、民俗的な伝統行事や文化が今に伝えられ、年間数十万人の観光客が訪れている。学校規模は、以下のとおりである。

・学級数：7クラス・児童数：99名・職員数：13名

II 取組のポイント

- 【1】施設設備の定期的な点検・改善により未然防止に努める。
- 【2】「開かれた学校づくり」の推進を図り、危機管理を強化する。
- 【3】地域の協力を得た防犯体制を整え、地域と一体となって子どもの安全確保に努める。

III 取組の概要

1 取組の趣旨

日頃から一人一人の子どもたちが、明るく、楽しく、安全に生活できるように、学校、保護者、地域が一体となって、環境整備に努める。

2 取組の内容

《施設設備の点検・改善》

(1) 迅速・確実な連絡体制の整備

(通報機器)

校内での緊急通話システムとして、「AIPH ONE」8台を設置し、作動状況の点検、教職員の緊急通話訓練を実施している。

(警報機)

全教職員にスプレー式警報機、催涙型防犯スプレーを配布し、警備を強化している。

(携帯電話)

校外学習時での緊急連絡用として、携帯電話を1台備え、携行を義務づけている。

(2) 来訪者の確認と不審者発見機能の充実

来校者用案内・指示板を設置し、来校者の出

入口を限定している。さらに、職員室から玄関が視認できるように、これまで磨りガラスであった玄関ガラスを、透明ガラスに取り替え警備を強化している。また、校門、街灯、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況を点検し、補修を行っている。



玄関透明ガラス・来校者用案内

《家庭や地域との連携》

(1) 登下校時における子どもの安全確保の取組 (不審者への対応の仕方等の指導)

本校区は多くの観光客が訪れる観光地でもある。日頃から安全な登下校の仕方、不審者への対応の仕方等の指導を徹底し、児童が自らの判断・行動で、自ら安全確保できるように努めている。

〈指導のポイント〉

- *見知らぬ人に声をかけられても、絶対に車には乗らないこと
- *車の特徴、色、ナンバー等の覚え方
- *不審者に出会ったら、近くの大人に助けを求めたり、子ども110番の家に逃げ込んだりすること

訓練の実施にあたっては、警察署、保護者、地域の関連機関等の協力を得、緊迫感や臨場感を持たせるよう、工夫をしている。



不審者への対応訓練

(校区の地理の確認)

児童の安全確保にあたっては、教職員がまず校区の地理に精通し、校区の人と顔見知りの関係をつくるのが大切である。そこで、長期休業等を活用して、教職員の地域研修の機会を設けた。地域の方を講師に実際に地域を廻り、地域学習と共に通学路や危険個所の確認等も行っている。また、毎学期の始めや、必要に応じて、児童の登下校に教職員も加わり、現地での登下校指導を実施している。

(2) 地域、保護者、学校間の情報の共有化

学校から積極的に保護者や地域に情報提供をしたり、保護者や地域の声を聞いたりして、日頃から信頼関係の構築を図り、地域の理解協力体制の確立に努めている。学校だより、学級だより等により学校から情報発信したり、PTA役員会、参観日、民生委員の会などの機会を活用し、児童の学校内外の生活の実態把握をしたり、安全確保について注意を喚起したりしている。

(3) 学校支援のボランティアによる協力

本校では、家庭や地域社会との連携を深め、家庭や地域の人と共に子どもを育てていくという視点に立ち、「開かれた学校づくり」に力を入れている。

子どもの安全確保は、学校職員はもとより、学校に顔見知りの保護者や地域の方々がたくさん出入りすることで、「学校に常に大人が居る」ということが、最も有効で効果的な安全対策を施すことになると考えている。

各教科や総合的な学習などにおいて、積極的に地域人材の活用を図っている。また、図書ボランティアも積極的に活動している。週に2回、1時から3時までの時間を使って、図書室の整備や児童への読み聞かせ等の活動を行っているが、児童の豊かな心の育成への支援となっていると同時に、子どもの安全確保強化への力となっている。

(4) 地域全体を視野に入れた防犯体制の確立

(子どもを支え合うネットワークの会)

本町では、町教育委員会、学校、警察、地域役員による「子どもを支え合うネットワークの会」が組織され、地域ぐるみ、町ぐるみで児童の安全が確保される環境整備に努めている。この会では、幼・小・中学校間の児童等の情報交換や、各地区における児童等の様子についての話し合い、不審者情報の提供、地域パトロールなどがなされ、町ぐるみで児童の安全を守るための環境整備の強化がなされている。

(子ども110番の家)

地域の安全推進委員により「子ども110番の家」が配置されている。緊急避難場所としての「子ども110番の家」の存在を、児童、保護者、地域に周知徹底している。

3 実践の成果

(1) 教職員間の共通理解と意識の高揚

未然防止の視点から、全教職員による施設設備の点検と改善を実施してきたことにより、児童の安全確保に対する教職員間の共通理解と意識の高揚が図られた。

(2) 地域の理解協力体制の確立

様々な機会を利用して、学校から積極的に情報発信したり、情報収集したりして、地域、保護者、学校間の情報共有化に努めてきた。そのことが、学校と保護者、地域間の信頼関係の構築、また、地域の理解協力体制確立への大きな力となった。

(3) 学校に常に大人が居る状況

学校教育活動に積極的に地域のボランティアの支援を取り入れたことにより、教育活動の充実と共に、「学校に常に大人が居る」という状況が、警備の強化につながった。

4 今後の課題

通学路にほとんど人家もない遠距離通学の児童がいる。不審者等事故が発生した場合、助けを求める手段がない状況も考えられる。今後も、児童が不審者であるかどうか判断する能力を高めるための指導等を充実し、児童自らの判断・行動で、自ら安全確保できる能力を一層向上させていく必要がある。

玉津地区子どもを守る会

——地域に開かれた学校づくりをめざして——

岡山県邑久町立玉津小学校 校長 宗 政 富美男

I 学校の規模及び地域環境

- ・ 学級数4 ・ 児童数38 ・ 職員数10
- ・ 岡山県の東南部で瀬戸内海（錦海湾）に面し、学校の周りは、山に囲まれている。
- ・ 学区の人口は、1,269人で、456世帯のうち、25世帯が、本校児童の家庭数で、共働きの家庭がほとんどである。
- ・ 本校は、昔から地域とのつながりも深く、教育への関心はとても高い。

II 取組のポイント

1 老人会、地域安全推進委員、警察、PTAとの連携

各団体の長に集ってもらい、登下校時の安全確保を依頼する。

2 安全モニターとの連携

学校への入り口付近にある理髪店、材木店、ガソリンスタンドなどに安全モニターを依頼し、情報交換を密にすることにより、不審者の早期発見、非常事態発生を未然に防止する。

3 『孫を守り育てる会』への協力依頼

学校行事だけでなく、普段の授業やクラブ活動、校外学習などに参加していただき、ゲストティーチャーの役割を担ってもらったり、安全確保に努めてもらったりする。

4 来校者との連携

地域の方や保護者、業者（教材関係）の方へ校内巡視の協力を依頼し、不審者の早期発見に協力してもらう。

III 取組の概要

1 取組の趣旨

開かれた学校づくりをより一層推進するため、老人会や地域の方々に、いつでも学校に来ていただき、子どもたちの活動を見てもらったり、一緒

に活動してもらったりすることを通して、地域の方々とのふれあいを深めながら、学校安全の推進を図る。

2 取組の内容や方法等について

(1) 老人会、地域安全推進委員、警察、PTAとの連携

平成13年6月20日付、岡山県教育委員会からの、「幼児児童生徒の安全確保と学校の安全管理に関し当面緊急に講じるべき事項について」の通達を受け、平成13年7月5日（木）15：30から本校にて『第1回 地域の方と語る会』を開催。

参加者は、各地区の老人会長7名。地域安全推進委員9名。牛窓警察署生活安全課長、玉津駐在所巡査部長。PTA会長をはじめ、役員18名。保育所長と育成会長、幼稚園職員2名。本校教職員10名の、総勢50名。

話合いの内容は、

ア 本日までのいきさつについて、学校側からの説明。

イ 近隣の不審者出現状況について、牛窓警察署からの報告。

ウ 保育所、幼稚園、小学校の順に、安全対策の取組についての説明。

エ 子どもたちの安全確保について、各団体に、どんなことができるかを話し合ってもらい、下記の事柄についての共通理解を得た。

(ア) 登下校時に子どもたちへの声かけをしよう。

(イ) 不審者の早期発見に努めよう。

(ウ) お互いに情報交換を密にしよう。

(エ) 安全モニターをはじめ、子ども110番などのお家として協力をしよう。

(オ) できるだけ学校に顔を出すようにしよう。

(カ) 各団体にもちかえり、話合いをもつ。

など、地域をあげて、園児や児童たちの安全確保への協力を得ることができた。

(2) 安全モニターとの連携

本校には、校舎の北側に『若宮八幡宮』がある。その参道が学校の敷地内の東側にあり、いつでも参拝客が往来している。また、校舎の西側には、運動場をはさんで町道があり、これも、車や人の往来が頻繁である。そのために、学校を取り囲むフェンスの設置は難しく、いつ、どこからでも不審者が侵入してもおかしくない環境にある。

そこで、不審者を早期発見するために、参道や町道への入り口付近のお宅に安全モニター（不審者と思われる人物を発見した場合は、警察への通報と学校への連絡をしていただく）を、お願いした。



東側の参道

西側の町道



参道入り口の美容院

町道入り口のスタンド



参道入り口の材木店

町道入り口の美容室

(3) 『孫を守り育てる会』を発足

『第1回 地域の方と語る会』を受けて、平成13年7月10日（火）の午後、玉津地区コミュニティーで老人会長会が開かれ、そこで、老人会として、どんなことができるかについての話し合いがもたれた。

その中で、孫が、学校に通っている祖父母に協力依頼をしてみたらどうか、という意見が出た。

そこで、『孫を守る会』（仮称）の発足に向けて、平成13年7月23日（月）16：00から校長室で各地区の祖父母代表者会を開いた。

そこでは、発足会の日時・場所・内容などについての話し合いがもたれた。



平成13年8月30日（木）15：00から、小学校の図書室に31家庭の祖父母が集まり、『孫を守り育てる会』の発足式がもたれ、子どもたちの安全確保や教育活動推進のための祖父母による新しい会が、誕生した。

<会の内容>

- ・発起人代表あいさつ
- ・学校長あいさつ
- ・参加者自己紹介
- ・話し合い



『開かれた学校づくりや子どもたちの安全確保などについての支援』を話題の柱として、約、小一時間、和気あいあいと話し合いがもたれた。

学校からは、年間の行事予定表と各学年の時間割表を配布し、特に、学校に来てほしい行事や各学年の教科の時間などをお願いした。

また、学校行事だけにとどまらず、普段の授業、クラブ活動、校外学習などに参加していただき、ゲストティーチャーとして、子どもたちの良き指導者の役割を担っていただくことなども、合わせてお願いした。

(4) 来校者（地域の方や保護者など）への校内巡視の依頼

地域の方や保護者（幼稚園児の送り迎え）の方などが来校した時、時間の許す方には、校舎内外の巡視をお願いしている。

- ・職員室まで来ていただき、腕章をはめてもらう。
- ・二つぐらいのグループに分かれ、それぞれに校舎内外の巡視をしてもらう。
- ・巡視終了後、職員室においてある『ふれあい日誌』に記入してもらう。

本校は、小さな学校なので10分足らずで校舎内外の巡視が終わる。



保護者による校内巡視

3 実践の成果

- (1) 登下校時、地域全体で、子どもたちへの声かけがふえ、地域の方々とのふれあいも深まってきている。
- (2) 安全モニターの方とも交流が始まり、学校や子どもたちとのふれあいが深まり、子どもたちの登下校や休日を過ごす様子などの情報交換の場もなっている。
- (3) 今まで校内だけで行っていた学校行事に、祖父母をはじめ、保護者や地域の方々にも参加していただくようにした結果、子どもたちも大喜びで、活動に盛り上がりが見られ、教育の効果も高まったばかりでなく、参加者相互のふれあいも深めることができた。



餅つき大会



とんど焼き



給食かるた会



校内持久走大会



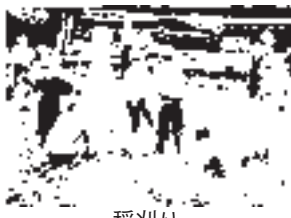
給食かるた会



収穫集会



保・幼・小合同田植え



稲刈り



竹細工



あやとり



青田刈り



大根の種まき



田草取り



ふれあい発表会

- (4) 毎日が参観日になり、保護者をはじめ、祖父母や地域の方も気軽に学校に来てくださるようになった。このことにより、職員との人間関係も広がり、信頼関係も向上してきている。

また、職員による校内巡視の目だけでなく、たくさんの方が、不審者の早期発見に注がれるようになり、子どもたちも安心して学習や遊びに、のびのびと、夢中になっている姿が、多く見られるようになってきている。

4 課題等

- (1) 毎日を参観日にしてはいるものの、祖父母や地域の方々にとって、学校の敷居が今少し高いのであろうか、普段の授業日の来校者は、まだ少ない。そこで、祖父母参観日を設定したり、校内行事・学年行事など、積極的にPRしたりしていく必要がある。
- (2) 地域に開かれた学校づくりを、より一層推進していくために、学校行事や校内行事をはじめ、学年行事、普段の授業など、子どもたちの姿をより広く紹介し、地域と一体となった学校づくりのための工夫を凝らす必要がある。

ふれあいパトロール隊

山口県宇部市立黒石小学校 校長 秋本重勝

I 学校（園）の規模及び地域環境

学級数15 児童生徒数421 職員数22

本校は、宇部市西部の厚南平野に位置し、平成6年4月に開校した新設校である。校区は、宅地造成や中小企業の進出が続き、地域の開発が急速に進んでいる。近年では、隣接地に開店した大型ショッピングセンターをはじめ、郊外型の商店や遊戯施設が建設され、交通量が増し通学路の安全確保が大きな課題になりつつある。

本校の校舎は本館と体育館が一体になった鉄筋コンクリート造りの3階建てで、雨の日でも濡れずに教室から体育館（2階）へ移動ができる。施設の特徴としては、隔壁の可動によりオープンスペースの取れる普通教室と多目的ホールがあり、開放的な構造である。また、運動場は、126m×105mの広さをもつ。

II ふれあいパトロール隊の取り組みのポイント

- 【1】自主的なボランティア活動であること
- 【2】多くの大人の目で子どもを見守ることによって不審者侵入等の抑止力となること
- 【3】児童とふれあっていただくことが「開かれた学校づくり」となること

III 取り組みの概要

1 取り組みの趣旨（ねらい）

地域のボランティアの恒常的な校舎内外パトロール及び児童とのふれあいにより、不審者から児童を守る一助とするとともに、地域の人々との交流をより一層深めることをねらいとする。

2 取り組みの内容、方法等

(1) ふれあいパトロール隊の結成

平成13年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校の事件をきっかけとして、地域の方との懇談会において「地域の子どもは地域で守る」という理念からパトロールの打診があった。発起人を中心として、6名の方々が隊員として集まり、同年

6月28日にふれあいパトロール隊の結成式を校長室で行った。その後、同年7月3日に不審者侵入を想定した避難訓練を宇部警察署の指導を受けて実施し、児童へもパトロール隊の紹介（ユニフォーム着用）をした。



(2) ふれあいパトロール隊についての考え方

気軽にいつでも学校に来ていただき、校舎内外をパトロールしていただくとともに、児童とふれあっていただくことが「開かれた学校づくり」にも通ずるという考え方に基づいている。また、できるだけ多くの地域の方々に学校に出入りしていただくことが、不審者への抑止力につながることもなる。

(3) パトロール隊の活動

ア 内容

- ① 1階校舎内の見回り、校舎外の見回り警戒心を表に出すのではなく、児童に声をかけたり、ふれあったりすることが主である。
- ② 朝の始業前、中休み、昼休みの児童とのふれあい活動

子どもたちと鬼ごっこをしたり、ミニテニスをしたりして遊びながらふれあうことが主である。

③ ボランティアによる美化活動

お願いはしていないが、自主的にゴミを拾ったり、落ち葉を清掃したり、子どもと一緒に花壇の水遣りを手伝ったりしていただいている。

イ 方法

- ① この組織及び活動が継続し定着するためには、ボランティアの方々の負担を強いることのないよう、不定期に気軽に学校へ足を運んでいただくことを前提としている。(拘束しない)
- ② パトロールする際には、緑色のユニフォームと黄色の安全帽子の着用をお願いし、児童には一目で認識できるようにしているが、最近では児童もパトロール隊の方々の顔や名前を覚えてしまっている。

3 実践の成果（効果）

(1) 教職員及び児童の危機意識の高揚

このパトロール隊結成を契機として教職員の間にも外部に依存してばかりではいけないという気運が高まり、携帯用警報ブザーの設置、子ども110番の家の位置を確認できる地図の掲示、校舎内外における外来者への声かけ対応の徹底、外来者への事務室立ち寄りのお願い文の掲示等の危機管理体制が整った。さらに、市教委により、裏門の門扉設置や非常ベルの増設、看板設置など一層の充実が図られた。



(2) 地域との連携窓口の増加

これまでは、学校評議員や各種団体との橋渡しは、主として管理職が中心となっていたが、パト

ロール隊の方々が学校に出入りすることによって、教職員や子どもたちが直接ふれあうことが多くなった。また、定期的にパトロール隊の方との懇談会をもっているために、学校経営や学校周辺環境についてもご意見をうかがうことが多くなり、参考になっている。

PTA保健体育部が各学期始めに行っている朝のあいさつ運動にも積極的に参加されている。



(3) 市内への広がり

市内の他校区でも、「三かけ運動（声かけ、目をかけ、気かけ）」や「見守り隊」などの取り組みや組織づくりが進められ、安全に対する意識が高まってきている。

4 課題等

- (1) 6名の隊員が固定化することが懸念されるため、隊長を通じて少しずつでもその輪を広げるよう努力することが求められる。
- (2) 「災害は忘れたころにやってくる」の教訓の通り、こうした危機に対する取り組みがマンネリ化して、児童や教職員の意識が希薄にならないように、定期的に意識を喚起する必要がある。

地域と共に歩む「学校安全モニター制度」について

鹿児島県中種子町立野間小学校 校長 肥後 秀昭

I 学校の規模及び地域環境

学級数 13学級（特殊学級1を含む）

児童数 327人（平成15年1月現在）

職員数 26人（県費・町費含む）

地域環境 種子島の中央部に位置する中種子町の中心部にある。役場や中央公民館等の公共施設も近くにあり教育環境に恵まれている反面、国道・商店街にも隣接していることから交通量や人の往来も多い環境でもある。

II 取組のポイント

学校周辺住民の有志に「学校安全モニター」を委嘱し、不審者（車）等の発見・通報及び緊急事態発生時における救護活動に協力してもらう。

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

学校周辺における不審者（車）等の発見と通報及び校内において事件や事故等が発生した場合に児童の一時避難や救護活動に協力してもらうために警察と連携して、周辺住民の中から適当と認められる一般家庭、商店等を学校安全モニターとして委嘱し、児童及び学校の安全を確保する。

2 取組の内容、方法等

(1) 種子島警察署と学校が協議し、理容店、自動車工場、新聞販売店、建設会社、商店など9件に学校安全モニターを委嘱する。

（委嘱状は警察署長・校長の連名で交付）

(2) モニターはボランティアで任期は2年とする。
（再任を妨げない）

(3) モニターの主な任務

ア 自宅周辺において不審者（車）等を発見した場合に警察又は学校に通報する。

イ 校内で事件や事故等が発生した場合に児童の一時避難や救護活動に当たる。

ウ 休校日や夜間において、校内に侵入又は侵入

しようとしている不審者（車）等を発見した場合に警察に通報する。

エ 学校の安全に関する意見・要望、情報等を提供する。

3 取組の状況

(1) 委嘱状の交付式及び第1回連絡協議会の実施委嘱状の交付、学校安全モニターの看板の伝達（平成13年7月17日）



【校長室で委嘱状の交付・看板の伝達式】



【正門近くで理容店を営む学校安全モニターの方】

(2) 不審者対応の避難訓練の実施

ア 開催期日 平成14年5月28日

イ 参加者 全児童、全職員、警察

参観者 学校安全モニター、子ども110番の

家、保護者他

ウ 訓練内容

(ア) 不審者侵入を想定した非常事態における心構えや護身方法の訓練

(イ) 学校外での非常事態における心構えや護身方法（子ども110番の家、学校安全モニターの家利用などの周知）の訓練

エ 訓練の流れ

(ア) 事前指導

全学級児童に訓練の意義、心構えの説明、不審者への対応の仕方の指導

(イ) 校内の1教室に不審者侵入

学級担任による児童保護、不審者への対応、隣接学級への連絡、児童避難

(ウ) 校内放送による避難指示、警察への通報、全児童の避難

(エ) 不審者への対応（男性職員）と児童の安全管理（女性職員）



【警察官による不審者侵入学級への事前指導】



【不審者との対峙訓練】

オ 訓練の成果・課題

(ア) 臨場感のある訓練に参加し、不審者に遭遇した時の適切な対応や避難の仕方等を具体的に理解でき、日頃の安全に関する意識の高揚が図られた。

(イ) 訓練を実施したことで不審者への対応や避

難方法等の「安全マニュアル」の改善点が明らかになった。

(ウ) 訓練前の不審者侵入学級児童への入念な説明及び保護者への訓練の意義の説明を今後も十分に行う。

(3) 登下校中における不審人物への対応訓練

ア 開催期日 平成13年6月16日

イ 参加者 全児童、全職員、子ども110番の家、警察署員、防犯関係者他

ウ 訓練内容

登下校中の児童2人に不審車両が近づき、道を尋ねるふりをして車に引き込まうとする場面を想定し、児童が不審者から逃れた後、「子ども110番の家」に駆け込み、車種や不審者の特徴について連絡する訓練

4 実践の成果

(1) 学校安全モニターや子ども110番の家の方と学校との相互情報交換や連携が充実してきた。

(2) 日常の登下校時等において、児童への声かけ等を積極的にしていただき、生徒指導の面からも成果があった。

(3) 夏季休業中の夜間に、青少年らしき人物の校庭への侵入等の情報が寄せられたので警察へ警邏を要請したところ、その後、そのような事例が少なくなり、地域の青少年の健全育成にも効果があった。

(4) 学校安全モニターの看板設置やモニター制度の「学校だより」等での紹介により、学校職員や保護者の「学校安全」に対する意識がさらに高まった。

5 課題等

(1) 児童の登下校時や放課後・土日の児童の安全を確保するために、校区公民館・PTA等と連携した「校区全体で取り組む安全モニター制度」を検討する必要がある。

(2) 本年度は「不審者対応の避難訓練」を実施したので、次年度以降は学校安全モニターと連携した避難訓練を実施する必要がある。

(3) 児童をより安全に守るために情報交換を緊密に行い、早い段階での不審者等への対応について、お互いの意識向上を図る必要がある。

施設改善による安全管理充実はどうあればよいか

——職員室からの可視角度を大きく広げる工夫——

鹿児島県西之表市立安城小学校 校長 松元 武子

I 学校の規模及び地域環境

1 学校規模

学級数 3 児童数 16 職員数 7

2 地域環境

本校区は鹿児島県種子島、西之表市の南東部にあり、市街地より約16.5km東側は一望千里の太平洋に臨んでいる。

地勢的には、第1段丘に属する地帯であるが、起伏が激しく、集落は台地上あるいは山あいになんぞあり過疎化現象が進む地域である。

II 取り組みのポイント

安全管理拠点としての職員室周辺改善を中心に取り組んだ。

- 【1】遮蔽物等の移動・撤去
- 【2】磨りガラスから透明ガラスへの入れ替え
- 【3】カーブミラー設置

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

京都市立日野小学校は校舎改築を行い、職員室を校庭が見渡せる位置にした。学校全体が見渡せるように職員室は3方窓が望ましいと思われる。敷地と校舎の配置や構造、機能性について長期的な展望がなければならぬが、まずは現存する職員室を学校安全の立場からどのように変え、どう活かすかという視点に立ちたい。

本校は平成13年12月からパソコン整備・LAN敷設が行われ、情報スペース「キッズ」が設けら

れた。

そのため児童が管理棟である西校舎からいちばん遠い東校舎を利用する機会が増えることになったが職員室からは東側駐車場側からと第一倉庫側からの来客が確認できない。というより、窓を閉め切った状態であれば校庭側は何も見えないという状態であった（図1、写真1）。

そのことは来客にとっても職員室が訪ねにくく、また、誰でも直接各教室に行くことができるということである。これでは安全管理機能をもった職員室周辺環境とは言えない。



写真1 職員室から北側校庭は見えなかった



写真2 →

写真3 ↓



玄関から入る。職員室の様子も見えず、イベントパネルのために校長室はその存在すら分かりにくい。

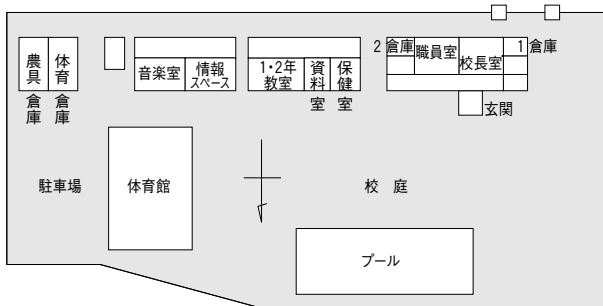


図1 安城小学校の校舎等施設配置図

2 取組の内容、方法等

(1) 遮蔽物等の移動・撤去

南側は透明ガラスであるがもともと北側は磨りガラスで、しかも写真1にもあるように2枚分をパネルと書架で塞いで壁と化していた。そこで、まずパネルを校長室廊下へ、そして書架を校長室内に、公文棚を職員室の壁際へ移動させ、校長室廊下のイベントパネルを撤去した。

(2) 職員室北側窓ガラスの入れ替え

さらに、職員室北側の磨りガラスをすべて透明ガラスに入れ替えた。これで校庭はほとんど見渡せるようになった（写真4）。

また、玄関から一歩中に入ると職員室の中の様子がよく分かり、声もかけやすい（写真5・6）。以前はイベントパネルのために二重に壁ができ



写真4 すっきりと校庭が見やすくなった職員室窓



写真5 玄関から校長室と職員室を見る



写真6 職員室の内側も見やすい



写真7 以前の校長室前



写真8 現在の校長室前

ていた校長室前も、以前に比べて明るくなった（写真7・8）。

(3) カーブミラー設置

問題は、通常職員室にいる教頭が、来客が実際に職員室に顔を見せるまでその姿に気が付かないことである。

そこで、職員室廊下の外壁にカーブミラーを設置してもらうことにした。鉄製のパイプに上下2段に分けて西の第一倉庫側と東の駐車場側を



写真9 ほどよい角度で設置されたミラー

見ることが出来るようになっていた。これにより可視角度がさらに広がり、北側校庭のほぼ全てが把握できるように

なった（写真9・10）。これは教頭の机位置からいつでも校庭が確認できるように設置したものでかなり遠くの人影も確認できる。

これらの措置で、以前は教頭の机から北側校庭は全く見えない状態であったのが、ほぼ校庭全部の様子が把握できるようになった。



写真10 動く人の姿が確認できる

(4) その他

ア 掲示板の設置
学校への来客は全て職員室の教頭を通すよう

にするため、正門と東側駐車場入り口、北西の通用門、そして全ての校舎入り口に、危険物持ち込み禁止と来客は必ず職員室教頭へ届けるよう案内した掲示板を設置した（写真11・12）。



写真11 全ての入り口に掲示



写真12 敷地入り口の立て看板

イ 来客用ネーム準備
駐在所の警察官の立ち寄り表の横に來客用ネームを準備した。学校によく出入りする販売店の方の中には自分で大きく確認しやすいネームを準備する人もいるが、自分の名前のカードがなくてもその場で書き込んでケースに入れられるよう用紙やペンも準備した（写真13・14）。



写真13 立ち寄り表とネーム入れ



写真14 各々付けてもらう

販売店の方は児童にも馴染みの方ばかりであるが、

この措置で一層の安心感を与えられたようである。

3 実践の成果

学校安全の在り方について「施設改善による安全管理充実はどうあればよいか」というテーマのもと、「職員室からの可視角度を大きく拡げる工夫」というサブテーマを設定して主に施設設備の維持・改善の方法を中心に研究してきた(写真15・16)。

現在の安全を巡る状況は、学校、家庭、そして地域社会において、様々な事故災害や凶悪な犯罪の多発などが深刻化しており、生命や安全を軽視するという憂慮すべき風潮が社会全体に蔓延しているように感じられる。



写真15 教頭の机より（以前）



写真16 教頭の机より（現在）

児童がそれぞれの家を出発し、無事に学校へ行き、また各家庭へ帰るまで、全ての安全を保障しなければならない。学校はその意味で負う責任が大きい。

今回は、主に運営管理と物的管理という観点から実践してきた。めったに起こることがないであろう災害へ対処する訓練でも、職員、児童ともに真剣に取り組み、しっかりと自分のものになっていくようである。そのことは、これまでの交通安全教室や各種避難訓練(写真17~21)等についてのアンケート調査結果からも窺える。



写真17 不審者に児童用椅子で対応する職員

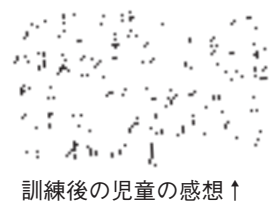


写真18 手を振り払い逃げる練習

写真19 刃物を持っている場合の対応の仕方 →



写真20 スモーク訓練は実体験として効果大



訓練後の児童の感想↑



写真21 停止したら確認

施設改善により安全管理の充実を図ることもさることながら、身の安全を守るための安全指導も、児童及び教師にとって大変役立っており、学校安全は安全管理と安全教育両面から取り組む必要性を改めて感じた。これからも、より一層の学校安全への取り組みを実践していきたい。

4 課題等

今回は、施設設備の維持・改善について、安全教育の中の安全指導の一部にも触れながらまとめた。今後は教科・領域の中で児童が主体的に学習する安全学習の在り方、併せて家庭における幼児期からの一貫した躰や地域での主体的な安全教育・安全管理に関する活動等について研究したい。

地域の子どもの安全を守る会の設置

子ども安全情報ネットワークの取組

東京都目黒区立第九中学校 校長 佐藤 和雄

I 学校の規模及び地域環境

学級数（9学級） 児童・生徒数（268名）
職員数（26名）
地域環境（住宅街と商店街が隣接する市街地）

II 取組のポイント

- 【1】「地域の子どもの安全を守る会」の設置
- 【2】「子ども安全情報ネットワーク」の取組
- 【3】関係機関の役割を明確にした安全対策

III 取組の概要

1 取組のねらい

- ・小中学校、小中学校PTA、地域（町会、児童館等）及び警察との連携を一層深めることにより、地域の子どもの安全を確保する。
- ・不審者に関する被害防止の観点に立ち、地域・関係機関の役割を明確にした具体策を検討する。

2 取組の概要

(1) 取組の経緯

- ・地域には保育園、児童館、小中学校及び女子高校があり、複数の学校が通学路を共有している。平成13年、登下校や塾帰りの通学路を中心として変質的行為をはたらく複数の不審者が出没した。児童・生徒への被害の拡大が心配な地域であった。
- ・子どもの塾帰りの夜間や複数の不審者が出没するなどの現状を改善するために、地域の子どもの安全対策活動を各学校ごとに単独で行ってきたが顕著な成果が上がらなかった。

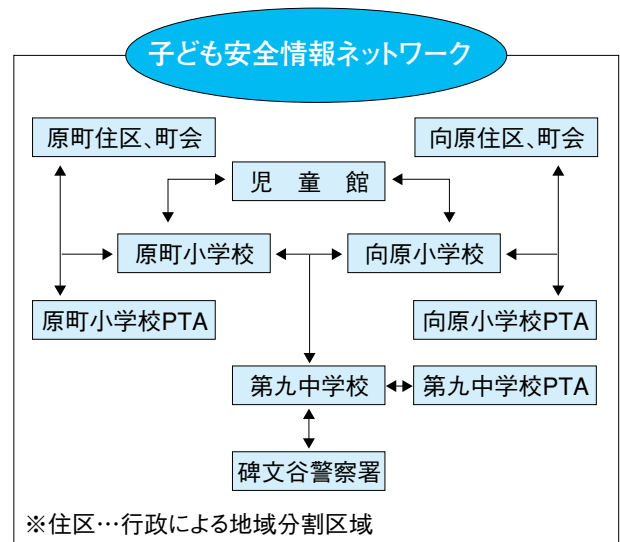
(2) 取組の内容・方法

ア 地域の子どもの安全を守る会の設置

子どもの安全を学校だけではなく、地域全体で考える必要性から本校の提案で「地域の子どもの安全を守る会」を発足させ、地域・関係機関の役割を明確にするとともに相互の連携により、安全対策活動の時間的・範囲的な盲点を補い合い、不審者の出没しにくい地域環境の整備を目指した。（参加対象は右図、子ども安全情報ネットワーク参照）

イ 子ども安全情報ネットワークの取組

「地域の子どもの安全を守る会」に加盟する団体の連携による安全対策を具体化した。その一環として、緊急時の速やかな機関相互の情報提供をねらいとした「子ども安全情報ネットワーク」を下図のように設定した。



子ども安全情報ネットワークの特性

- ①地域全体への迅速な情報提供が可能である
速やかな情報が広範囲に及ぶことから、子どもの安全を確保するための活動を迅速に進められるとともに地域全体へ周知徹底することが可能になる。
- ②新たな情報入手が期待できる
広範囲の安全対策活動を一齐に行うことにより、不審者の行動などの新たな情報入手が期待できることから、緊急時の警察活動への協力が容易となる。
- ③地域の健全育成の推進に役立つ
地域と学校がともに子どもの成長をみつめることにより、地域の健全育成を推進することができる。

ウ 地域・関係機関の特性を生かした具体策の検討
町会と警察、児童館と児童民生委員などの既存の組織の連携や活動可能な時間帯などの地域・関係機関の特性を生かした具体策の検討と役割を明確にした。また、自衛的な安全対策について警察署の指導・助言を仰いだ。

(3) 活動の状況

- ア 子ども安全情報ネットワークの役割
- ・学校周辺及び地域の中で不審者を発見（遭遇）した場合に学校間及び地域、児童館へ広く速やかに情報提供を行う、被害の拡大防止を目的としたネットワークである。
 - ・不審者に関する地域全体の情報を中学校で集約できるために速やかな警察活動を促すことが期待できる。
- イ 中学校の活動
- ・学校や塾などの通学路の途中に緊急避難のできる家を設置したり、子ども110番の家を活用するなどの生徒指導及び家庭への自衛策について啓発を行った。また、教員による登下校、部活動後の地域巡回活動や引率下校を実施した。
 - ・夜間の玄関の消灯により子ども110番の家が緊急時に機能していないことがあった。地域の子どもを守る会を通じて、玄関の夜間点灯を住区、町会から働きかけていただくように依頼した。
 - ・本校の総合的な学習の時間のテーマである「地域貢献」の一環として、不審者対策を考える生徒の自主的な取組を支援した。
- ウ 小学校の活動
- ・中学校と連携した生活指導の観点から中学校と同様に通学路の緊急避難場所の設置を家庭へ依頼した。
 - ・警察署より配布された携帯用防犯ブザーを児童に携帯させるように家庭へ働きかけた。
- エ PTAの活動
- ・多くの保護者へ自転車に「PTA巡回中」の札を付けて買い物をしていただくように働きかけ、不審者の出没しにくい地域環境を築く自衛策を取った。
 - ・校外生活委員、父親の会による登校時及び夜間の巡回活動を実施した。
- オ 地域の活動
- ・「不審者に注意」の啓発ポスターを町会掲示板に掲示していただくとともに、地域住民に対して玄関の夜間点灯の協力を呼びかけた。
- カ 警察署からの支援
- ・地域巡回の強化に努めていただいた。
 - ・「不審者に注意」の啓発ポスターを作成し、町会及び学校へ配布していただいた。また、「警察官立寄所」のプレートを学校へ配布していただいた。
 - ・中学生の総合的な学習の時間「不審者対策を考える取組」について生徒への助言を行っていただいた。

3 実践の成果

- ・地域の子どもの安全を守る会の設置により、子どもの安全確保に対する地域の関心が高まり、保護者・地域の自主的・自衛的な活動を促すことができた。
- ・学校・地域の巡回活動、保護者の自転車による「PTA巡回掲示」の安全対策の日常化及び警察官による巡回強化により、不審者の出没しにくい環境が整備され被害の顕著な減少がみられた。
- ・塾帰りの女子生徒がストーカー的な行為の被害に遭った際に、学校の指導を受けて保護者があらかじめ依頼をしておいた避難場所（友人宅）に逃げ込み、難を逃れることができた事例があった。
- ・不審者が出没した際に子ども安全情報ネットワークを活用した。その結果、小中学校及び地域、児童館へ速やかに情報が流れ被害の拡大防止につながった。
- ・地域の子どもの安全を守る会の取組の後に子ども安全情報ネットワークを活用し、学校、保護者、地域と警察の連携の結果として、児童・生徒に対する変質的な行為をはたらく2名の常習犯を短期間のうちに逮捕することができた。

4 課題

(1) 地域の現状

地域の高齢化が進んでいる。地域の子どもの安全を守る会では、地域活動の中心となる人々が高齢者のために夜間巡回などの安全対策活動が困難な現状にあることが話題となった。

また、道路が狭く夜間も暗いという地域環境も不審者が出没する要因ではないかという報告があった。

(2) 課題1 地域サポートプランの立案

このような現状から学校は、地域と保護者・PTAの架け橋となり、保護者が今まで以上に地域とのかかわりを深め、地域を支えるよう啓発するとともに、その具体策としてのサポートプランの立案が課題である。

(3) 課題2 地域を担う生徒を育成する総合的な学習の時間の充実

また、地域の人々より「将来の地域を担う人材を学校で育成してほしい」という要請があった。この要請に応える具体的な手立てとして、総合的な学習の時間のテーマに「地域貢献」を位置づけ現在取り組んでいる。

「地域に守られた子どもが将来の地域の子どもの守るおとなへ」と成長することを願い、「地域に目を向け自らの意思で地域のために貢献できる生徒の育成」をねらいとした総合的な学習の時間の充実が課題である。

不審者（暴漢者）への対応

東京都港区立三田中学校 校長 藤崎 武利

I 学校の規模及び地域環境

学校規模・・・学級数6学級

生徒数179名 職員数38名

地域環境・・・都心ではあるが、三田の高台に位置し、多くの常緑の樹々に囲まれた静かな環境の中で生徒たちは、伸び伸びと学習と部活動に励んでいる。保護者や地域の教育への関心が高く、学校教育に対しても積極的に協力している。

II 取り組みのポイント

- 【1】暴漢者の校内侵入時における生徒の安全確保に向けた的確な指示と迅速な避難体制の確立
- 【2】校内に侵入した暴漢者に対する教職員の校内連絡、通報の手順の確認と組織的対応の実践
- 【3】警察関係との連携を図った安全管理の在り方・点検

III 取り組みの概要

1 ねらい

暴漢者が侵入した際に、①生徒の安全確保②暴漢者への迅速な対応③警察への通報など、教職員の組織的な対応の確認と危機意識の高揚。

2 内容

暴漢者が本校生徒への不満をはらしに、凶器（ゴルフクラブ）をもって来校。これに対する教職員の組織的な対応と生徒への的確な指示と安全な場所への避難。

3 方法

- (1) 警察（少年係）との連携を図る。
 - ・少年係と内容・方法について2回の事前打ち合わせ
 - ・少年係が来校し、行動ラインの確認
 - ・教員の対応、生徒の避難の仕方の確認
 - ・少年センター職員、地域少年補導員、管内警

ら係の参観、指導・講評

- ・生徒は、教室内にバリケードを作り一時避難、暴漢者の行動によって体育館へ避難

4 訓練計画

侵入想定：玄関から侵入後、生徒のいる3階教室へ移動

- (1) 受付へ「気にくわない生徒がいる出せ！」と怒鳴り込んできてくる。
- (2) 受付（主事）から職員室（教頭）へ校内連絡。教頭から職員室に居合わせた職員に知らせる。（今回は、学校110番を使用しないで訓練実施）
- (3) 教頭から、全校放送「校内に暴漢者が入りました。緊急体制をとってください」との連絡。
- (4) 暴漢者は、職員をかき分けて中央階段を通過して3階へあがる。
- (5) 3階で職員が暴漢者の進路を妨げる形で対応。その間に教室での避難を開始

ア 1・2・3年生は、教室内で侵入を防ぐ手だてをとる。（ドアに机をはさみ開かなくする。イスでバリケードをつくる。生徒は廊下側の壁に沿うようにして身を隠す）

イ 暴漢者が3年教室に移動したら、階段付近の女性教員と暴漢者に対応している男性教員で連絡を取り合い、暴漢者から遠い位置にある1年・2年へ避難の指示をだす。

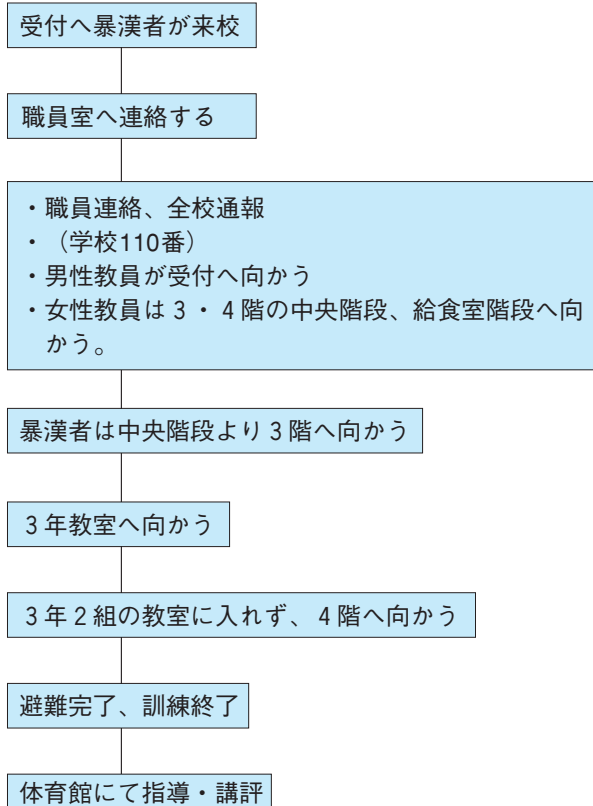
- (6) 暴漢者は3年2組まで来て、教室に入ろうとするが、入れないため職員に追われるように4階へ向かう。3年生は、暴漢者が4階に行った後、避難する。
- (7) 生徒の避難場所は、体育館に設定した。今回は、避難後の指導・講評が重要と判断し、避難場所を体育館とした。
- (8) 訓練終了後、体育館にて指導・講評。

①校長講評

②関係機関からの指導・講評

- ・少年センター
- ・警ら係

5 暴漢者・教職員の行動図



6 実践の成果

- ・「いざ」となったときの判断、対応の難しさに気付くとともに、臨機応変に臨まなければならない自覚を深めた。
- ・日頃からの校内見廻りや危機意識をもって授業に臨む意識が高揚した。

7 まとめ課題

(1) 教職員の感想

- ・緊急時に的確な判断をして連絡をしてくれるという指令の中核への信頼感がなければ出来ないことだと思った。
- ・素手で向かうのは非常に危険である。こちらにも応戦する物がほしい。
- ・玄関の対応の時に「学校110番」をかける必要がある。
- ・次のような場合も想定して、対応策を講じる必要もある。

- ① 受付に人がいないときに、直接教室に押し入った場合。
 - ② 管理職が不在だった場合。
 - ③ 夏季休業中の部活動指導中等における避難体制
- ・「訓練は本番、本番は訓練」という気持ちで日常の訓練を充実させていくことが大切である。

(2) 警察関係者等からの助言

- ・侵入した暴漢者に対して、教員は立ちふさがったが、実際には足元をくずすことが大切である。後からタックルしたりする。
- ・押さえるときには、身体の部位に分けて受け持つ。または、空き部屋に押し込め閉じこめる。
- ・覚醒剤を服用している場合には、潜在的な力を出し、とんでもない力を発揮する。
- ・ねじり倒したら、ポケットなどを探ってみる。
- ・相手が「もう抵抗しない」というので、手をゆるめるとすぐに反撃してくるので油断しない。
- ・誘導時の注意
 - 犯人は① 動くものには敏感に反応する
 - ② 笑っている子がいると、その子をねらう。
- ・やってみて初めてわかることがある。
緊迫感、静止することの大変さ、避難にむけた冷静で的確な判断の難しさ・・・。



(3) 今後の課題

- ・「発見→対応→連絡→誘導→避難」への連携ある行動を取るための判断力、行動力の育成
- ・警察等外部機関との連携ある安全指導への取り組み

P T Aによる体育祭での校地周辺の巡視の取組

岐阜県関市立下有知中学校 校長 鷺見 栄一

I 学校の規模及び地域環境

学級数 7 生徒数207 職員数17

本校は関市の北部に位置し、校区の西部には木曾三川の一つの長良川が南北に流れている。また、その長良川に沿うように東海北陸自動車道が南北に走っている。校区は平地とゆるやかな丘陵地であり、水田がまだ多く見られ、兼業農家が多くある。農業用水路などが整備されてきたが、まだ豊かな自然が多く残っている田園地域の中に位置している。

II 取組のポイント

- 【1】体育祭では、保護者や地域の方の参観が多くある。参観者を全て確認することは困難なので、P T Aによる校地周辺の巡視の取組を実施した。
- 【2】P T Aの本部役員及び地区委員で巡視チームを編成し、午前、昼食時、午後の3回にわたり巡視を行った。巡視するP T A役員には、不審者に対する対応方法について共通理解を図った。
- 【3】P T Aの役員の中に、生徒の安全確保の重要性に対する意識が高まり、日常的に、不審者に関する情報が学校に提供されるようになってきた。

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

P T Aによる体育祭での校地周辺の巡視の取組は、平成10年度から始まり、今年で5年目になる。通常の授業日の来校者は、校舎の玄関にある来校者名簿に、日時、氏名、用件を記入して職員室を訪れることにしている。この方法により、来校者を把握することができ、不審者かどうかを確認できるしくみになっている。

ところが、体育祭では、参観者は職員室を訪れないので、参観者の身分を確認することはできない。特に、本校や他校の中学校を卒業した青少年も参観に来るが、その際、一部の青少年がオートバイに乗り、爆音を立てて校地周辺を走り回った

り、生徒席に近づいて中学生に声をかけ、呼び出したりするということがあった。職員が指導して退去させようとしても、また戻ってくるという状況で、体育祭の運営に大きな支障をきたしていた。

そこで、生徒が安全で、安心して体育祭の運営や競技に専念できるように、P T A地区委員会で協議し、P T A本部役員と地区委員で校地周辺の巡視をすることを決議された。

このように、生徒に声をかける不審者が校地内に侵入しないように、また、校地周辺を暴走する車両が校地内に進入しないように、組織的に校地周辺の巡視を行う体制を整えた。

2 取組の内容、方法等

(1) 巡視チームの編成

P T Aの本部役員8名及び地区委員42名の50名で巡視チームを編成した。巡視チームはさらに6つの班に分け、妨害者や不審者等の早期発見と事件の予防に努めた。巡視は、午前、昼食時、午後の3回に分けて行った。体育祭の本部テント内に巡視本部を設営し、巡視チームから異常発生との連絡があった場合は、本部で協議し早急に対応できるようにした。

(2) 巡視チームの活動内容

巡視チームには、活動内容として以下のことを確認した。

【確認事項】

- 不審者と思われる人物を発見した場合は、すぐに本部に連絡する。
- 声をかけることが可能な場合は、声をかけて身分を尋ねる。声をかけることが不可能な場合は、本部に対応を依頼し、より多くのメンバーで不審者の侵入を防ぐ。
- 不審者と思われる人物が校地内に侵入しようとした場合、すぐに警察へ通報する。
- 近年は、不審者が刃物等を持っているケースが多いので、至近距離まで不審者に近づかない、また、けっして単独で声をかけない。

(3) 他機関との連携及び職員・PTA役員の役割

警察とも連携し、事前に確認事項について了解をとり、出動要請をした場合は、速やかに対応していただけるようにした。

巡視チームは、東門、北門、西門の3か所の門から出入りする参観者の中に不審な言動をしている者がいないかどうか、また、校地周辺に集まり暴走したり不審な言動をしたりしている者がいないかどうかを確認した。また、地区委員は、巡視時間以外は保護者用参観テント内におり、校地内での不審な言動がみられる参観者がいないかどうかを確認した。本部役員は、本部テント内から、絶えず生徒の様子を観察し、異常な事態が起こっていないかどうかを確認した。職員も、体育祭の運営をしながら、それぞれの担当場所から、絶えず生徒の様子を観察し、異常な事態が起こっていないかどうかを確認し続けた。

このようにして、職員もPTA役員も、校地周辺及び校地内に不審な言動をする参観者がいないかどうか絶えず目を配った。

3 実践の成果

平成10年度から始まったPTAによる体育祭での校地周辺の巡視の取組は、今年度も実施され5年目を迎えた。この取組を始めた当初は、校地周辺に青少年が集まり、不穏な様相を呈していたこともあり、不審な者に声をかけて身分を尋ねたこともあった。当初は、体育祭開始前から終了まで、2時間おきに巡視していた。しかし、近年は、校地周辺に不審な者が集まるという状況はなくなり、生徒が体育祭に集中して取り組める状況が生まれ、午前、昼食時、午後の3回の巡視で対応できるようになってきた。今までの取組から、次のことが成果としてあげられる。

- 幸いなことに、不審者と思われる人物は校地周辺に近づくことはなかった。
- 巡視が行われていることから、生徒は安心して活動することができ、体育祭に集中して取り組むことができた。また、職員も、絶えず目を配りながらも、体育祭の運営に専念できた。
- この取組を通して、PTAの地区委員や本部役員の中に、生徒の安全確保の重要性に対する意識が高まった。また、学校の安全管理について、行事以外のときにおいても関心が高まり、日常的に、不審者に関する情報やその他の学校・生徒に関する情報も学校に提供されるようになってきた。



「巡視本部から生徒の活動と不審者の有無を確認」

4 課題等

今までの取組を通して以下のことが課題としてあげられる。

- 体育祭の時、参観者が絶えず出入りすることから、今後も同様の方法を継続していく必要を感じている。
- 学校の安全確保への協力のため、地域の学校安全支援ボランティアを組織していくことが、今後ますます重要になってくると考えている。

地域公園と敷地を共有する学校の防犯対策

愛知県名古屋市立新郊中学校 校長 高橋 克治

I 学校の規模及び地域環境

本校は名古屋市の南部に位置し、学区内を旧東海道が走り、歴史と伝統を重んじる地域である。三世帯が同居している家族が多いという特色がある。

学校の近くに地下鉄や私鉄の駅があり、交通の便利な地域にもかかわらず、新たな住宅やマンションの建設はあまりない。地域の様々な行事も盛んに行われるが、生徒数は減少傾向にある。

学校は運動場の南と西側が公園と接しており、その境にはフェンスがない。朝夕のジョギングや犬の散歩、休日の親子スポーツの姿などが運動場で日常的に見られる。



【犬と散歩する人】

地域に開かれた学校の良さを保ち、地域や保護者の協力を得ながら生徒の安全を確保し、学校の防犯活動を行っている。

平成15年1月8日現在、生徒数（327人）

・学級数（11クラス）・教職員数（27人）である。

II 取組のポイント

防犯のために生徒や学校を「ガードする」という方法ではなく、地域の特徴を生かし、学校を開くことで安全で快適な学校、地域をつくりたいと考えた。

学校・保護者・地域の三者が互いに理解し、協力をし合うことで本当の防犯対策ができる

こうした考えに基づき、それぞれの立場で何ができるかを明らかにする。そして、精一杯取り組むなかで、それぞれの意志の疎通をどのように図っていくかがポイントである。

1 学校の取組

- ・生徒への指導の取組 ・教育活動の中での取組
- ・個々の職員の取組 ・施設面での取組

- 2 保護者の取組
- 3 地域などの取組

1 学校の取組

(1) 生徒への指導の取組

学校における防犯対策を徹底するために、「対応マニュアル」を作成した。学校に不審者が進入した場合、学校の近くに不審者の情報が入った場合など生徒への指示や行動について全職員で共通理解し、全校集会や学級指導の時間で生徒に徹底した。これを生かし、平成14年6月に学区の商店に刃物を持った男が押し入り逃走した事件があった時、部活動中の生徒を集めて事情を説明した後、地域ごとに教師が引率して生徒を帰宅させた。

(2) 教育活動の中での取組

学校開放週間を設定し、保護者や地域の人たちに普通の学校生活を参観してもらったり一緒に行事に参加してもらったりする機会を多くすることで、学校の垣根を低くし、地域に根ざした学校を目指した。

月 日	午 前	午 後	夜
10月28日	授業参観	展示準備	展示発表
10月29日	授業参観	芸術鑑賞会	展示発表
10月30日	授業参観	授業参観	
10月31日	合唱大会	合唱会	

【14年度学校開放週間】

学校開放の実施にあたっては、不審者の対応についても職員会で検討した。その結果、保護者に受付を担当していただき、参観者には名札を付けてもらうなどの対応をすることにしたことで参観者にも安心して参観していただくことができた。芸術鑑賞会でプロの歌声を生徒と一緒に鑑賞した学区の老人からは「久しぶりにいい音楽を聴くことができ楽しかった」と感謝の言葉をもらった。

(3) 職員の取組

- ア 生徒の登下校終了後校舎を見回って施錠する。

(4) 施設面での取組



【防犯カメラ】

ア 街灯や電灯の整備をし、夜間でも明るい学校にする。

イ 通用門や校庭（公園）が見える位置に防犯カメラを設置し、来校者や不審者を確認する。



【モニター】

ウ 施設破壊や落書き等が発見されたら、関係機関へ連絡し、速やかに修復をする。

2 保護者の取組



【祭礼パトロール】

(1) PTA活動の一つとして、年間に登校パトロール3回、郊外パトロール6回、祭礼パトロール3回のパトロールを実施し、生徒の様子、不審者や危険箇所をチェックを行う。

また、非常時に生徒が保護を求めることのできる家や店舗（子ども110番の家）との情報交換を行う。そして、全ての保護者に、学校や公園の近くをジョギングなどで通るときは注意を払ってもらい、何か異常に気付いたらすぐに学校や警察へ連絡する体制が整備してある。学校への関心をいつも持ってもらうように働きかけている。

3 地域などの取組

(1) 中学校ブロックいじめ問題行動等防止連絡会議を年間3回開き、小学校、警察、地域の少年補導委員、子供会関係者等と情報交換をする。その中で、学校ができること、地域ができることなど提案したり、情報を交換したりしながら、地域との連携を強め、よりよい学校、地域作りに取り組む。

(2) 近隣協力員を依頼し、深夜の不審なできごとなどの情報を提供してもらおう。緊急時には、警察等への連絡を依頼してある。

(3) 愛知県は、民間の警備会社と契約し、「キッズセーフティーパトロール隊」と称した警備員を市内16区に2名ずつ配備した。パトロール隊は各区内の小中学校を登下校時を中心に警らし、児童生徒の安全確保に務める。パトロール隊は、学校に経過報告を行うが、その折り学校からの要望な

どを伝え、情報交換しながら一層の防犯に心がけている。

4 実践の成果

学校に対する保護者や地域の関心は高く、協力体制もある。にもかかわらず、平成14年1月から6月までの間に4回の不法侵入、7回の落書き、数度にわたる器物破損が起きた。こうした状況を



【落書き】

保護者や地域に情報提供し、前記のような取り組みを続けることによって、共に悩み、考え、解決しようとする姿勢を高めることができた。さらに、保護者から防犯用のビデオカメラを増設するについての協力を得ることができた。そして、6月から現在（15年1月）までの不法侵入や落書き等の被害はなくなった。学区の商店に不審者が押し入ったという事件があった時も、生徒への被害がなかったかどうか心配して、学区の人が尋ねてきてくれるまでになった。

5 課題等

地域公園と敷地を共有する学校の課題を二つあげる。一つは、利用者のモラルの問題である。敷地を利用した後に、たばこの吸い殻やジュースの空き缶などが散乱している。犬の糞が放置されたままになっている。直接呼びかけたり看板を立てたりしても十分な効果がない。毎朝、生徒が登校する前に清掃をしてからでないと一日が始まらない。もう一つは、散歩などしている地域の人の安全についてである。部活動の指導や体育の授業中に生徒が打ったり蹴ったりしたボールが当たって怪我をすることも考えられる。事故を防ぐために互いに配慮することが必要になる。学校の防犯対策とは直接関係がないように思われるが、「学校・保護者・地域の三者が互いに理解し、協力し合う」本校の防犯対策の取り組みが実を結ぶとき二つの課題も解決されると考える。今後さらに全



【見守る】

ての人たちの心に訴えるような、地域ぐるみの取組を模索していきたい。

校内安全対策マニュアル

大阪府大阪市立天満中学校 校長 井出 憲賢



I 学校の規模及び地域環境

学級数 (11) 生徒数 (334) 職員数 (29)
地域環境・・・市街地

II 取組の趣旨 (ねらい)

校内の安全管理体制の確立を目指し、学校長の指示のもと、全職員が共通理解を図り、緊急事態等に速やかに対応できるよう、日常的な安全管理体制の確立に努める。

III 取組の概要 (内容・方法・活動の状況等)

1 安全対策委員会の設置

施設設備の定期的な点検に努めるとともに、機能的かつ効果的な危機管理が行える体制の確立に努める。

(1) 委員会構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・保健主事・各学年主任・養護教諭

(2) 機能・役割

ア 安全対策マニュアルを作成し、役割分担の具体的行動等について、教職員の共通理解の徹底に努める。

イ 校舎施設設備を定期点検し、その改善に努める。

ウ 来訪者の受付業務を徹底し、来訪者の目的等を確認する体制の確立に努める。

エ 校内外巡視体制の確立に努める。

オ 安全教育の推進とその検証に努める。

カ 関係諸機関との連携の充実に努める。

キ 個人情報保護等に努める。

2 校内における安全管理体制

(1) 門扉の開閉・施錠について

ア 正門以外の通用門はすべて、常時施錠する。

イ 正門は登下校時のみ開門し、その他の時間帯は施錠する。登下校時以外の学校への出入りは、正門横の副門を使う。

ウ 副門はモニターによる来訪者の確認をした後、解錠する。

(2) 来訪者への対応

ア 来訪者への対応は、教職員がモニター付きインターホンを通じて行い、職員室・管理作業員室の遠隔操作スイッチにて副門の開閉を行う。

イ 来訪者には玄関で、受付簿に必要事項を記入していただいた後、来訪者証を渡し、目につく部分に付けていただく。

ウ 本校が各種会議・会合の会場になる場合、玄関ロビーにて受付を行い、来訪者・保護者証等の識別証を渡す。

エ 防犯モニター (3画面) を通じて、常時正門及び玄関ロビー付近の監視に努める。

(3) 識別証の携帯・提示

ア 教職員は職員証を付ける。

イ 夜間学級生徒は生徒証を付ける。

ウ 来訪者は来訪者証を付ける。

(4) 校内外の巡視体制の確立

ア 教職員による巡視体制

(ア) 登下校時の通学路の巡回・巡視に徹する。

(イ) 校内巡視は複数の教職員で行い、異変発見の際は、巡視者自身の危険回避に努めるとともに、不審者にまず、退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。

イ 保護者・地域の協力を得た巡視体制

保護者（P T A）・地域関係諸機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努めていただく。

(5) 安全教育の充実・点検

ア 全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全生活の確保について、心構えを喚起・啓発する。

イ 関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・被害防止プログラムや救急救命法等の講習会を実施する。

(6) 個人情報の保護等

収集された個人情報は管理職が一括して整理・保管し、外部への情報提供の際には、細心の注意を払う。

IV 緊急時の対応と被害拡大防止への取組

1 侵入者発見時の行動

教職員の退去の指示に従わない場合、まず、ナイフ等の所持を確認する。生徒・教職員に危害が加わる可能性がある時、または危害を加えている場合、

- (1) 大声を出す・携帯防犯ブザーを鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
- (2) 職員室への速報（校内電話の活用、教職員等による速やかな連絡）
- (3) 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
- (4) 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

2 侵入者への対応

被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。

- (1) 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導するよう試みる。
- (2) 状況の推移を逐一、管理職に報告する。
- (3) 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイクを駆使して緊急避難放送を行う。
- (4) 安全な場所（例：体育館等内からカギがかかる場所）に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
- (5) 管理職が所轄警察署に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

3 負傷者の処置

- (1) 軽傷者の応急処置は保健室にて行う。
- (2) 必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡を入れる。
- (3) 負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員

が付き添って、病院に搬送する。

- (4) 重大な事態が生じた場合は、消防署に速報し、救急車の出動を要請する。

4 事件・事故後の取り組み

- (1) 事件発生にともない、対策本部を発動し、事後の対応や措置を適切に行う。また、事件・事故の経過について、時系列で記録し、保管するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- (2) 継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、P T A・地域等と連携をとり、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。（生徒及び教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく）また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで、学校に待機させる。
- (3) 保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取り組みの一層の充実に向け、協力・支援を要請する。
- (4) 被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー・心の教室相談員等との連携により、メンタル・ケアに努める。

V 実践の成果（効果）

本校の開校以来、取り組んできた防犯・青少年健全育成対策について、近年の緊迫した社会情勢をふまえ、系統的・組織的に見直しを図ってきた結果として、教職員の防犯意識の高揚、生徒の自衛対策の充実、そして保護者・地域関係諸機関の協力体制の充実を図ることができた。

VI 課題等

最近の諸事情に鑑み、本校では、これまでの成果をふまえ、授業中はもとより、登下校時・放課後の生徒の安全確保及び夜間・休日等の学校施設開放時における生徒の安全確保と施設設備の安全管理に努めている。今後は、安全対策マニュアルの趣旨の一層の徹底及び、対策マニュアルを含めた、日々の取り組みの点検・検証に努めるとともに、保護者・地域等への啓発活動の推進、既存の警備システムのより効果的な活用、警察等関係諸機関との連携等も進めていきたい。

実習を通して学ぶ防犯教室

兵庫県西宮市立大社中学校 校長 北野 登

I 学校の規模及び地域環境

学級数19、生徒数620名、職員数36名。

東西がJR西宮付近から芦屋市との市境、南北は国道2号線付近から甲山周辺までと大変広く、小学校区は5地区を数える。そのため、電車、バスを利用して登下校をしている生徒も多い。

校区内には阪急、JR沿線を中心にいくつかの商店街や大手スーパーがあり、国道171号線沿いも含め、ゲームセンター、カラオケボックスをはじめとするさまざまな遊戯施設がある。

住宅環境では、住宅街から商業地域まであり、それぞれに違った地域性を持っている。

II 取組のポイント

【1】防犯の専門家である警察官を招き、内容を充実させる。

【2】実演、実習を交えることで、予防策だけでなく、具体的な対処を学ばせる。

【3】以上の2点をもとに、防犯に対する実践的態度を養う。

III 取組の概要

1 取組のねらい

本校においても、不審者からの被害が絶えない。昨年度1年間を振り返っても、バス登校する生徒に対する痴漢行為や、下校途中に女子生徒が刃物を突きつけられ、公園のトイレに連れ込まれるといった事件もあった。平素から生徒には登下校の指導や、保護者へのビラの配布など被害予防と万一のときの対処について指導を繰り返していたが、いざその時になると逃げられなかったり、声が出せなかったり、また110番通報ができなかったりとそれまでの指導だけでは被害を防ぐことに限界を感じていた。そこで、生徒自身が自分の身は自

分で守るという姿勢を持ち、被害にあったときにしっかり対処できる能力を持たせるため、警察署の生活安全課と少年補導所の協力を得て、防犯教室を実施した。

2 取組の内容

対象は全校生徒であるが、実習を伴うため、2、3学年と1学年の2回に分け、以下のプログラムで行った。

(1) 西宮の少年被害の実態

いつ（季節、時間帯）、どのような場所で、どのような被害がおきているか、を知らせる。

- ・ひったくり
- ・恐喝
- ・痴漢
- ・露出狂

(2) 被害にあわないために

- ア 被害にあわないための予防策
- イ 防犯ブザーの効用

(3) もしも被害にあったら

- ア 恐喝にあったら
 - イ 痴漢にあったら
- 具体的な対処法、110番の仕方
グループに分かれて実践練習

(4) 事後指導

防犯ブザーの購入を勧め、保護者への依頼文を配布する。

司会は教師がおこない、防犯教室の講師はすべて警察官をお願いした。

まず、生徒に防犯教室の意義を認識させるため、西宮市内でひったくりや恐喝、痴漢などの被害がどのような場所、季節、時間帯で起きているか詳しく説明を受けた。

ひったくり被害防止については警察官の実演を交えてわかりやすく説明を受けた。また、防犯ブザーの使い方については、男女各10名の生徒が防



犯ブザーのつけ方や、万一のときブザーの紐をうまく引けるか等を実習した。

3 実践の成果

被害の実態や、不審者の心理状態などの説明を受ける中で、被害者にならないためにどのようなことに気をつければよいのかがおおむね理解できたと思われる。

また、防犯ブザーのようなわずかな工夫で被害を最小限に食い止められる事、実際にその使用方法を知ること、防犯に対する意識が高まったとも思われる。

4 課題等

当初の計画では、学年単位で教室を開催し、生徒全員に防犯ブザーの実習を行うつもりであったが、日程等の都合から上述のような形態となった。本来、防犯に対する意識には個人差があるためできるだけきめ細かい指導が必要である。最低でも学級単位での指導ができればと考える。

生徒の中には早速防犯ブザーを購入したものもあるが、喉もとをすぎると鞆の底に眠っているのが現状のようである。防犯に対する意識は折りに触れて喚起する学校の職員の姿勢も大切である。



警察官によるひったくりの手口の実演



防犯ブザーの使い方の指導を受ける生徒



犯人役の警察官から指導を受ける生徒

(資料) 保護者に配布した文書

平成14年5月2日

保護者様

西宮市立大社中学校
校長 北野 登

防犯ブザー購入のお願い

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より、本校学校教育にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、近年子どもを狙った、痴漢、暴漢の事件やひったくりなどの事件が、この西宮市でも増えてきています。本校でも、登下校中に痴漢などの被害が数件おきています。登下校時の安全指導や、パトロール、関係機関との連携を密にするなど取り組みを進めてまいりましたが、この度、生徒に防犯の意識を持たせるために、西宮警察、少年補導所の協力を得て防犯教室を以下の内容で開催いたしました。

- 1 西宮の少年被害の実態
- 2 被害にあわないために
- 3 もしも被害にあったら

その中で、被害にあったときの対応として、警察では防犯ブザーの効力を高く評価されております。生徒にはデモンストレーションを交えて、その使い方などを詳しくご指導いただいております。


今後とも本校では安全教育、防犯の取り組みを続けてまいります。ご家庭でもこれを機会に、防犯について話し合ってくださいとともに、防犯ブザーの購入をご検討いただき、登下校時に持たせていただきますようお願いいたします。

なお、防犯ブザーは電気店、ホームセンター等で、500円から1000円程度で販売されています。


万が一にも被害にあわないために

◇◇◇◇5月2日、防犯教室を開く◇◇◇◇

最近、校区の中で痴漢・かつあげ等の被害の心配が出てきました。そこで、西宮警察署から4名の方を迎えて、そういった被害に遭わないためには、あるいは遭ってしまったらどうするのか…の話をさせていただきました。防犯ブザーの利用の仕方も見せてもらいました。多くの3年生が実演してくれました。



真剣に聞き入る女子



みんなの前で防犯ブザーの実演をする男子

5月の予定(3年生関係)

日	曜	行	事
1	水	開校記念日	
2	木	防犯指導	
3	金	憲法記念日	
4	土	国民の休日	
5	日	こどもの日	
6	月	振り替え休日	
7	火		PTA委員総会
8	水	内科検診(13:00~)	一斉専門委員会
9	木		
10	金	耳鼻科検診(3年は希望者のみ)	
11	土		
12	日		
13	月	全校朝礼、家庭訪問週間(~17日まで、午前中短縮45分授業)	
14	火		
15	水		PTA企画委員会
16	木		
17	金	再検尿の日	
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		PTA愛護部会
23	木	ツベリクリニック検査	
24	金		
25	土		
26	日		
27	月	生徒会朝礼	1hは水5
28	火		
29	水	3年進路説明会(音楽室5:00~)	5hは月1
30	木		
31	金		

※5月の絶対下校は18:00です

恐喝や痴漢対処法授業

5月2日、大社中学校で、恐喝や痴漢などの予防策や対処方法を学ぶ「防犯教室」が開かれました。

西宮警察署、県警西宮少年補導所から講師を招いて、ひったくりや痴漢などを想定し、生徒が被害者役となって防犯ブザーや自転車を使った訓練に取り組みました。



多様な対応による犯罪被害防止への取組

東京都立芸術高等学校 校長 黒田 比佐雄

I 学校の規模及び地域環境

本校は、全学級6学級、生徒数は244名、教職員数34名（講師数65名）の学校規模である。

地域環境は、都内でも有数の繁華街となっている渋谷から西方に約2 kmに位置し、交通としては私鉄の電車と徒歩を利用して約15分の場所にある。

しかし、学校付近には繁華街に隣接しているという面影はなく、住宅地や東京大学の教養部をはじめ、小・中学校、高等学校など、数多くの学校が集中している地域である。

II 取組のポイント

- 【1】地域関係機関との連携
- 【2】地域との連携
- 【3】校内体制の確立と教職員の意識向上

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

最近の児童・生徒が被害の対象者となる事件が頻発している現状を踏まえ、学校そのものが安全で、生徒が安心して教育活動に励む環境を構築していくことが強く求められている。

本校は、演奏会や展覧会など、多くの学校行事を保護者のみならず、都民に公開していることもあり、来校者が本校関係者と限らない。このことを背景に、全教職員の危機意識を向上させ、さらにその意識を維持していくことが大きな課題であると認識し、地域の協力体制の確立を含め、全教職員が危機対応について共通理解していくことをねらいとしている。

2 取組の内容、方法等

(1) 警察署との連携による危機意識の向上

地域を所管している警察署（生活安全課少年係）と強く連携しながら、学校全体の安全確保を構築するために、生活指導主任等を派遣して意見交換等を年間複数回実施している。特に、文化祭や卒業式等の学校行事では、不特定多数の外部の方々

が来校するため、事前に警察署に校内外の巡回の要請はもちろんのこと、緊急事態が発生した場合の対処方法や通常の警備上のアドバイスなど、安全管理に関する情報を提供してもらっている。

さらには、日常の教職員の危機意識の向上と緊急事態の対処訓練をねらいとして、警察署員の来校のもと、全教職員参加の校内研修を実施した。その中では、管内の学校等で発生した犯罪等の事件の紹介とその事例を取り上げてのシュミレーションをもとに、実際に本校で発生したことを想定して各自の役割分担を確認するなどをした。

その際、最悪の状況を回避するための実際の防犯訓練（防犯スプレーの使用方法）などを行い、全教職員の心構えを整えた。なお、防犯スプレーなどの防犯品は、特定の場所に保管しており、定期的に点検をしている状況である。

「地域の犯罪傾向は地域の警察に聞け。」この言葉のとおり、地域の学校としては地域を所管する警察署との強い連携が必要である。警察署員を招聘しての防犯上の傾向や問題点を認識し、全教職員が緊張感をもって防犯上の取組を行うためには、校内研修会を毎年、組織的・計画的に実施していくことが不可欠と考えている。

(2) 学校運営連絡協議会等を活用した地域の連携

東京都は、一昨年度から「開かれた学校づくり」の一環として、学校運営連絡協議会を全都立高等学校に導入し、地域の人々を含めた外部委員をその構成員としている。本校では、毎回、学校運営連絡協議会の中で地域の外部委員を通して、通学途上での生徒の安全確保をお願いしている。日常の通学途上の中で、本校生徒の様子や雰囲気を意識的に見てもらえることが、本校にとって大きな安堵感であるが、生徒にとっても安心感となっている。特に、通学途上で異変が発生した場合には、地域の人々の家に駆け込むことも「緊急避難」としてお願いしている。

その結果、地域の人々の中にも、本校生徒の登下校の様子を意識的に関心をもってもらえる人が増え、生徒が声を掛けられる場面も多くなってい

ることを生徒から聞こえてくる。

さらには、近隣の高等学校（国立・公立・私立の7校）が相互に連絡し合う体制を取っており、教頭を窓口として、緊急事態発生時には、敏速・的確に連絡がとれる体制となっている。

今後は、その体制が一層強化され、生活指導主任等を含めた連絡会を定期的に開催し、生活指導や安全管理に関連した情報が相互に共有できるような体制づくりの構築が必要と考えている。特に、本校と校舎敷地で隣接し、生徒も教職員も相互に両校の正門を共有している東京都立駒場高等学校との共同防犯体制の確立が不可欠であることから、教頭同士で情報交換を行うとともに、緊急事態発生時には、相互に協力体制を取ることを申し合わせている。

(3) 不審者進入防止の校内体制

本校は、音楽科と美術科の専門学科を有する学校であるため、学校行事に教育課程上の特色の一つがある。なかでも、音楽科の定期演奏会や発表演奏会、卒業演奏会などの多くの演奏会活動、そして2ヶ月に1回の割合で開かれるプチ・コンサートは、音楽科生徒にとっても極めて思い出となる行事である。

また、美術科では1年生全員が参加する夏季休業日中の写生合宿での成果を公開する写生合宿展やそれぞれの学年別に開かれる展覧会なども特色ある学校行事として位置付けている。こうした教育活動の成果は、保護者はもちろんのこと、都民にも公開していることから、外部者の来校が極めて多くなっているが、最近の学校における事件が全国的に報道されるに伴い、教職員の間で危機意識が芽生え始めた。このことを背景として、来校者の確認と訪問の目的を把握するため、事務室で来校者の氏名記載をお願いし、目的等を聴き取った上、全来校者に「来校者プレート」を胸の見える位置に付けることを条件として校内の立入を許可することとした。

さらには、「来校者プレート」を身に付けていない来校者を確認すれば、確認した教職員が積極的に「一声」を掛けて来校目的等を確認することを、全教職員で取り決めている。なお、その際、緊急事態が万が一にでも発生した場合には、管理職に連絡する者をはじめ、警察に連絡する者や職員室に連絡する者、放送を入れる者、生徒を誘導する者など、生徒の生命安全を第一とすることを前提に役割分担を決め、そのとおりに行動することとしている。

3 実践の成果

日常の防犯及び安全管理や危機管理の面に関して全教職員の課題意識が高まり、全体的に危機管理意識が向上した。具体的には、教職員間に従来にも増して主体的・積極的に校内外の巡回等を行う姿勢が見られただけでなく、来校者に対する声かけ等を積極的に行うようになった。同時に、教員同士が相互に連絡を取り合う体制も生じ、特に、学校行事等における本校関係者以外の方々が数多く来校する場面では、積極的に役割を果たしている。

4 課題等

時間の経緯や日常の多忙な生活の中で、教職員の緊張感を長期間にわたって維持すること、及び学校行事が多い本校で、計画的・効果的に研修会を推進していくための実施時期などのタイミングが大きな課題となっている。特に、研修部が校務分掌に位置付けられていない本校では、教職員の危機管理の面でのニーズや課題を探ることが困難となっており、今後は、危機管理に関する研修の維持・継続の観点から研修担当を校務分掌に明確に位置付けて、計画的に研修会を実施していくことが必要である。

安心し、心を落ち着けて学習できる学校づくり

奈良県立高取高等学校 校長 澤田 一夫

I 学校の規模及び地域環境

学級数：17

生徒数：680

職員数：46

奈良盆地の南端、吉野山地の玄関口、飛鳥高取の里に位置し、1学年6クラス（普通科4クラス・国際科2クラス）の中規模校である。県第2の橿原市に隣



接しているが、都市部より離れ、明日香の里を一望できるのどかな丘陵地帯で、飛鳥時代の古墳群の中に位置している。これまでは穏やかな安心して生活できる地域であったが、最近、国道からはずれている学校周辺の道路も車の通行量が増え、交通事故を含めた危機管理が必要になった。

II 取組のポイント

【1】既存学校施設の防犯対策

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

学校の事故防止は、かけがえのない子どもの生命の尊重を基本に考えるべきであり、身近な防犯対策に取り組むことが大切である。

2 取組の内容、方法等

(1) 既存施設の点検・評価

ア 出入口の所在箇所の確認

正門・通用門、グラウンドへの通用門又は出入り口、その他校内への通用口、地域住民への開放部分等の安全点検を実施した。

イ 図面による点検・評価と現場における点検・評価

① 開閉は可能か

② 施錠は可能か

③ 開閉はいつ、誰が行うか

④ 鍵の保管場所・運用の方法等、機能的に運用できるか

ウ 不備・不十分な箇所の速やかな改善

(2) 不足部分の新設

ア 校門までの本校専用道路入口にガードパイプの設置

小高い丘に位置している校門まで150mあまり登る専用道路に、目的なしに進入する車が増加したことにより、安易に進入できないようにガードパイプを設置した。



イ 正門・通用門に施錠設備の設置

常に開放していた正門・通用門を閉じ、通行する者に開閉させることにした。

ウ 防犯灯の増設

専用道路に防犯灯を増設した。また、通学路の防犯灯は地元（高取町）に依頼し、設置した。

エ 正門・通用門・正面玄関等へ注意看板の設置

「関係者以外無断立入禁止」・「来訪者は必ず事務室までお越しください」等の掲示板を設置した。

(3) 来訪者等の主な動線の確認

ア 来訪者用駐車場新設

事務室から把握でき、本館から30m離れた位置に来訪者用駐車場を新設した。

イ 庭木の刈り込み

校舎前に茂った植木を、50cm程度の高さに刈り込み、枝振りを必要とするものは枝下1m程度を剪定した。これは、見通しをよくすることによって学校内の死角をなくすためである。



ウ 来訪者の受付

事務室窓口で来訪者名簿への記入を義務づけるとともに、来訪者マークを胸につけていただき、全職員及び全生徒が確認できるようにした。

また、夏期・冬期休業中に実施される三者懇談（生徒・保護者・教師）・講演会等への来校については、玄関で受付を設け、学年別にリボンをつける方法をとった。

エ 校舎外の巡視

管理職によって日に数回の巡視を行うとともに、特別施設を使用する教師等によって校舎の死角箇所の巡視を実施した。

オ 教室・特別教室の施錠

外部からの進入を防ぐため、使用しない部屋(教室も含む)の施錠を徹底している。

(4) その他

ア 危機管理マニュアル等の作成

不審者の退去方法、生徒の安全確保、緊急連絡方法、応急手当、事後対応措置等のマニュアルを作成し、スムーズに対応できるように体制を整えている。

イ 警察官の巡回(パートナーシップ)

所轄警察署に協力を依頼し、駐在所より定期

的に巡回をいただいている。

3 実践の成果

「校門が閉じている・受付がある・死角がない」等の取組によって、不審者及び不審車両の侵入がなくなった。これまでは、見知らぬ人を校庭で見かけることもあったが、現在は皆無である。

生徒たちの意識も、「自分は自分で守る」という危機意識が高まったと思われる。

4 今後の課題

危機管理の取組を紹介したが、今後「生徒の命を守る」という第一原則の中で、より危機管理と危機意識の高揚が大切であると思われる。

また、「命の尊さ」を考えると、専門警備員を配置する等の徹底した方策が安全管理上、不可欠ではないかと思われる。

外来者の把握と事故防止

岡山県立高松農業高等学校 校長 福島 久利

1 学校の規模及び地域環境

本校は今年創立104年を迎え、5学科15クラスで生徒数573人、職員72人の農業専門高校である。学校は岡山市のはずれにあり倉敷市・総社市に隣接した田園地帯に位置している。近くには日本3大稲荷の最上稲荷、秀吉の水攻めで有名な備中高松城址がある。

全県学区のため生徒は広い地域から通学している。通学方法は図-1のようになっていて、約6割が列車通学をしている。また、出身中学校数は68校にも及んでいる。

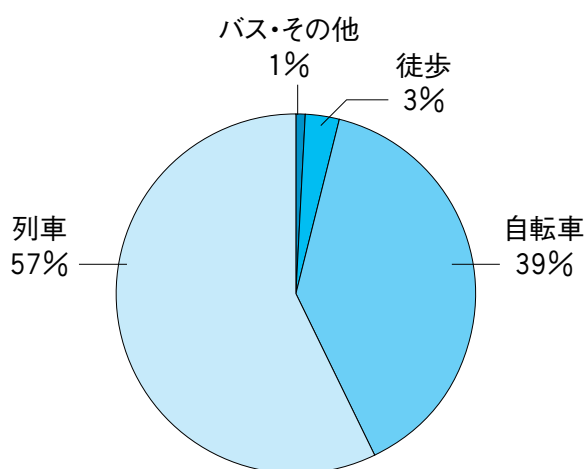


図-1 通学方法

学校の敷地は農場の圃場を含むため広く、公道が校内を通っているため、学校の出入り口を施錠することは困難である。さらに、職員や業者の自動車および実習等で使う車が常時頻繁に校内を通行しているため、安全管理が大変難しい状況にある。

2 取組のポイント

【1】外来者用受付簿の設置

受付簿を校内2箇所に設置し、外来者に対して記名をお願いしている。

【2】不審者進入に対する校内の整備

正門とグラウンド南側入口の施錠（夜間のみ）

【3】減速突起物（ハンプ）の施工

グラウンド沿い直線道路の南端付近と4棟西側付近の2箇所に道路を横断する形でハンプ（突起物）を施工。ただし、自転車、車椅子等が通行しやすいように中央部分はハンプを施工しないようにした。

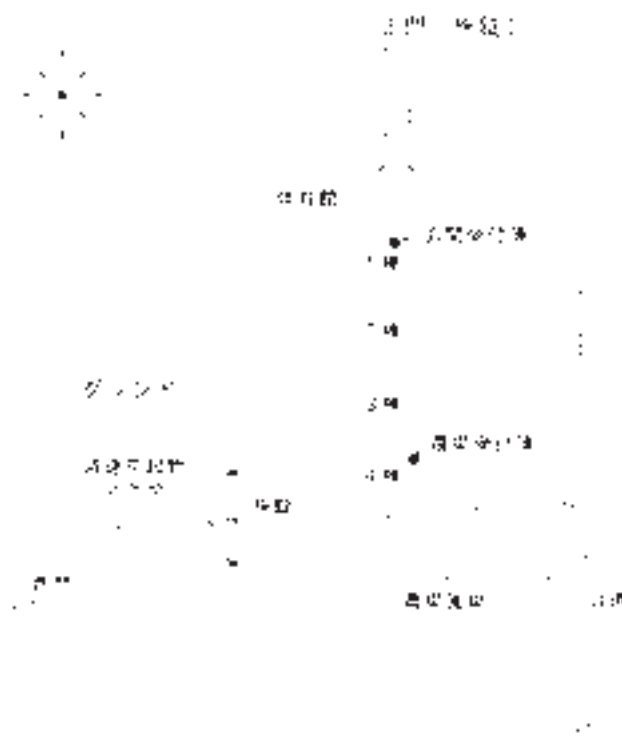


図-2 学校平面図

3 取組の概要（内容、方法、活動の状況等）

【1】外来者用受付簿の設置

本校では外来者に対しての受付簿は事務室（1棟）と、農場管理室（4棟）の2箇所に置いている。本校では、正門より入って来られる外来者の場合は玄関（1棟）での受付で対応できるが、農場に農産物等を買いに来られる方は西門より直接農場に来られるので、玄関の受付簿では対応できず、農場管理室に受付簿を置き、外来者の把握をすることとした。

入口には写真-1のような張り紙をして、外来者に記名をお願いしている。中には時々記名していただけない外来者もいるが、その場合は、その都度記名をお願いしている。



写真-1

【2】不審者進入に対する校内の整備

夜間及び休業日の施錠については、校門は以前から実施していたが、新たにグランド南側入口も実施することにした。

これにより、夜間及び休業日の校舎（1棟から4棟）への車両等の出入りは防止できる。

授業日の昼間は車両等の通行が多いため施錠出来ないの、教員による巡回を出来る限り実施している。不審者または不審車両等が確認された場合は多くの教員が駆けつけて対応している。これについては、日頃から危機意識をいかに持つかが重要なポイントになってくる。なお、外来者用の駐車場は指定している。

【3】減速突起物（ハンプ）の施工

本校は教室棟とグランドとの間に約100mの直線道路がある。

生徒は体育の授業や放課後の部活動などの時にはこの道路を頻繁に横断している。また、「校内徐行」の立て看板があるにもかかわらず、校外から

入ってくる業者等の車は徐行しないで通行しているので、いつ事故が起きても不思議ではない状況下にあった。

そこで、車を徐行させる手段として、本校の直線道路の数箇所に欧米ではよく見られるハンプをつけることを考えた。しかし、ハンプをつけることにより、自転車や車椅子にとっては通行しにくく、逆に事故につながる危険性が高くなるため、ハンプとバリアフリーとが共存する工作物が出来ないかを検討した。

試行錯誤の結果、中央の一部分にハンプをつけないでバリアフリーにすることでこの問題は解決できると判断した。

ハンプの形状や材料、幅、高さ、施工方法について検討をした結果、図-3のようなハンプを直線道路の始めの部分と途中の2箇所に施工することにした。

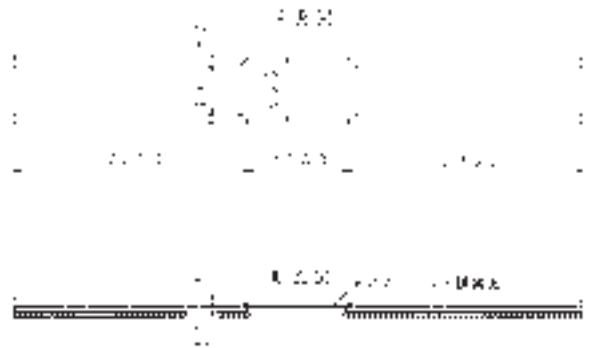


図-3 コンクリートによるハンプ舗装

自転車や車椅子の通行の妨げにならないように道路中央部分の1mはハンプを付けないようにした。そして、コンクリートの強度を上げるために鉄筋を配置した。

また、安全対策として「凹凸あり」の標識を設置し、黄色の斜線をペンキで塗ることにした。

施工は本校農業土木科の施工実習の中で行なうこととした。生徒と一緒に施工することで、生徒への交通安全意識の啓発になればと考えた（写真-2）。



写真一 2 生徒による施工実習

4 実践の成果（効果）

【1】 外来者用受付簿の作成

受付簿への記名は抵抗なく受け入れられた。また、外来者の把握が容易になった。

【2】 不審者進入に対する校内の整備

施錠することにより、夜間の不審者の侵入がなくなった。また、施錠・巡回等の取組により、職員全員の危機意識の高まりが見られ、昼間の不審者への的確な対応ができるようになった。

【3】 減速突起物（ハンプ）の施工

ハンプ施工後は明らかに通行車両の減速効果があった。また、これによる転倒事故等は起きていない。



写真一 3 完成写真

ハンプの高さについては「もう少し高いほうが良いのでは」などの意見もあるので検討する必要がある。また、形状についてはかまぼこ型の曲面のほうが耐久性が増してよいと思われる。

ハンプ舗装の実習をしたことで、その達成感と生徒の交通安全意識を高め、学校生活への充実感につながったと思われる。



写真一 4 完成後の遠景写真

5 課題等

昼間については、施錠ができない以上、見知らぬ人を校内で見かけた場合、あいさつ等の声かけを積極的にするなど、職員の危機意識をいかに保ち続けるかが重要になってくる。

バリアフリーを取り入れたハンプ道路は現在十分機能しているが、今後設置するときは、かまぼこ型に変更するように考えている。

また、事故防止ということのみであれば、バリアフリーを取り入れたハンプ道路で十分であるが、さらに、景観的なことも考慮に入れながら、次のようなことを計画している。

- ① 直線道路を曲線道路にする。
- ② 道路幅を変える。
- ③ カラー舗装にする。
- ④ 植栽または花壇を作る。

経費等の問題があるので、すべてを実現できないかもしれないが、これからは利便性のみを追及するのではなく、人の命を守り心豊かな生活を営む上で、このような道路が必要であると感じる。

肢体不自由養護学校における

不審者を想定した避難訓練の事例

東京都立八王子東養護学校 校長 田中 則行

I 学校の規模及び地域環境

学級数	31学級
児童・生徒数	96人
職員数	92人（うち教員75人）

本校は、東京都西部の八王子市に位置し、工業団地の近くではあるが一般住宅に周囲を取り囲まれている。周辺には商店等もあまりないので、日中の人通りは少なく、通行は地域住民や工場への出入りの車等に限られる。

II 取り組みのポイント

- 1 不審者侵入を想定した避難訓練
- 2 地元警察による不審者対策に関する講習

III 取り組みの概要

1 「不審者侵入を想定した避難訓練」取り組みの趣旨

大阪教育大学附属池田小学校での事件以後、本校のような肢体不自由養護学校に学ぶ児童・生徒の安全確保をどうするかについて校内で知恵を絞った。

障害の特性から、駆け足で逃げるということはもとより、自分で動くということも困難な子どもたちであるから、安全確保のためには、とにかく近くの教室に逃げ込むのが一番だと考え、以下に述べるような避難方法を考案し、その訓練を定例で実施してきた。

(1) 訓練の名称と趣旨

訓練の名称は“第3次避難訓練”とした。これは、不用意な放送を流すことによって、逆に侵入者を興奮させることのないようにとの配慮から、第3者にはわからない暗号としての効果を期待したものである。“第3次避難訓練”という放送が流れた場合は、緊急事態であることを日頃より教職員や児童・生徒に周知徹底することにより、不審者が侵入中であることを容易に、かつ侵入者にさ

とられることなく、全校に一齐に知らせることができる。

(2) 訓練の放送文

「これより第3次避難訓練を始めます。児童・生徒の皆さんは、教室に入って放送を聞いてください。」

(3) 訓練の流れ

- ① 来校者用バッジを着用していない人物を見かけた教員は、「どこか教室をお探しですか。」等の声かけをし、反応を。
- ② 相手の反応に不審な点があれば、すぐに教頭に連絡し、「第3次避難訓練の放送」を入れる。
- ③ 放送を聞いた教職員は、児童・生徒を緊急に最寄りの教室内に避難・誘導し、内部から施錠する。
- ④ 同時に警察へ通報する。
- ⑤ 安全が確認された後、訓練終了の放送を入れる。

(4) 訓練の効果

“第3次避難訓練”の訓練を繰り返すうちに、休み時間等で一人で廊下を歩いていた生徒も、放送を聞いただけで、近くの教員のいる教室へ逃げ込むなどの自発的な行動がとれるようになった。各教室にはすべて内鍵がついているので、鍵さえかければ侵入者も容易には教室内に入り込むことはできない。毎回の訓練の際、同時に施錠状態の点検も行っており、故障箇所があれば点検修理している。

このようにして、まずは児童・生徒の安全を確保しておく、その後、侵入者への直接的な対応にあたるまでの時間的余裕を生み出すことができる。その間に連絡通報、あるいは生活指導部を中心とした教職員による対応が可能となる。

2 地元警察による不審者対策に関する講習

本校は、周囲をぐるりと住宅等に囲まれていて、

大通りからも奥まった位置にあるため目立たず、これまでは警察による日常的な巡回は行われていなかった。

大阪教育大学附属池田小学校での事件以降、付近の小中学校と同様に本校周辺の日常的な巡回もお願いし、不審者に対する抑止的効果を高める取り組みを行ってきた。また、地元町会による看板の設置にも協力し、地域の安全性向上のために努力してきた。

さらに、避難訓練により児童・生徒が安全確保のための行動を身に付けてきているとしても、警察到着までの間、教職員だけで侵入者に対応しなければならないことも想定されるので、そのための講習を地元警察署にお願いした。そして事務職員や、生活指導部教員を中心に、机や椅子を利用した防御法、あるいは“刺又”等の防御具の活用等について教えてもらった。凶器等を所持する人間に対しては、相手の手や凶器がこちらの体に届かないように、机の天板を持ち、脚の方を相手の胸の前に突き出して数人で押し込む方法が有効だとわかった。

また一方、「バット等の器具を用いると、それを相手にうばわれる危険があるのでおすすめできない。何よりの安全策は、手向かったりせずに避難を第一に考えた方がよい。」とのお話もあった。このことから、本校においては避難訓練の方に重点を置くことにし、前述の“第3次避難訓練”に力を入れるに至ったという経緯がある。

IV その他

その他、大多数の学校と同様に、保護者も含め来校者には胸にバッジを表示してもらったり、校門を閉じたりという取り組みは事件以後すぐ実施した。幸いにも本校の正門と裏門にはモニターカメラが設置されていたが、念のため裏門は常時施錠することにして番号鍵をつけた。ここに至るまでには、肢体不自由養護学校という特性から、保護者の来校も毎日頻繁にあり、その度に校門の大きなスライド門扉を開閉することは、負担も大きいとの反対の声があった。まして、児童・生徒を自家用車送迎している保護者にとっては、校門の前で停車し門を開け、入った後また停車して車を降りて門を閉めるという煩わしさがある。

しかし、何より安全を優先したいという気持ちは、保護者も学校と同様であり、説明し理解を求めた結果、快く協力していただき実施するに至った。

V 今後の課題

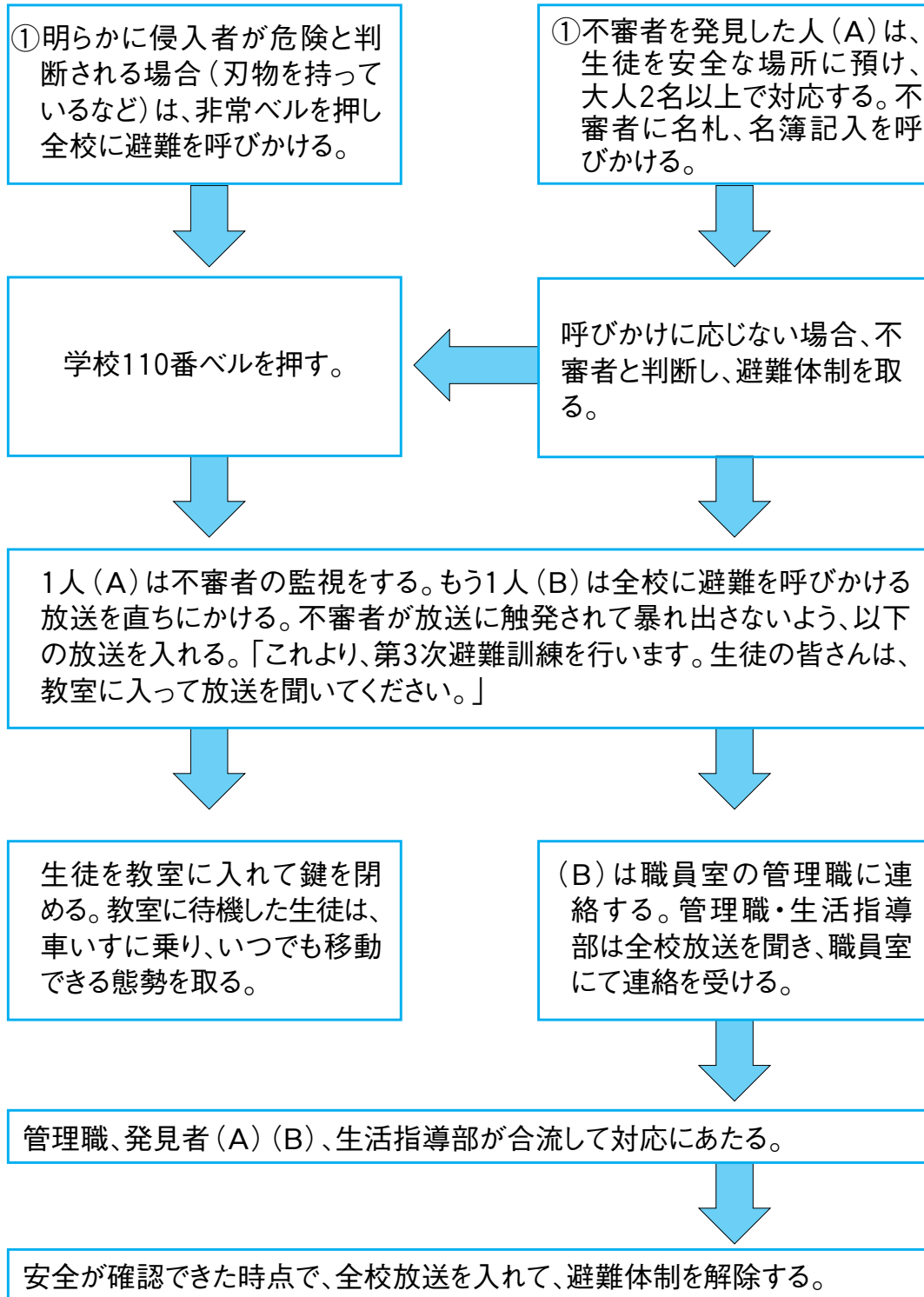
本校では、生活指導部を中心に年間の避難訓練計画を立案しているが、今後も引き続き“第3次避難訓練”を定例として年間計画に組み入れていく方針である。事件の記憶が薄れるにつれ、対策にも危機感がなくなってしまうように、組織としての記憶にしっかりと留めておきたい。そのためには、起こりうる危機として、火災や地震と同様に“悪意を持った侵入者”に対する避難訓練を欠かさず実施し続けることが重要である。

また、犯罪や事件は、我々の想像を越えたような形で現前することも多い。こうした未知の危険から児童・生徒を守るには、やはり教職員の連携による迅速な対応が欠かせない。そのためには、訓練内容に工夫を取り入れる必要がある。

東京の肢体不自由養護学校である都立小平養護学校においては、地域や警察の協力を得、“学校110番通報訓練”を実施し、大きな訓練効果をあげているという事例もある。

そこで本校においても、平成14年度末現在では、より実地的な訓練や、安全確保に役立つ備品の購入に加え、警察による講習会の実施等を、生活指導部を中心に計画中である。

訓練の流れ(都立八王子東養護学校)



☆一人で行動することのある児童・生徒には、十分な指導を学級活動の時間に行う。

☆対応時の方法については、警察からアドバイスしてもらう。

地域ぐるみで行う学校における児童の安全確保について

———スクールヘルパー制度の取組———

福岡県北九州市教育委員会

I 北九州市立小学校の概要について

- 1 小学校数 136校
- 2 児童数 53,083名（H14.5.1現在）
- 3 地域環境

本市は、九州の最北端に位置し、人口百万の大都市である。1901年創業の八幡製鉄所を抱える歴史ある工業都市であるが、近年では、公害克服の経験を基に地域環境の改善をさらに進めるとともに、文化の振興や観光地の開発・整備に力を注いでいる。

II 取組のポイント

1 スクールヘルパーとは

- (1) 北九州市立の小学校において、主に校内巡視を行い、来校者への声かけ、不審者が校内にいないかの確認及び不審者等を発見した場合の通報が主な業務である。
- (2) 1日に一校あたり2名を配置し、活動は原則として半日単位であるが、本人の同意があれば、一日活動してもらうことも可能である。
- (3) 活動内容の詳細については、小学校長と調整し、余裕がある場合には、学校の環境整備を行ったり、授業のゲストティーチャーとして活動することもある。

2 手続きや謝礼について

- (1) スクールヘルパー希望者は、本市教育委員会からの登録表と委任状を小学校へ提出する。
- (2) 教育委員会は保険への加入手続きを行う。
- (3) 謝礼は半日500円、1日の場合1,000円とし、活動月の実績を集計して翌月下旬に学校から手渡す。



III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

北九州市立小学校の安全対策を強化するため、学校職員だけでなく、PTA、自治会、老人会など地域の協力を得る形で校内巡視を行い、児童の安全確保に寄与することをねらいとしている。

2 取組の内容、方法等

平成14年度の実績では、地域のPTAや老人会、自治会などの協力により、スクールヘルパーの登録者数は、市内全域で3,500名を超え、一校あたりの平均は25名を超えている。

また、具体的な活動内容については各学校によって違いがあるが、基本的な取組のモデルとしてA小学校の事例を以下に示す。

- (1) 活動日
 - 毎週月曜日から金曜日
- (2) 活動人数
 - 登録人数26名
地域の方6名、現PTA会員13名
PTAのOB7名
- (3) 活動時間
 - 半日又は1日単位で午前は8時30分から12時、午後は12時から15時30分としている。
 - ほぼ毎日午前2名、午後2名の方が担当している。
- (4) 活動場所
 - 校舎内及び校舎外(運動場や裏門など校舎周辺)
- (5) 活動内容
 - 半日2回の校内巡視
午前・・・8時45分、10時20分
午後・・・13時、15時
 - 不審者を見かけたり、不審者に遭遇した場合に職員室へ通報する。
 - 子どもたちに積極的に声をかけ、あいさつの励行や清掃活動を一緒に行ったりする。また、子どもたちのトラブルを発見し、職員に連絡するとともにその場で適切な指導を行う。

3 実践の成果

平成13年11月からの取組ではあるが、すでに市内の小学校においては、十分に定着している。

学校からは、その成果として以下のような報告があがっている。

- 学校内に保護者や校区の年長者が入ることで、学校での子どもたちや学校の様子を見ていただくことができ、閉鎖的といわれる学校を開く意味からも効果がある。
- 当初の目的である校内への不審者の進入の監視や子どもの安全確保については、定期的な校内巡回で十分成果をあげている。
- スクールヘルパーの中には、進んでごみを拾っていただいたり、危険箇所を報告していただいたりと、違う面からも学校を援助していただいている。
- スクールヘルパー日誌により、日々の巡回の様子や実態がわかるようにしている。

等である。実際の活動日誌より抜粋したものを以下に示す。

● B小学校の活動日誌より

- ・ 下校時30分位前から、正門周辺をうろうろしている学生風の男がいたので注意して見ていたが、訊ねてみるとサッカーまつりの誘いのピラを配りに来た人だった。
- ・ 15時30分頃、なかよしクラブの横門よりメガネをかけた中年風の男の人が校舎の中に入った。先生か保護者かと思ったが気になったのであたりを探したがいなかった。通り抜けて裏門から出たかも。
- ・ 植え込みの清掃が行き届いたせいか、空き缶等の投げ込みがなくなった。10時頃遅刻してきた3年生の子に声をかけたら「お仕事ご苦労様」との返事が返ってきた。数人の子から「こんにちは」と声をかけられた。あいさつのできる子が増えてきたようだ。
- ・ グラウンドの隅にスポーツ教室のソフトボールの用具バックが2ヶ放置されていた。スポーツ教室の子に注意、その後片付けられていた。

以上のような取組が、当初の目的である不審者進入の抑止力となり、学校での児童の安全確保に効果をあげていることは当然であるが、地域と学校の交流が進み、学校が休みの土、日曜でも地域全体で子どもを見守る体制ができつつあるという成果も認められる。

また、C小学校においては、いつも学校を巡回していただいているスクールヘルパーの方々を、卒業前のお別れ集会に招き、児童の手作り

感謝状を手渡したという心温まる新聞報道もあった。

このように、この取組は、学校に通う子どもたちと地域の方との真の交流を深めていく一助にもなっている。



4 課題等

学校からの取組の課題としては以下のようなものがあげられる。

- ・ スクールヘルパーと管理職は、活動内容等についてよく話をするが、一般職員とは話す機会がなかなかもてないため意思疎通が不十分である。子どもたちの様子について話す機会を設けられれば良い。
- ・ 長くやっていくにしたがって、活動自体に慣れが生じてきており、所期の目的が再確認できるようなスクールヘルパーの会合をもつことを考える必要がある。
- ・ 校内での巡回等で、これまでに大きな問題もなく関心が薄れてきたのか、2年次の今年度は、協力者の数が減少している。
- ・ ヘルパーさんの待機場所（会議室等）の整備が不十分である。

5 まとめ

児童の安全確保のために、この取組を継続していくことは大切なことであるが、学校内における安全確保にとどまることなく、この活動による人々の交流を通じて地域ぐるみの安全確保対策へと発展させていくことが重要である。

本市教育委員会としては、今後も、スクールヘルパー制度が開かれた学校づくりの推進のため、学校内外の活動を問わず、学校を支援する地域の体制づくりに役立つように支援していきたいと考えている。

地域における子供の安全を守る取組

学校安全監視対策事業

群馬県富士見村教育委員会 教育長 浅井 多津男

I 学校の規模及び地域環境

学校等数	児童生徒数	教職員数
小学校 4 校	1,367人	83人
中学校 1 校	730人	38人
保育所 1 所	117人	20人
私立幼稚園 4 園	464人	37人

地域環境
赤城山南部の丘陵地で南を前橋市に接している
田畑地域

II 取組のポイント

- 【1】児童生徒の授業中及び下校時の安全確保
- 【2】児童生徒の交通安全指導
- 【3】児童生徒の健全育成活動

III 取組の概要

1 取組の趣旨やねらい

- (1) 村内各小中学校、保育所、幼稚園及び通学路周辺を監視員が巡回することにより、児童・生徒の安全確保と開かれた学校づくりを目指す。

2 取組の内容、方法

- (1) 安全監視員の取組
- ア 富士見村教育委員会が（社）富士見村社会福祉協議会（シルバー人材センター）と契約し、監視員が学校等及び通学路とその周辺を巡回し、不審者の情報を収集し通報する。
 - イ 巡回は常時2名で制服腕章を着用し乗用車（学校安全監視車）を使用して行う。
 - ウ 監視員は、地元駐在所・学校と連絡を密にし連携を図る。
 - エ 巡回により不審者等の情報を得た場合は、年月日、確認時間、場所等を日誌に記載し、警察の応援を要する場合は近くの駐在所警察官に通報する。
 - オ 自転車でのヘルメットの着用や並列・無灯火運転等の注意や交通指導を行う。
 - カ 放置されている有害図書等の回収を行う。

キ 学校門扉等の施錠確認

ク 学校安全監視車には次の物を装備しておく。

- (ア) 懐中電灯（護身用警棒兼ねる）
- (イ) 防犯用カラーボール
- (ウ) 携帯用防犯ブザー
- (エ) 拡声器（緊急サイレン付メガホン）
- (オ) 携帯電話（緊急連絡先短縮登録）
- (カ) 業務日誌
- (キ) 富士見村住宅地図
- (ク) ポラロイドカメラ
- (ケ) 各学校行事予定表

ケ 巡視時間は学校授業日の午前10時から午後7時まで

(2) 学校内の取組

- ア 教職員全員に防犯ブザーを携帯させ、授業中は校門及び玄関を1ヶ所に限定し外来者は職員室により名札等をつけてもらう。
- イ 各学校の門扉及びフェンスの整備を行い不審者の侵入を防ぐ。
- ウ 校舎警備システム（関知センサー）の増設を行い校舎侵入者のチェックを強化した。
- エ センサー付きライトの設置を行い夜間の防犯対策を図る。

3 実践の成果

- (1) 平成13年9月より実施し、その後不審者・変質者の出現件数が激減し抑止効果が大きかった。
- (2) 校庭、校舎周辺を巡回するので、授業中でも安心感が生まれ授業に集中できる。
- (3) 監視員が気づいた点を巡回カードに記入して置くので放課後等の施錠確認がとれる。
- (4) 学校区内の危険箇所や児童の交通情報等意見交換しているので、通学路等の安全が図られる。
- (5) 自転車でのヘルメット着用や並列・無灯火運転等の交通指導をしているので、生徒の交通安全意識が高まってきた。
- (6) 学校だよりや、村広報等で学校の児童生徒の安全のための特集記事に掲載され、家庭での防犯意

識が向上した。

- (7) 学校付近に有害図書が散乱していたので、回収し処分した。
- (8) 通学路の交通事故多発場所にて交通指導にあたり、児童生徒の安全を図ると共に、通行車両の安全監視も行っている。
- (9) 幼稚園の登降園時の保護者送迎時にシートベルトの掛け忘れ等も指導している。
- (10) 学校校門前にて、生徒児童にパンフレットを配る業者が排除された。
- (11) 学校内で女性教諭が残業等している時も安心して職務に専念出来る。

4 課題等

- (1) 校内での緊急時の対応策について更に充実させる必要がある。
- (2) 校舎・校庭等をフェンス及び門扉にて隔離することによる、学校開放時の利用方法
- (3) いたずらに不安感を児童に与え人間不信にならないようにする。
- (4) 継続して実施しなければ効果は現れないので長期的な予算の確保
- (5) 2人体制での巡視時間・範囲の限度があり監視員の増員
- (6) 各学校等の常駐監視員の配置
- (7) 学校休業日及び部活動中の巡視
- (8) 実際の事件に遭遇した時の監視員の安全確保
- (9) 夜間の青少年徘徊の指導

・学校安全監視車と監視員（安全パトロール車）



〔 主な参考文献 〕

- ① 「学校施設の防犯対策について」
学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議（文部科学省）
平成14年11月
- ② 「諸外国における学校施設の防犯対策等に関する調査研究報告書」
社団法人 文教施設協会
平成14年7月
- ③ 安全教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
文部科学省
平成13年11月
- ④ 「救急蘇生法の指針～一般市民のために～（改訂版）」
監修 日本救急医療財団、編著 心肺蘇生法委員会
平成13年6月
- ⑤ 「教職員のための心肺蘇生法の手引（第4版）」
日本蘇生学会編
平成14年4月
- ⑥ 「非常災害時における子どもの心のケアのために〈改訂版〉」
文部科学省
平成15年刊行予定
- ⑦ 「スクールセキュリティガイド」
財団法人 全国防犯協会連合会、社団法人 日本防犯設備協会
平成14年3月
- ⑧ 「子どもの安全を守るためのPTAの取り組み」
社団法人 日本PTA全国協議会
平成14年3月
- ⑨ 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」
文部科学省
平成14年12月

＜ 本資料の作成協力者名簿 ＞

平成15年3月現在
○印 作業グループ

座長	南哲	神戸大学 教授
	岩間益郎	警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐
	梅田昭博	社団法人日本PTA全国協議会 副会長
	老田準司	大阪府立大和川高等学校 校長
○	川畑昭八	千葉県千葉市立磯部第一中学校 校長
	岸本輝美	社団法人日本防犯設備協会 業務担当部長
○	木次勝義	島根県赤来町立来島小学校 校長
○	富永一法	財団法人全国防犯協会連合会 研修課長
○	中森広道	日本大学文理学部 専任講師
○	西岡伸紀	兵庫教育大学 助教授
	原本憲子	東京都江東区立元加賀幼稚園 園長
○	樋村恭一	財団法人都市防犯研究センター 主任研究員
	向畦地昭雄	大阪府教育委員会教育振興室保健体育課 指導主事
	持田浩志	東京都教育庁指導部 主任指導主事
○	矢崎良明	東京都荒川区立尾久西小学校 教頭
○	渡邊正樹	東京学芸大学 助教授 (作業グループチーフ)

文部科学省においては、次の関係官が本会合の討議に参加し、編集については、主としてスポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄が担当した。

中岡司	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	課長
大金伸光	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	専門官
青木麻実子	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	学校安全係
前畑啓太郎	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	学校安全係

学校の安全管理に関する取組事例集

MEXT 3-0306

平成15年6月 作成
平成15年10月 第1刷発行

著作権所有 文 部 科 学 省

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03(5253)4111



古紙配合率70%再生紙を使用しています



この教材は大豆油インキで印刷しています